

凡例

(一) 凡

- 一 本書ハ、各省府縣地方裁判所稅務管理局等ニ於テ、判任官見習、裁判所書記見習ヲ採用セント欲シ、普通文官試驗規則ニ依リテ舉行セラレタル問題ニ就キ夫々答案ヲ附シタルモノニシテ、是等受驗者ノ參考ニ資センコトヲ期シテ編述セリ。
- 二 本書載スル所ノ問題ノ末尾ニ何府何縣何地方裁判所又ハ何稅務管理局三五或ハ三九等記載シタルハ、其ノ府縣地方裁判所又ハ稅務管理局ニ於テ明治三十五年又ハ三十九年ニ試驗ヲ舉行セラレタルモノナルコトヲ明ラカニセルモノナリ。
- 三 歷史科法科ニ於テ、二三府縣ノ問題ノ重複セルモノアリ。是等



ハ其ノ一ヲ掲ゲテ他ハ略セリ。

明治四十年九月

編者記

目次

(一) 次 目

一	歴史科	一
二	地理科	五
三	國語漢文科	九
四	筆寫科	七
五	數學科	八
六	作文科	二八
七	法律科	一五
	○憲法	一五
	○刑法	一六

○刑事訴訟法……………一七

○民法……………二〇七

○民事訴訟法……………三三

○行政科……………三六

普通文官
裁判所書記
試驗問題答案

東京行政學會編

一 歷史科

保元平治ノ亂ノ結果

(山梨縣三九)

保元ノ亂ハ、後白河天皇ト崇徳上皇トノ戰亂ナリ、上皇ノ軍敗レテ、之ニ屬スル源爲義、平忠正等、降服シテ斬ニ處セラレ、源爲朝ハ、伊豆ニ流サレ、頼長、流矢ニ中リテ薨ジ、上皇ハ、終ニ讃岐ニ遷サレタマフ。

次デ平治ノ亂起リシガ、其ノ結果ハ、源氏ノ衰亡ト、平氏ノ勃興トハ、最モ著大ナル事實ナリ。平清盛ハ、保元ノ亂ニ於テ、功ヲ樹テシガ、次デ平治ノ亂ニ於テ、藤原信賴、源義朝ヲ平定セルヨリ源氏ハ、漸次分散スルニ至リ、其ノ勢頓ニ衰頹

ニ傾キタリシナリ。是ニ於テカ、清盛功ヲ以テ、從一位太政大臣ニ任セラレ、兵馬ノ權ヲ掌握スルニ至リ、平氏ノ一門、大ニ繁盛ニ赴キ、其ノ女ヲ中宮トナシ、其ノ子重盛、宗盛等ノ一族、悉ク大臣大將トナリ、平氏ニ非ザルモノハ、人ニアラズト云フニ至レリ。嗚呼盛ナリト云フベシ。

左ノ人々ノ事蹟ヲ記セ (同)

(イ) 成吉思汗

(ロ) 鄭成功

(イ) 成吉思汗ハ、猶帝ト云フガ如キ一ノ尊號ナリ。本名ハ、鐵木眞ト云フ。初メ黒龍江ノ上流斡難等ニ遊牧ヲナセルガ、大ニ國勢ヲ盛ニシ、頻リニ四隣ヲ侵略シ、乃滿ノ大湯汗ヲ破リ、大汗ノ位ニ即ク。實ニ西曆一千八百六十六年トス。

次デ西夏ヲ滅ボシ、河北ノ地ヲ割カシメテ金ト和シ、都ヲ汴ニ移ス。後一轉シテ西域ニ向ヒヌ。時ニ大食國ハ、漸次衰滅セントスルニ及ビシヲ以テ、西突起ノ「セ

ルチユク」王家ハ、亞細亞ノ西半ヲ領有シ、屢々十字軍ヲ破ルノ勢アリシガ、其ノ衰フルニ及ンデヤ、遼ノ耶律大石、西域ヲ占領シ、西遼國ヲ立テ、一時實ニ強大ヲ極メタリシガ、其ノ孫ノ世ニ至リテ、乃滿ノ遺族ハ、西遼ヲ奪略シテ之ガ復讐ヲナサント企及セシガ、遂ニ成吉思汗ニ滅サル。

斯クノ如ク西遼ハ、茲ニ全ク滅亡シタリシガ、花剌子模王家ハ、之ト相隣接スルノ疆土ニアリ。元來「セルチユク」王家ニ屬シタリシガ、遂ニ進ンデ中央亞細亞ヲ略取シ、益々強大トナリシガ、王、稍、驕慢ニ流レ、自國ノ強ヲ恃ンデ、蒙古ノ隊商ヲ殺掠スルニ至レリ。成吉思汗之ヲ聞キテ、大ニ憤リ、其ノ四子ト共ニ侵入シテ、其ノ國都「セミスカンド」ヲ陷レシヲ以テ、王ハ、遁レテ裏海ノ一小島ニ死スルニ至ル。次デ成吉思汗ハ、東歸シテ西夏ヲ滅ボシ、ソレヨリ金ヲ征略セントセシガ、半途ニシテ歿ス。時ニ西曆千八百八十七年。

(ロ) 鄭成功ハ、鄭芝龍ノ子ナリ。芝龍嘗テ我が平戸ノ産タル女ヲ娶リテ妻トス。

成功ハ、其ノ出タリ。明朝ノ將ニ滅亡セントスルニ當リテ、厦門ニ據リテ其ノ恢復ヲ圖リ、明ノ王族、魯王ヲ奉ジテ、頻リニ四隣ヲ攻略シタリシガ、後、終ニ利アラズ、退キテ臺灣島ニ據リテ、専ラ興復ノ事ニ從ヒシガ、魯王歿シ、次デ亦歿スルニ至ル。

日英同盟ノ起因 (同)

歐羅巴諸國殊ニ露西亞ト英吉利ハ、共ニ東洋ニ覇ヲ稱セントシタリシガ、互ニ中央亞細亞ニ對峙シ、累年紛争ヲ絶タザルナリ。我が日本帝國ハ、實ニ東亞ノ樞機ヲ掌握シ、漸ク重キヲ爲サントス。當時英、露ノ兩國ハ、力ヲ東洋ニ伸張セント欲シタリシガ、英ハ、我ト結バンカ、露ハ、其ノ勢ヲ東洋ニ伸バスコト能ハザルベク、露ハ、我が國ト相擁センカ、英ハ亦東亞ヲ顧ミルノ甚ク不利ニ陥ルヲ知ル。然ルニ、露ハ、我が國ト利害相反ス。是ヨリ先キ我が國ハ、清國ト露ヲ開キシガ、其ノ結果、大勝ヲ得テ、光輝ヲ世界ニ發揚シ、我レノ勢力ノ輕侮スベカラザルヲ

認メシム。時ニ露、獨、佛ハ、所謂三國干涉ヲナシ、我レノ當然獲得シタリシ遼東半島ヲ清國ニ還附スルノ止ムコトヲ得ザルニ至ラシメタリ。英ハ、常ニ我ト相親善シ、其ノ利害ノ關係ヲ共ニスルヨリ、我ト相提携スルノ利アリ、我亦之ヲ欲セザルニアラズ、是レ畢竟東洋ノ平和ヲ永遠ニ保持シ、清國ノ領土保全ヲナスニ於テ、最モ適切ナリトシ、終ニ茲ニ相同盟スルニ至レルナリ。

左ノ事項ヲ記セヨ (同)

(イ) 德政

(ロ) 無敵艦隊

(イ) 德政トハ、將軍足利義政、専ラ驕奢ヲ極メ、財用大ニ窮乏シ、負債多カリシガ、其ノ當時屢々發布シタル法令ニシテ、負債ヲ返戻スルニ及バズト云ヘル極メテ無法ナルモノナリ。

(ロ) 西牙王「フイリポ」二世ハ、英國ノ女王「エリサベタ」ト隙ヲ生ジタリシ

ガ、「フイリボ」ハ、英國ヲ征服センコトヲ欲シ、以テ新教國ヲ倒シ、宗教改革ノ勢力ヲ抑制センコトヲ企テ、千五百八十八年艦隊二十九艘ヲ編制シテ英國ヲ討々シム。之ヲ稱シテ無敵艦隊ト云フ。然レドモ、名實相適ハズシテ、英國艦隊ノ爲メニ邀撃セラレタリシガ、西班牙ノ勢力大ニ衰へ、英國ハ海上權ヲ制スルニ至ンリ。

菅原道眞ノ事蹟ヲ記セ (山形縣三八)

道眞ハ、參議是善ノ子ナリ。家世々儒ヲ以テ顯ハル。道眞幼ニシテ穎悟、長ジテ博學多識、徳望ト共ニ秀デ、資性忠良、政事ニ精通シ、裁斷スルコト流ル、ガ如シ。醍醐天皇御年十三ニシテ位ニ上リ、藤原基經ノ子、時平ヲ左大臣ニ、道眞ヲ右大臣ニ任ジテ、之ヲ輔位セシム。抑モ道眞ヲ登用セシハ、天皇、藤原氏ノ專横ヲ憤ラセ給ヒ、基經ノ死後ハ、關白ヲ置クコトナク、道眞ヲ登用シテ、藤原氏ヲ抑制セントシ給フ。時ニ宇多法皇、深ク道眞ヲ信ジ、之ヲ關白トナシテ、政務ヲ任ゼ

ントス、道眞固辭シテ受ケズ。時平、道眞ノ學徳トモニ己ノ上ニアルヲ嫉ミ、源光、藤原管根等ト謀リ、道眞廢乏ヲ企ツルノ意アリト稱シテ、之ヲ天皇ニ讒ス。是ニ於テカ直チニ道眞ヲ太宰權帥ニ貶ス、法皇大ニ驚キテ、之ヲ援ハントスレトモ、既ニ及バズ、道眞筑紫ニ歿ス、後、其ノ官位ヲ復シタマヒ、村上天皇ノ世ニ至リテ、北野ニ祀ラル。現今洛北ナル北野神社(別格官幣社)是レナリ。

室町時代ノ美術工藝 (同)

室町時代ニ於テハ、人心最モ奢侈ニ流レ、從テ美術工藝ノ發達ハ、大ニ見ルベキモノアリ。繪畫ニ於テハ、當時支那ニ往來セル禪僧ハ、概ネ水墨畫ヲ傳ヘタリ。可翁、明晁、如拙、周文等ノゴトキ、斯道ノ大家輩出シ、次デ雪舟出デシガ、當時土佐派ニハ、光信ノ如キ名手アリ。狩野元信ノ如キハ、世ニ古法眼ト稱セラレ、其ノ後永徳、殿障ノ畫ヲ以テ、世ニ鳴リ、別ニ一派ヲ爲シタル小栗宗丹ノ如キ、實ニ皆此ノ時代ニ於ケル錚々タルモノナリ。

工藝ニ於テハ、漆器及ビ蒔繪ハ、俗ニ東山時代物ト稱シテ、大ニ世ニ珍重セラレ、所ノモノニシテ、祥瑞五郎太夫ノ明ヨリ製陶ノ法ヲ傳ヘテ、唐津焼ヲ始メタルガ如キ、鎌倉時代ニハ加藤景正、支那ヨリ始メテ陶器ヲ傳ヘテ、室町時代ニ於テハ、既ニ其ノ陶法ニ流レル瀬戸焼ヲ出シ、後藤祐乘ノ金工ノ名手ハ、別珍ト相並デ、其ノ名夙ニ世ニ現ハレタリ。

臺灣征伐(明治七年)ノ顛末ヲ記セ (同)

明治四年、我ガ琉球ノ漂民、臺灣ニ漂着シタリシガ、蕃人之ヲ虐殺セリ。朝廷之ヲ議シテ、清國ニ問罪ス。清國ハ版圖外ニ起リタル事ハ、關知スル所ニアラズト答ノ。是ニ於テカ、陸軍中將、西郷從道ヲ以テ都督トナシ、兵ニ將トシテ之ヲ討伐セシム。蕃民、風ヲ望ンデ降服ス。獨リ牡丹社ノ蕃民ハ、最モ悖悖ニシテ抗敵ス。五月我軍石門ヲ破リ、其ノ酋長ヲ斬リ、二蕃十八社ヲ降ス。清國之レヲ知リテ、我ヲ詰ル。全權公使柳原前光、之ヲ辯論ス。八月、遂ニ大久保利通ヲ以テ、

全權辦理大臣トナシ、之ヲ清國ニ遣ハス。利通大ニ其ノ非ヲ辨ジ、償金五十萬兩ヲ出サシメテ、和議ヲ講ズ。十二月、征討ノ軍凱旋ス。

鎌倉幕府ノ組織 (山梨縣三六)

先ヅ二人ノ參謀者ヲ置ク。大江廣元、三善康信、即チ是レナリ。是ハ、幕府ノ顧問ニ備フルモノトス。其ノ組織ノ一班ヲ舉グルトキハ、侍所、公問所、問註所ノ三廳ヨリ成レルモノニシテ侍所ハ、重ニ軍事警察ヲ司リ、和田義盛其ノ別當タリ。公文所ハ、庶政ヲ司ル所ニシテ、後、政所ト改ム。大江廣元別當タリ。問註所ハ、主トシテ訴訟ヲ司ル所ニシテ、三善康信、其ノ執事タリ。

藤原氏ノ盛ナリシ因由 (同)

藤原氏ノ攝政關白トナリ、専ラ政權ヲ掌握スルニ至レルハ、其ノ由來スル所、甚ダ遠ク、容貌ニ抜クベカラザルモノアリ。抑モ鎌足ハ、初メ中大兄皇子ト共ニ蘇我氏ヲ滅ボシテ君側ヲ清メタリシガ、中興ノ偉業ヲ補佐シテ、大織冠ニ裝セラレ、

右大臣ニ任ゼラル。其ノ子不^フ見^ト等、父ニ次デ高位ニ上リ、持統、文武、元明、及ビ元正ノ四朝ニ歷仕シテ、律令ヲ選定ス。後、百川ハ稱徳天皇ノ崩御スルヤ、群議ヲ排シテ、光仁天皇ヲ迎立シ、後又、桓武天皇ノ立タントスルヤ、朝ヲ退カザルコト數日、大ニ之ヲ勤ム。後世々、大臣ノ要地ヲ占メ、且ツ其ノ女ヲ容レテ、中宮トナシ、外戚ヲ以テ、其ノ權ヲ擅ニス。且ツ多クハ幼主ヲ擁立シテ、自家立脚ノ地ヲ安全ニナシタリ。憂國慨世ノ士、偶々之ヲ譏スルモ、之ヲ眩ズルコト能ハザルニ至ル。

左ノ人々ノ事蹟ヲ示セ (同)

(一) 華盛頓

(二) 「シーザル」。

(三) 「フレデリック」

(四) 亞歷山^{アレキサンデル}

(一) 華盛頓ハ、北米合衆國初世ノ大統領ナリ。元來北米合衆國ハ、モト英國ノ殖民地ニシテ、英國ヨリ派遣セラレタル官吏、之ヲ統轄セルガ、英國ハ、稅源ヲ得シト欲シ、殖民地ニ於ケル課稅ヲナサントスルヤ、殖民地ハ、大ニ其不常ヲ怒リテ反抗セリ。千七百七十三年、「ボストン」事件起リ、英本國ハ、兵力ヲ以テ、之ヲ威壓セント欲シテ、之ニ着手セリ。殖民地ハ大ニ激昂シ、千七百七十五年、華盛頓指揮ノ下ニ獨立軍ヲ起シ、次デ獨立ヲ宣言ス。實ニ千七百七十六年七月四日トス。次デ英軍ヲ破リ、英國ヲシテ米國ノ獨立ヲ承認セシメ。諸州ヲ統一シテ共和政府ヲ樹立シ、華盛頓ヲ以テ、大統領ニ任ズ。華盛頓、後再ビ選バレテ其ノ職ニ昇リ、能ク其ノ任務ヲ盡セリ。

(二) 「シーザル」ハ、羅馬ノ人ナリ。初メ平民黨ノ首領トナリテ、政治ニ奔走セルガ、「ポンペー」、「クラッサス」ト共ニ三頭政治ヲ設ケ、後「ゴール」ノ太守ニ任ズ。任滿ツルニ及ビ、「ポンペー」ハ、「シーザル」ヲ排セントス。「シーザル」之ヲ知リ、

兵ヲ率キテ「ポンペー」ヲ攻メ、之ヲ撃破シテ羅馬ニ入り、後、十年間己レヲ「コンサル」ノ位ニ即カシメ、益々國勢ヲ伸張セントス。「カシウスブルース」ハ、其威名ヲ嫉ミ、終ニ「シーザル」ヲ議院ニ刺殺スルニ至ル。

(三) 「フレデリキ」大王ハ、國政ノ改良ト、民心ノ統一トヲ計リ、專ラ普魯西ノ勢威ヲ揚ゲントス。時ニ「マリアテレサ」、「シレシア」ヲ回復セントシ、列國ハ、普魯西ノ勢ノ大ナルヲ見テ、「マリアテレサ」ニ味方シ、普魯西ノ分割ヲ約ス。「フレデリキ」大王、之ヲ聞キテ、急ニ起テ、「サクソニア」ヲ占領シ、頻リニ列國軍ヲ撃破ス。千七百六十一年、普魯西ノ同盟國ナル英國ガ、軍資ノ供給ヲ絶テタルヲ以テ、普魯西ノ勢力、大ニ蹙マリ、大王ハ、終ニ自殺ヲ企ダツルニ至ル。此ノ七年戰爭ニ於テ、普魯西ハ、寸土ヲ得ズト雖モ、大ニ國威ヲ發揚シ、他日覇ヲ握ルノ地位ヲ造リ、大王ノ統治ハ、終ニ列國ノ模範トナルニ至レリ。

(四) 亞歷山王ハ、蓋世ノ英雄ナリ。二十歳ニシテ、父王ノ後ヲ承ケ、國內ヲ統一

シ希臘ヲ征服シ、波斯ヲ略取シ、地中海ノ東岸ヲ侵略シ、埃及ヲ討ス。後終ニ羅巴大陸ニ入りシガ、更ニ轉ジテ、東ノ方、印度ヲ侵掠セルガ、兵氣沮喪シタルニ依リ、止ムコトヲ得ズ軍ヲ旋ス。時ニ年三十三、病ヲ歿ス。

關ヶ原ノ起因 (名古屋稅務署三八)

豊臣氏ノ天下ヲ掌握スルヤ、其ノ非凡ノ材幹アルヲ以テ、諸侯ハ、之ト争フコト能ハズト雖モ、其ノ薨ズルヤ、後嗣秀頼、父ノ如クナラズ。時ニ徳川家康ハ、嘗テ扶植セル所ノ勢力ヲ振興シ、石田三成ハ、之ニ對シテ權勢ヲ争フ。三成、天下ヲ得ンコトヲ企テシガ、加藤清正、福島正則等、三成ノ奸譎ナルヲ惡ミ、之ヲ反ケントス。家康之ヲ止メシム。是ニ於テカ、三成ハ、專ラ後圖ニ供セント欲シ、佐和山ニ歸ル。時ニ上杉景勝、亦野心アリ。三成ト謀リ、家康ヲ陸奥ニ誘致シ、西國ノ諸侯ト氣脈ヲ通ジテ、之ヲ夾撃セントス。家康、終ニ兵ヲ發シテ景勝ヲ陸奥ニ攻ム。三成、直チニ大坂ニ至リ、増田長盛、長束正家等ト共ニ謀リテ、秀頼

ノ命ト稱シ、兵ヲ關ケ原ニ出シテ家康ト會戰スルニ至ル。

十八年官制ノ大要 (同)

明治十八年二月、太政大臣三條實臣、奏議シテ太政大臣、左右大臣、參議及ビ諸省卿ヲ應シ、其ノ長官ヲ大臣トシ、副ヲ次官トナシ、各省大臣ハ、又國務大臣トシテ内閣ノ一員トナリ、總理大臣、其ノ上ニアリテ、之ヲ統轄セシム。即チ内務外務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信及ビ宮内ノ十省ヲ置ク。但宮内省ノミハ、内閣以外ニ特立シテ、皇室ニ直隸セシメントス。天皇陛下之ヲ嘉納シ給フ。

藤原氏其政權ヲ武門ニ奪ハレタル原因 (大坂稅務監督局三八)

初メ藤原氏ノ政權ヲ握ルヤ、漸次專恣ヲ極メタリシガ、道長ニ至リテ、最モ甚ダシク殆ド其ノ極ニ達セリ。時ニ政治ノ弊害、道ノ腐敗、特ニ著シク、且ツ其ノ一族ハ、概ネ暗愚庸劣、單ニ驕傲尊大、華奢ニ流ル、ノミ。唯、祖先ノ勳功ニ誇リ、

外戚ノ威權ヲ恃ミ、優柔懦弱、浮華輕跳、歌舞宴飲ヲ事トシ、更ニ政治ヲ顧ミズ、武備ノ如キハ、之ヲ度外ニ置キ、武士ヲ視ルコト恰モ土芥ノ如シ。故ニ、少シク氣節アルノ士ニ至リテハ、藤原氏ノ膝下ニ腰ヲ折ルコトヲ耻ヤ、蹶然トシテ地方ニ走り、專ラ土豪ニ頼ルニ至レリ。從テ藤原氏ハ、尙ホ專恣ヲ爲シテ顧ミズ、我族ノ萬世不易ヲ唱フルノ愚ヲ演ゼリ。此ノ時ニ當リテ、各地方ニ於テハ、京師ノ文弱ノ日ニ甚ダシキヲ加フルヲ以テ、其ノ反動トシテ、質素剛健ノ風、盛ニ行ハレ、心アル者ハ、歩ヲ練リ、兵ヲ訓ヘ、且土地及ビ人民ヲ和有シ、互ニ相爭ヒテ、兵馬ノ權ヲ奪ハント欲ス、特ニ、源平二氏ハ、漸次功ヲ積ミテ強大トナリ、朝命ヲ奉ズルコトナク、諸方ニ割據シ、其ノ勢力侮ルベカラザルニ至ル。然ルニ、廟堂ニ立テル藤原氏ノ一族ハ、毫モ顧慮スル所ナク、益々朝政ヲ怠リシヲ以テ、兵誦ノ大權ハ、源平二氏ノ掌中ニ握ラレ、從テ政權ハ武門ニ歸スルニ至ル。

左ノ人々ノ年代及ビ著明ナル事蹟 (同)

一、楠正成。

二、吉備真備。

三、高山彦九郎。

四、淀君。

五、空海。

六、稚郎子。

七、青砥藤綱。

(一)楠正成ハ、河内ノ人ナリ。後醍醐天皇ノ吉野行宮ニ在スヤ、其ノ召命ヲ奉ジテ至リ、謁シテ曰ク、臣ニシテ未ダ死セザレバ、賊ヲ討ジテ御心ヲ安ンジ奉ラント。之ヨリ金剛山ニ城キテ、東軍ト戦フ。足利尊氏ハ直義ト共ニ九州ノ兵ヲ率キテ、闕ヲ犯サントス。正成、兵庫ニ至ラントス。途、櫻井ノ驛ヲ過ギリ、正行ヲ河内ヨリ召ス。正行時ニ年甫メテ十一。之ヲ訓戒シテ曰ク、聞ク獅子ハ、兒ヲ生

ミテ、後三日、之ヲ千仞ノ壑中ニ陥レ、以テ其ノ猛畜ヲ試ムト。今、汝、年既ニ十一、我今回ノ戦ニ於テ、生死固ヨリ圖ラレズ。我死セバ、一族郎黨ヲ率キテ、宜シク忠勤スベシト。正行、感激遂ニ訣別ス。正成、淡川ニ至リ、尊氏ノ軍ト戦ヒ、遂ニ死ス。

(二)吉備真備ハ、其先ハ、吉備彦命ヨリ出ヅ。靈龜二年、遣唐留學生トナル。天平七年歸朝シ、後、専ラ學ヲ朝廷ニ講ズ。後惠美揮勝、反ヲ謀ルニ及ビ、軍事ニ參畫ス。旬日ニシテ事平グ。神護四年、天皇不豫、真備ニ勅シテ中衛左右衛士府ニ知タラシム。天皇崩ズ、皇儲未ダ定マラズ。真備等文寶淨三ヲ立テントス。淨三固辭シテ受ケズ。左大臣藤原永平等、建策シテ光仁天皇ヲ立ツ。真備歎ジテ曰ク、享壽ヲ圖ラザルノ弊、終ニ此ノ極ニ至ルト。即チ骸骨ヲ乞フ。聽サレズ。後、久シウシテ聽サル。寶龜六年薨ズ。年八十三。

(三)高山彦九郎ハ、上野ノ人ナリ、寛政、嘉永年間、遍ク海内ヲ周遊シ、諸所ニ

説キテ。王室ノ式微ヲ歎ジ、京ニ入ルゴトニ、三條橋上ニ伏シ、遙ニ皇城ヲ拜シテ曰ク、草莽ノ臣、彦九郎ト。路人集リテ來リテ、之ヲ見テ以テ狂トナス。笑ヘドモ更ニ顧ミズ。嘗テ足利尊氏ノ墓所ヲ過ギリ、其ノ罪惡ヲ數ヘテ、大ニ罵リ、之ヲ鞭ウツコト三百、後、筑後ニ至リ、逆旅ニアリテ自殺ス。真ニ奇人ト云フベシ。

(四) 淀君ハ、豊臣秀吉ノ嬖人タリ、秀頼ヲ生ム、秀吉薨ジ、秀頼嗣グニ及ビ、事ヲ專ラニシ、大野治長ヲ寵シ、事端多シ。治長ノ勸ニ從セテ、家康ト戰フ。時ニ慶長十九年十二月ナリ。後、和ヲ講ゼシガ、翌年復ク秀頼ヲシテ兵ヲ舉ゲシム。敗レテ終ニ秀頼ト共ニ大阪城ニ死ス。時ニ慶長十九年五月七日トス。

(五) 空海ハ、讃岐ノ人ナリ。平城朝ノ嵯峨天皇ノ世、真言宗ヲ開ク。初メ專ラ儒學ヲ修メ、大學ニ入りシガ、其ノ名聲高ク。之ニ比肩スルモノ無シ。後、專ラ佛教ニ身ヲ投ジ、諸國ノ深山幽谷ヲ跋涉シ、延暦ノ末年、僧最澄ト共ニ遣唐使ニ從ヒテ入唐シ、僧慧果ニ就キテ、秘教ヲ受ク。三年ヲ經テ歸朝ス。文學ニ精道シ、

佛典ニ染カリシカバ天皇深ク之ヲ信認シ給フ。高野山ニ金剛峰寺ヲ建テ、又、東寺ヲ建立シ、後、宮中ニ眞言院ヲ建立スルニ至ル。後、弘法大師ト諡セララル。

(六) 稚郎子ハ、應神天皇ノ實次子ナリ。幼ニシテ穎悟、百濟ノ阿直岐及ビ博士王仁ニ就テ、漢書ヲ講究シテ、大ニ得ルトコロアリ。二十八年、高麗王ノ上表シタル文中ニ、高麗王教ニ日本國トアルヲ見テ、大ニ其ノ無禮ヲ憤リ、其ノ表文ヲ裂キテ棄ツ。四十年正月、立テ皇太子トナル。明年天皇崩ズ。太子、位ヲ皇兄大鸕鷀尊ニ讓ル。皇兄回辭シテ受ケズ。太子自カラ菟道ニ遁ル。爲メニ皇位ノ空シキコト三年。時ニ漁夫、鮮魚ヲ菟道ノ宮ニ献ズ。太子曰ク、我レハ天皇ニアラズ、難波ニ献ゼヨト。之ヲ難波ニ奉レバ、之ヲ辭シテ菟道ニ奉ラシム。太子遂ニ皇兄ノ心ノ奪フベカラザルヲ察シ、自殺ス。皇兄之ヲ聞キテ大ニ驚キ、馳セテ菟道ニ到リテ慟哭ス。

(七) 青砥藤綱ハ、上總ノ人ナリ。北條時頼、鶴ヶ岡八幡宮ノ靈夢ヲ被リテ、藤綱

ヲ登用シ、奏シテ左衛門尉ヲ授ケ、引府衆トナス。藤綱剛直廉潔ニシテ、能ク裁斷ス。一夜滑川ノ橋上ヲ過ギテ。錢十文ヲ誤テ河中ニ落ス。是ニ於テ、五十文ヲ與ヘテ、人ヲ遣シ、以テ炬ヲ買ヒ、水中ヲ搜リテ、之ヲ取ラシム。或人之ヲ罵テ曰ク、十文ノ爲メニ五十文ヲ失フ、其ノ得失ノ相償ハザル之ヨリ甚ダシキハナシト。藤綱曰ク十文ハ固ヨリ小ナリト雖モ、之ヲ河底ニ没セシムルトキハ、永ク天下ノ財ヲ失ハン。五十文ハ我ニ益スル所ナシト雖モ、人ニ益ス。彼此六十文其ノ利亦大ナラズヤト。藤綱ハ、時頼、時宗ニ歷任シ、邑數十所ヲ食ミ、家ニ財ヲ蓄フルコト多シト雖モ、常ニ儉素ヲ貴ビ、毫モ奢侈ニ流レズ、常ニ貧民ヲ賑ハスヲ以テ樂トナス。其ノ職ニ在ルヤ、姦吏ハ迹ヲ收メ、風俗大ニ純朴トナルニ至レト云フ。

神功皇后ノ三韓征服ハ我國ノ文化ニ何等ノ影響アリシカ (宮崎縣 三三)

此ノ結果ノ影響セルモノ少ナカラズト雖モ、今其ノ最モ重ナルモノヲ擧グルトキ

ハ、略左ノ如シ。

一、熊襲ノ叛服常ナラズト雖モ、三韓征服ノ結果トシテ、内治ハ、大ニ緒ニ就キ、九州ハ、稍平穩ニ歸ス。

二、應神天皇ノ十五年、百濟王、其ノ臣阿直岐ヲ遣ハス。阿直岐、輕典ニ通ズ。

天皇、皇子稚郎子ヲシテ、之ニ就テ學バシム。更ニ博士王仁ヲ招ク。王仁乃チ

論語十卷、千字文一卷ヲ獻ズ。其後種々ノ文籍我國ニ入ルノ端緒トナル。

大江廣元、最澄、紫式部、吉備眞備、細川賴之、阿部比羅夫、藤原星

愨、僧道元以上ノ人名ヲ年代ノ順序ニヨリ羅列シ且是等ノ人々ノ

事蹟中著名ノモノヲ略記スベシ (同上)

一、阿部比羅夫 齊明天皇ノ四年、陸奥ノ蝦夷ノ叛ヲ謀ルヤ、詔ヲ奉ジテ、之ヲ

討ジ、磐田及ビ淳代ノ二郡ヲ鎮定シ、其ノ地ノ土豪ヲ以テ、郡司ニ任ジ、後、

又肅慎ヲ討セントシテ、之ヲ威嚇セシムルニ至ル。

二、吉備真備 留學生トシテ唐ニ留マルコト數年、孝謙天皇ノ八年、歸朝シ、後大學助、中宮亮等トナリシガ、貶セラレテ肥前守トナリ、又、京ニ入りテ、重ク登用セララル。

三、僧最澄 桓武天皇ノ朝、入唐シテ、僧道邃ニ學ビ、歸朝シテ後、專ラ天台宗ヲ弘法スルニ勤メ、遂ニ比叡山ニ延曆寺ヲ創草シ、知行兼備ノ僧ニ灌頂ヲ授ケ、信仰者極メテ多キニ至レリ。又、專ラ神佛混合論ヲ唱道シ、大己貴命ヲ比叡山ニ鎮座シ、之ヲ山王權現ト稱ス。後、傳教大師ト諡セララル。

四、紫式部 一條天皇ノ朝ノ人ナリ、藤原爲時ノ女ニシテ。後、宣孝ニ嫁ス。初メ五歳ノトキ、既ニ學ニ就キテ、慧敏ノ譽アリ。人ノ讀書スルヲ聞ケバ、直チニ之ヲ暗誦スルニ至ル。長シ 史書ニ精通シ、故典ニ明カナリ。殊ニ和歌ヲ善クシ、上東門院ニ仕フ。其ノ著、源氏物語ノ如キハ、國文ノ模範トシテ、後世ニ貴バル。

五、大江廣元 源賴朝ノ蹶起シテ、政事ヲ武門ニ握リ、弼ヲ鎌倉ニ稱スルヤ、三善康信ト共ニ京師ヲ出デ、賴朝ヲ助ケテ專ラ帷幄ニ參畫ス。源氏ノ亡ブルヤ、北條ヲ助ケテ、鎌倉幕府ノ政治ヲ專ラニシ、盛名ヲ揚グ。又朝廷ノ典故ニ通ズルコト當時其ノ右ニ出ツル者無カリント云フ。

六、僧道元 後堀河天皇ノ朝、宋ヨリ歸朝シ、曹洞宗ヲ唱へ、禪宗始メテ我國ニ起ルニ至レリ。先ヅ永平寺ヲ武前ニ創草シ、專ラ弘布ニ勉ム。北條時宗、大ニ之ヲ信ジ、鎌倉ニ禪寺ヲ建立シ、之ヲ五山ト云フ。我國ニ於ケル曹洞宗ノ開祖ナリ。

七、細川頼之 足利義滿ノ見ル所トナリテ、其ノ執事ニ舉ゲラレシガ、改メテ之ヲ管領ト名ヅク。文武ニ通ジ、政略ニ長ズ。義政ヲ助ケテ、足利氏ノ根柢ヲ深クシタルモノ、實ニ頼之ノ力與リテ功アリト云フベシ。

七、藤原星尚 徳川家康ニ用ヒラレテ、大ニ古今ノ成敗政治ノ得失ヲ論ジ、且朱

子學ヲ唱道シ、一家ノ風ヲナス。其ノ門下ヨリ出デシモノ、枚舉ニ遑アラザルナリ。

聖德太子ノ事蹟 (埼玉縣三四)

太子ハ、厩戸ノ皇子ニシテ、用明天皇ノ皇子ナリ。後、皇太子トナリ、推古天皇ノ朝政ヲ稱ス。博學多識、徳高ク、且ツ篤ク、大ニ佛法ヲ信ジ、佛經ヲ講ジ、冠位十二階ヲ定メ、又始メテ憲法十七條ヲ制定シ、佛教ノ主旨ヲ取りテ、大ニ道德ヲ戒メタマヘリ。四天王寺ヲ攝津ニ、法隆寺ヲ大和ニ、廣隆寺ヲ山城ニ建テ、佛緣ヲ造リ給フ。斬クノ如ク、佛教ヲ信ジ。佛寺ヲ建テタルヲ以テ、僧侶、寺工、佛工、瓦工、畫工等、多ク韓土ヨリ來ル、建築、彫刻、繪畫等、美術、工藝大ニ進歩發達シ、學術ニ於イテモ亦、曆、天文、地理等ノ如キ、百濟ヨリ來リ、其ノ進歩ニ資スルコト少ナカラズ。又、蘇我馬子ト共ニ國史ヲ撰輯セルガ、蘇我氏ノ滅亡ト共ニ傳ハザルハ、實ニ千載ノ恨事ト云フベシ。

軍事上外國ト關係シタル顯著ナル事蹟四ヲ舉ゲテ其ノ原因ト結果ヲ示セ (同)

(此ノ試験題ハ、明治三十四年ナルヲ以テ、當時ノ答案トシテ、左ニ掲ゲントス。故ニ、日露戰役ハ、之ヲ此ニ省ク)

- 一、三韓征伐 仲哀天皇ノ朝、筑紫熊襲反ス。天皇之ヲ親征シテ撓タズ、次デ陣中ニ崩ズ。是ヨリ先キ、皇后奏シテ曰ク、熊襲ノ叛服常ナラザル所以ノモノ、其ノ後援アルニ依リテナリ。其ノ後援ハ、新羅ト云フ。海ヲ渡レバ、直チニ到ルコトヲ得ベク、且ツ其ノ土ハ、金銀寶貨ニ富メリト聞ク。之ヲ征服セザルトキハ、熊襲ヲ鎮定スルコト難カラント。天皇聽カズ。其ノ崩ズルニ及ビテ、喪ヲ秘シ、之ヲ發セズ、急ニ親カラ軍ヲ率キテ、新羅ヲ征ス。之ヲ降シテ、銀寶、綾羅、緞絹等八十船ヲ得、且ツ年々之ヲ以テ朝貢トス。
- 二、元寇ノ變 龜山天皇文永五年、元主忽必烈、使ヲ遣ハシテ、我國ニ修交ヲ求

ム。鎌倉ノ執權、北條時宗、其ノ書辭ノ不遜ナルヲ以テ、之ヲ追フ。忽必烈、使ヲ遣ハスコト前後數回、或ハ之ヲ追ヒ、或ハ之ヲ斬ル。忽必烈大ニ憤リ、兵ヲ以テ筑紫ニ寇ス。筑紫探題之ヲ擊退ス。忽必烈、更ニ兵船數千、兵十萬ヲ以テ再ビ來リ侵サシム。時宗、諸國ニ令シ、兵ヲ發シテ之ヲ討タシム。時ニ颶風大ニ起リ、敵船ノ漂蕩スルニ乗ジ、我軍之ヲ討ズ。生還スルモノ僅ニ三人。後、忽必烈復タ我ヲ窺ハザルニ至ル。

三、豊臣氏朝鮮征伐

豊臣秀吉ハ、足利氏ノ末世、群雄四方ニ割據スルヤ、漸次之ヲ平定シ、終ニ天下ノ大權ヲ掌握シ、海内ヲ一統スルヤ、更ニ明國ヲ征セントス。先ヅ使ヲ朝鮮ニ遣ハシ、征明ノ嚮導ヲナサシメントス。朝鮮王之ニ應ゼズ。依テ先ヅ朝鮮ヲ征シ、後、明國ヲ討タントス。次デ關白ノ職ヲ養子秀次ニ讓リ、自カラ太閤ト稱シ、後陽成天皇ノ文祿元年、親ラ肥前名護屋ニ至リテ、之ガ指揮ヲナシ、大

ニ朝鮮ヲ攻ム。後又、慶長二年、再ビ之ヲ征セシガ、軍、中途ニシテ薨ジ、諸將遠征ニ倦ミシヲ以テ、軍ヲ還ス。

四、日清戦役

此ノ原因ヲ叙スルニ當リテハ、遠ク遡リテ、之ガ遠因ヲ叙セザルベカラズ。即チ明治八年、我が軍艦、朝鮮江華島ノ附近ヲ測量セシニ、彼ハ、故ナク之ヲ砲撃ス。我ハ、之ニ應砲シテ、砲臺ヲ毀ツ。翌年間罪使ヲ遣ハシ、獨立國ト認メテ、條約ヲ締結ス。降テ明治十五年ノ變アリ。是ハ、暴徒我が公使館ヲ襲撃ス。其ノ結果トシテ、償金ヲ出サシメ、守備兵ヲ公使館ニ置ク。清國亦朝鮮ニ兵ヲ屯セシム。次デ明治十七年、朝鮮ニ兩黨起ル。一ヲ獨立黨ト云ヒ、一ヲ事大黨ト云フ。而シテ獨立黨ハ、事大黨ノ首領ヲ殺シ、國王ヲ擁シ、我ノ援助ヲ請フ。清兵ハ、彼ヲ助ケテ、獨立黨ヲ破リ、我が公使館ヲ燒燬シ、我が在留民ヲ殺傷ス。井上馨、全權公使トシテ、朝鮮ニ使シ、伊藤博文、亦清國ニ使シ、清國ノ全權

大臣李鴻章ト天津條約ヲ締結ス。其ノ要ハ、互ニ朝鮮ノ駐屯兵ヲ撤去シ、若シ必要ニ迫ルコトアラバ、互ニ相知照シテ出兵スベキコト、是レ即チ其ノ目的トスルトコロノモノナリ。

以上掲ゲル所ノモノハ、先ヅ其ノ遠因ナリ。近因トモ認ムルハ、明治二十七年、朝鮮東學黨ノ亂起ル。清國ハ、天津條約ニ背キテ、朝鮮ニ出兵ス。我亦兵ヲ送リテ、公使館及ビ居留民ヲ保護ス。而シテ我ハ、國王ヲシテ内政ノ改革ヲ行ハシム。王、是ニ於テカ、新政ノ詔勅ヲ降シ、牙山ニアル清國ノ兵ヲ斥ケンコトヲ請フ。清國却テ我ニ撤兵センコトヲ求メ、談判相容レズシテ、形勢大ニ危殆ナラントス。時ニ清國軍艦、豊島沖ニ於テ、我ニ戰ヲ挑ム。我之ヲ擊破シ、次デ陸軍ハ牙山ノ敵ヲ破レリ。

斯クテ八月一日、宣戰ノ詔勅煥發セラレ、大ニ清軍ヲ破リ、終ニ和ヲ請フニ至ラシム。其ノ結果タルヤ、清國ハ、朝鮮ノ獨立ヲ確認シ、償金二億兩ヲ出シ、遼東半島、臺灣諸島、澎湖列島ヲ割讓シ、沙市、重慶、蘇州、杭州ヲ開港場ニ充ツルニ至レリ。

時ニ露、獨、佛ノ干涉來リ、我ガ鮮血ヲ濺ギテ其ノ結果トシテ領得シタル遼東半島ハ、我ガ帝國ニ於テ、永遠ニ之ヲ保有スルハ、清國ヲ危殆ニシ、東洋ノ平和ニ害アルモノトシテ、之ヲ清國ニ還付スルノ止ムコトヲ得ザルニ至ラシム。所謂三國干涉トシテ當時物議ノ騷然タリシモノ是レナリ。

徳川幕府ノ諸侯ヲ配置セル要ヲ問フ

徳川家康、幕府ヲ江戸ニ開クヤ、諸侯ヲ全國各地ニ分封シ、親藩ヲ要所ニ置キ、舊臣ヲ以テ之ニ配ス。即チ大藩ニハ九州ニ島津氏アリ、山陽ニ毛利氏アリ、北陸ニ前田氏アリ、奥羽ニ伊達氏アリ。各々一隅ニ特立ス。親藩ニハ、紀伊、尾張及ビ水戸ノ三家アリ。其ノ他世臣、宿將ヲ聯絡シ、以テ諸侯ノ虞ニ備ヘ、且ツ權臣ヲ以テ、親藩ヲ制セシム。而シテ其ノ威勢權力ノ如キハ、何レモ權衡ヲ得セシメ

タリ。

大化ノ革新ノ大要 (大藏省三三)

孝徳天皇、即位ノ初メ、年號ヲ建テ、大化ト云フ。由來、大臣、大連等、専ラ威權ヲ恣ニシテ、相爭ヒテ、暴横ヲナスニ至ル。又地方ニ在ル所ノ國造、縣主ハ、概ネ土地ヲ兼併シテ、大ニ勢力ヲ扶植シ、人民ヲ壓制ス。其ノ官職世襲ノ弊ハ、殆ド其ノ極ニ達セリ。初メ中大兄皇子ハ、中臣鎌足ト相謀リ、積年ノ弊政ヲ一掃セント欲シ、之ガ企畫ヲ爲ス。次デ鎌足ハ、内大臣ニ任ゼラレ、初メテ左右大臣ヲ置キ、大臣、大連ノ官ヲ廢シ、皇子ハ、鎌足ト、モニ、天皇ヲ輔佐ス。以上ノ如クニシテ、大化二年、新政ノ大詔ヲ發シ、臣、連、國造等ノ私有セル土地、人民ハ、總テ之ヲ公地、公民ト爲シ、且ツ臣民ニハ、食封、布帛ヲ賜フ。戶籍ヲ造リ、班田收受ノ法ヲ設ケ、口分田ヲ資給シ、之ヲ六年毎ニ收授ス。又租庸調ノ税法ヲ設ケ、地方ノ官吏ハ、國司、郡司ヲ置キ、國司ハ交代トシ、郡司ハ世

襲トシ、中央政府ハ、八省百官ヲ置キ、太政官ニ於テ、萬機ヲ統ベ、専ラ世襲ノ制ヲ廢シ、才能ニ依リテ、官位ヲ授クルコト、ス。

奈良朝トハ何天皇ヨリ何天皇ニ至ル何年間ヲ云フヤ (同)

元明、元正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳、光仁及ビ桓武ノ各帝八十五年間ヲ云フ。

稱徳天皇ハ、孝謙天皇ノ重祚シタルモノ、桓武天皇ノ時、都ヲ京都ニ遷ス。

足利氏ノ末葉四方ニ割據セル豪族及ビ其ノ地方ヲ舉ゲヨ (同)

- 一、織田氏 美濃、尾張及ビ和泉、攝津ノ内ヲ領有ス。
- 二、北富氏 伊賀、伊勢、志摩。
- 三、松永氏 大和、河内ノ内。
- 四、三好氏 和泉、攝津ノ内。
- 五、富山氏 紀伊、河内、和泉、大和ノ内。
- 六、武田氏 甲斐、信濃、飛騨。

- 七、徳川氏 三河ノ内。
- 八、今川氏 駿河及ビ三河、尾張ノ内。
- 九、上杉氏 越中、越後、佐渡及ビ上野ノ内。
- 一〇、佐竹氏 常陸ノ内。
- 一一、北條氏 伊豆、相模、下總及ビ上野ノ内。
- 一二、里見氏 安房、上總。
- 一三、南部氏 伊達氏、相馬氏、蘆名氏、最上氏、奥羽全帯。
- 一四、朝倉氏 越前。
- 一五、毛利氏 周防、長門、安藝、備中、伯耆、出雲、石見、隠岐。
- 一六、山名氏 但馬、因幡。
- 一七、波多野氏 丹波。
- 一八、一色氏 丹後。

- 一九、浮田氏 備前。
- 二〇、浦上氏 美作。
- 二一、細川氏、三好氏、河野氏、長曾我部氏 四國及ビ淡路。
- 二二、大友氏、島津氏、伊東氏、龍造寺氏 九州。

神功皇后ノ三韓征伐ハ我國ノ文化ニ何等ノ影響アリシヤ (宮崎縣)

皇后ノ三韓征服ハ、如何ナル影響ヲ文化ニ與ヘシヤ。抑モ、皇后ノ三韓ヲ征セルハ、熊襲ノ叛服常ナラザルハ、三韓ノ後援アルニ因レリトスルモノナレバ、全力ヲ注ギ之ヲ征服シタルモノナリ。而シテ熊襲ノ叛服常ナラザリシモ、終ニ閉息シ、内治ハ、漸次王化ニ潤ヒ、其ノ緒ニ就キ、應神天皇ノ十五年、百濟王其ノ臣、阿直岐ヲ遣ハシタリシガ、阿直岐ハ、典經ニ通ゼリ。天皇皇子稚邇子ヲシテ、就テ之ヲ學バシム。次デ阿直岐ノ請ニヨリテ、博士王仁ヲ招ク。王仁、論語十卷及ビ千字文一卷ヲ献ズ、後種々ノ文籍。我國ニ入リシヲ以テ、從來不備ノ文字ヲ補ヒ。

文物稍見ルベキモノアルニ至レリ。後世宗教、法政ノ如キ、其ノ發達スルハ、全ク皇后ノ三韓征服ニ起因スルモノト云フベシ。又、稚郎子ハ、仁義ノ道ヲ明ラカニシ、其ノ皇兄ト讓位ヲ争ヒ、薨去セラル、ト雖モ、仁徳天皇ノ位ニ即クヤ、能ク下情ヲ究メ、仁政ヲ布キ、君臣、父子ノ如ク後世ニ美ヲ成ス。是レ皇后ノ此ノ偉業ニ起因スルモノト云フベシ。

二 地理科

本邦標準時ノ制ヲ示セ。

本邦ニハ、二種ノ標準時アリ。即チ中央及ビ西部是レナリ。中央標準時ハ、本邦ノ中央ヲ通過スル東經百三十五度ノ子午線ニ於ケル地方時ヲ取り、臺灣及ビ八重山列島ヲ除キテ、本邦一般ニ之ヲ用ヒ、西部標準ハ、東經百二十度ノ地方時ヲ用ヒ臺灣及ビ八重山列島ニ限リテ、之ヲ用フルコト、セリ。

大平洋ヲ横切ル海底電線ノ往路ヲ示セ。

此ノ電線ニハ二様アリ、一ハ濠太刺利亞ヨリ起リ「クインスランド」ヨリ「フイジ」諸島ヲ經テ「バンクーバー」ニ達スルモノ、他ノ一ハ「サンフランシスコ」ヨリ起リテ、布哇「グアム」島ヲ經テ、比律賓諸島、香港、日本ニ達スルモノ是レナリ。山形市ヨリ青森市ニ至ル鐵道近傍ノ市及ビ有名ナル山川古蹟ヲ

示セ (山形縣三五)

山形市ヨリ青森市ニ至ル鐵道ノ直通スルモノハ未ダ成ラズ。若シ鐵道ニ依ラント
欲セバ、米澤市ヨリ福島ニ迂回シ、日本鐵道ニテ行カザルヲ得ズ。之ニ依ルトキ
ハ、仙臺盛岡ヲ經テ至ルモノトス。吾妻山、岩手山等ノ名山、北上川等アリ、又、
古蹟ニハ、衣川、厨川等アリ。

師團司令部及ビ鎮守府ノ所在 (同)

- 第一師團司令部 東京
- 第二師團司令部 仙臺
- 第三師團司令部 名古屋
- 第四師團司令部 大坂
- 第五師團司令部 廣島
- 第六師團司令部 熊本

- 第七師團司令部 旭川
- 第八師團司令部 弘前
- 第九師團司令部 金澤
- 第十師團司令部 姫路
- 第十一師團司令部 丸龜
- 第十二師團司令部 小倉
- 近衛師團司令部 東京
- 鎮守府所在地

- 一、横須賀。
- 二、吳。
- 三、佐世保。
- 四、舞鶴 (以上三十五年現在)

日本海ニ面セル特別輸出港

- 一、長門ノ萩。
- 二、石見ノ瀨田。

- 三、伯耆ノ境。
- 四、丹後ノ宮津。
- 五、越前ノ敦賀。
- 六、能登ノ七尾。
- 七、越中ノ伏木。
- 八、越後ノ直江津
- 九、羽後ノ酒田。
- 一〇、羽後ノ能代

東山道ノ縣名及ヒ其ノ管轄スル國名

- 一、滋賀縣 近江。
- 二、岐阜縣 美濃、飛驒。
- 三、長野縣 信濃。
- 四、福島縣 岩代及ビ磐城ノ一部。
- 五、宮城縣 陸前陸中及ビ磐城ノ一部。
- 六、枋木縣 下野。
- 七、群馬縣 上野。

- 八、岩手縣 陸前、陸奥ノ各一部及ビ陸中ノ大田。
- 九、青森縣 陸奥。
- 一〇、秋田縣 羽後及ビ陸中ノ一部。
- 一一、山形縣 羽前及ビ羽後ノ一部。

左記地名ノ所在國名及ビ其ノ著名ナル所以

- 桶峽。 川中島。 湊川。 金ヶ崎。
- 一、桶峽 尾張ニ國アリテ、三河ニ近シ。織田信長、今川義元ヲ討チシ所。其ノ名大ニ顯ハル。
- 二、川中島 信濃國ニアリ。犀川及ビ千曲川ニ水ノ合流スル附近ナリ。武田信玄上謙信ノ多年戰爭ノ地ナリ。
- 三、湊川 攝津兵庫ニアリ。楠正成戰死ノ地ナルヲ以著テハル。
- 四、金ヶ崎 越前ニアリ、新田義貞ガ、賊軍ト戰ヒタル所ナリ。

左記帝國領事館ノ所在地ヲ舉ゲヨ

芝罘。

仁川。

紐育。

シドニー。

一、芝罘ハ清國ニ、仁川ハ韓國ニ、紐育ハ亞米利加合衆國ニ、「シドニー」ハ濠太刺利亞州ニアリ。

左ノ各項ヲ示シタル本縣ノ略圖ヲ記セ

長野縣三三

一、郡市ノ區分。

二、郡役所々往ノ市町村名。

三、有名ナル河川。

(以上ハ略圖ヲ製シテ、之ニ記入セザルベカラズ、依テ之ヲ略ス)

一、郡市ノ區分 市ハ、長野市ノミ。郡ハ東筑摩、西筑摩、更級、埴科、上水内、下水内、上伊那、下伊那、北佐久、南佐久、上高井、下高井、小縣、南安曇、北安曇

二、郡役所所在ノ市町村名

い、上水内郡役所(長野市)。

ろ、下水内郡役所(飯山)。

は、東筑摩郡役所(松本町)。

に、西筑摩郡役所(福島町)。

ほ、南佐久郡役所(白田村)。

へ、北佐久郡役所(岩村田町)。

と、小縣郡役所(上田町)。

ち、諏訪郡役所(上諏訪町)。

り、上伊那郡役所(伊那村)。

ゑ、下伊那郡役所(飯田町)。

る、南安曇郡役所(豊科村)。

を、北安曇郡役所(大町)。
わ、更級郡役所(鹽崎村)。
か、埴科郡役所(屋代町)。
よ、上高井郡役所(須坂町)。
た、下高井郡役所(中野町)。

三、有名ナル河川。

い、千曲川、犀川。此ノ兩川ハ、河中島ニ於テ相合シ、信濃川トナル。
ろ、天龍川ハ、諏訪湖ニ發シ西南流シテ遠江ニ入ル。

本縣ノ重要ナル物産 (同)

生絲、山繭絹、蠶卵紙、絹綿、紬、麻、木材、砂金、銅、鐵、銀等。

本縣ニ隣接セル府縣名 (同)

岐阜縣、富山縣、新潟縣、群馬縣、山梨縣、埼玉縣、静岡縣、愛知縣。

我國水産業ノ盛ナル地名ヲ列舉シ、其種類ヲ舉ゲヨ

伊勢ノ海老。尾張、三河ノ海參、駿河ノ興津鯛、伊豆相模ノ鰹、鳥賊。東市品川ノ海苔。下總ノ鰻、鯉、鮒。九十九里濱ノ鰻。鹿島浦ノ鰻。陸前、陸中ノ鮪、奥羽ノ日本海沿岸ニ於ケル鰹、鯉、鱈。隠岐ノ鰻、鰺。伯耆ノ白珊瑚。瀬戸内海一帯ノ地ノ鯛、海老、海參、蠣。播磨赤穂ノ製鹽。土佐ノ鱈、珊瑚。阿波ノ齋田鹽。讃岐ノ食鹽、鯛。紀伊、土佐ノ鯨。五島近海ノ鯨、鰻、鮪、鯛、蠣、海草。永良部島近海ノ永良部鰻。薩摩ノ鰹。千島ノ臘虎、臘腸臍、鯉。北海道沿岸ノ鮭、鱈、鱒、鯉、昆布等、殊ニ有名ナルモノナリ。

京都ヲ出發シ東京ニ到達スル迄ノ道筋ニアル縣廳ノ所在地

一、東海道ニ依ルモノ。

大津(滋賀縣)。名古屋(愛知縣)。静岡(静岡縣)。横濱(神奈川縣)。(三)
重縣ノ地域ヲ通過スルモ、其ノ縣廳ノ所在地タル伊勢國津ヲ通過セス。

二、東山道ニ依ルモノ。

大津(滋賀縣)。 岐阜(岐阜縣)。 高崎(群馬縣)。 浦和(埼玉縣)。 (長野

管内ハ數十里ヲ通過スルモ、其縣廳ノ所在地タル長野市ヲ通過セサルナリ。依
テ省ケリ)。

我國海軍鎮守府ノ所在地及ビ所管區域ヲ問フ (同)

一、横須賀鎮守府 相模國横須賀ニアリ。陸中ノ西南、北閉伊郡界ヨリ紀伊ノ
國、南、東ノ兩牟婁郡界ニ至ルノ海岸、海面及ビ小笠原島ノ海岸、海面。

二、吳鎮守府 安藝國吳ニアリ。九州ノ東岸及ビ紀伊國南東ノ兩牟婁郡界ヨリ
石見、長門ノ國界ニ至ル海岸、海面及ビ四國ノ四周並ニ内海。

三、佐世保 肥前國佐世保ニアリ。九州ノ南西北岸及ビ壹岐、對馬諸島ノ海岸
海面。

四、舞鶴 丹後國舞鶴ニアリ。石見、長門國界ヨリ羽後、陸奥ノ國界ニ至ル海

岸、海面及ビ隱岐、佐渡ノ海岸、海面。

五、室蘭 北海道廳振國ニアリ。北海道陸前及ビ陸中、南北九戸兩郡ノ海岸、
海面(未設ニ屬ス)。

我國ノ重要鑛産ヲ舉ゲ重ナル鑛物ヲ列舉セヨ (同)

一、但馬生野ノ銀山。

二、佐渡ノ金、銀鑛。

三、下野足尾ノ銅山。

四、伊豫別子ノ銅山。

五、伊豫市ノ川ノ安質母尾鑛。

六、肥後阿蘇山ノ硫黃。

七、陸中尾去澤、院内ノ銀、銅鑛。

八、千島山系ニ於ケル硫黃。

(ト) 福井市ハ、越前國ニアリ。足羽川ノ兩岸ニ跨リ、九十九指ヲ以テ連ル。人口四萬六千有餘北陸道ニ於ケル名邑ニシテ福井縣廳ノ所在地タリ。機業隆盛ヲ極ム。

(チ) 高知市ハ、土佐國ニアリ。鏡川ノ三角洲ニ位ス。高知縣廳ノ所在地タリ。市街稍殷賑ナリ。

(リ) 三春ハ、磐城國田村郡ニアリ。馬ヲ牧養スルヲ以テ夙ニ其ノ名ヲ知ラル。多ク駿馬ヲ産ス。

(ヌ) 五島ハ、長崎ノ西北彼杵半島ノ西ニアル一ノ列島ニシテ、其ノ附近ノ海ハ、頗ル魚族ニ富ム。五島鯨、五島鯨ハ、古來其ノ名世ニ顯ハル。

三 國語、漢文科

世には、快觀派あり、悲觀派あり。一派の眼は、光明なる半面に注ぎ、一派の眼は、暗黒なる半面に注ぐ。(山梨縣三九)

右—印の字句に音訓を施し、全文を解釋すべし。

快觀派。

一派の眼。

光明。

注ぎ。

(解釋) 世ノ中ニ於テハ、快觀派ト稱スルモノアリテ、其ノ説ク所ヲ聞ケバ、如何ナル事ニ拘ハラズ、愉快ナル方面ヲ觀察シ、之ヲ以テ主義トスル一ノ黨派アリ。之ニ反シテ、又悲觀派ナルモノアリテ、事ノ如何ヲ論ゼズ、悲哀ニ世ノ中ノ事ヲ觀察シ行ク所ノ派アリ。サレバ、其ノ快觀派ハ、如何ト云フニ、其ノ眼ノ着ケ所ハ、唯、光明アル方ニミ注ギ、又一ノ悲觀派ハ、總テノ物事ハ、裏面即チ暗黒ナル方ニミ向ヒテ着眼スルノミナレバ、唯、悲哀ニ觀察スルノミナリ。

富貴如可求。雖執鞭之士。吾亦爲之。如不可求。從吾所好。歲寒然後知松柏之後凋。舉世混濁。清士乃見。(同)

富貴ハ、吾レ若シ之ヲ求ムルコトヲ得ベキモノナランニハ、執鞭ノ如キ賤シキ役モ、亦自分モ、人々ノ如ク、仕官セント欲ス。然レドモ、天命アリテ、決シテ求メント欲シテ、求メ得ラルベキモノニアラズ。若シ果シテ、之ヲ求メント欲シテ、尙且ツ求メ得ベキモノニアラズトスレバ、徒ラニ辱ヲ被ムランヨリハ、寧ロ、吾ガ好ム所ニ從ヒテ、義理ヲ守リテ、之ニ安ンズベキナリ。決シテ浮雲ノ如キ富貴ニ心ヲ奪ハル、モノニアラズ。心ヲ正シ、道ヲ修メテ、心神ノ修養ヲ爲シ行フベキハ即チ男兒ノ本領トスル所ノモノナリ。彼ノ樹木ヲ看ル、春夏ノ候ニ於テハ、綠葉繁茂シ、生々發育スルモノナルガ、秋ヲ經テ冬期ニ入レバ、天空ウシテ、萬木悉ク黃落シ、復タ昔日ノ偉ヲ殘サズ。然レドモ松、柏等ノ類ハ、依然青々トシテ昔時ニ變ルコトナク、寒中ニ於テハ、其ノ

氣骨稜々タルガ如キヲ示セリ。

以上ノ解説ニ依リテ、世ノ利慾ニ惑ヘル人々ガ、唯、我利ノミヲ念頭ニ置キ、人道廢シテ、廉耻ノ心モ絶無トナリケルガ、此ノ時ニ於テ、始メテ眞ノ清廉潔白ナル人士タルコトガ判然スルトノ意ヲ明ラカニスルコトヲ知ル可シ。

左ノ文字ニ讀方ヲ付シ意義ヲ解釋スベシ (同)

庇蔭 掩ヒ隱スガ如キ意味ヲ有スルモノナリ。書翰文ニ用フルニハ、御庇蔭トアリテ「オカゲサマデ」ト云フコトニ通ゼリ。

逆境 面白カラザル境涯ヲ云フ。

商議 ハカリハカルト云フ意味ニテ、物事ヲ相談スルコト。

執拗 俗ニ所謂「シツコイ」コトナリ。

噫 重ニ歎息スルトキニ發スル言語。

積極的 例ヘバ有無ヲ論ズルニ當リテ、有リトスル方面ニ主張スル形容ヲ云フ。

私厩 前後ノ整ハザルコトニテ、物事ノ一徹セザル意義ナリ。
干渉 他人ノ談合ニ對シテ、何かト嘴ヲ容レ、其ノ事柄ニ拘ハル義。

影響 或ル物事ガ、他ノ物事ニ關係ヲ及ボスノ意味。

親展 自カラ披キ展ブルノ意味ナリ。信書ノ封筒ニ親展ノ二字アルトキハ、其
ノ宛名ノ人ノ外ハ、之ヲ披クベカラズトノ意義ヲ示シタルモノナリ。

左ノ文字ヲ文章ニ誤リアラバ正セ (同)

(一) 人民の届書枚舉に暇あらず。

(正) 人民の届書枚舉に^①暇あらず。

(二) 今度の試験には我こそ一番と考ふる。

(正) 今度の試験には我こそ一番と考ふなれ。

(三) 明日天氣なれば歸郷せらるゝや。

(正) 明日天氣ならば歸郷せらるゝや。

(四) 古人のおしえはよくをばへをかざるべからず。

(正) 古人のをし^②へはよく^③おぼ^④えをかざるべからず。

② 左ノ書籍ニハ如何ナル事ヲ記セルカ概述セヨ (同)

(一) 論語 孔子及び其ノ門人ノ道話ヲ記載セルモノナリ。

(二) 左傳 孔子ノ作ニシテ、春秋ノ傳記ナリ。左氏ノ著ナルヲ以テ、左氏傳ト
唱へ、之ヲ略シテ左傳ト云フ。左氏ナルモノハ、左氏明ナリトノ説アルモ、

未ダ詳ナラズ。

(三) 日本外史 頼山陽ノ著作セルモノニシテ、我邦源平時代ヨリ、豊臣氏ノ頃
ニ至ルマデノ歴史、多クハ戰記ヲ記述シタルモノナリ。

(四) 群書類從 旨者塙保己一ノ著作セルモノニシテ、日本古代ヨリノ總テノ書
冊ヲバ、類ヲ以テ、聚メタルモノナリ。

(五) 言海 大槻文彦ノ編輯ニ係ルモノニシテ、我が國語ノ辭書ナリ。

臣本布衣。躬耕南陽。苟全生命於亂世。不求聞達於諸侯。先帝不以臣鄙陋。自狂屈。三顧臣於草廬之中。諮臣以當世之事。由是感激。遂許先帝。以臨馳。後值傾覆。受任於敗軍之際。奉命於危難之間。爾來二十有一年矣。(山形縣三四)

左ノ熟語ノ讀方ト意義ヲ示セ (同)

鵝蚌之爭 キツガウノアワビ 何等ノ利益ニモナラヌ事ニ付キテ、堅ク争フコトナリ。故事ニ、鵝

蚌ノ争、漁夫ノ利トナルトアリ。

蓋棺事定 オホフタヲウラシムコトヤクマ 人ノ一生ハ、死シタル後ニアラザレバ、總テ是非善惡ヲ論ズベ

キモノニアラズトノコト。

不辨菽麥 メシメベシシクハク 豆ト麥ナドノ事ヲサヘモ、容易ニ判斷ガ出來ズバト云フコトニ

テ、何事モ分ラザル愚物ト云フ意味ニ用フルナリ。

朝三暮四 アサヨミムシ 朝ニ三タビ、暮ニ四タビト云ヘルガ如ク、何事ニ拘ハラズ、俗ニ所

謂忙ガシキコト。

信備鬻牙 ヒツクケウガウ カタクナルコトニテ、物事ノギスルシタルコト。例ヘバ信備鬻牙

ノ文章ト云ヘバ、讀下リ惡シク、角立テ、ムヅカシキ文章ヲ云フガ如キ、即チ

是レナリ。

奇貨可居 キカワベシオカ 是レハ、好キ物ナレバ、捨テ置カズト云フコト。好機會ナドニ接シ

テ之ヲ見通スベカラズト云フ所ナドニ用フルナリ。

網漏吞舟 アミワケノムフネ 小事タリト雖モ、之ヲ忽ニスベカラズト云フコト。

名聲藉 メイセイセキ 名高キコトニ用フ。

膠柱鼓瑟 カウチウコヒツ 何ノ流用モ利カヌコト。換言セバ、役ニ立タヌト云フコト。

雲霓之望 ウンゲイノゾウ 切ナル望ヲ云フ。恰モ大旱ノ雲霓ニ於ケルガ如シナドノ類。

左ノ文章中——ヲ付ケタル漢學ニ假名ヲ付シ讀方ト意義トヲ

示シ且ツ「かくても」以下ヲ平易ナル語ヲ以テ解釋セヨ。(宮城縣三四)

Can
神無月の頃、栗栖野と云ふ所を過ぎて、ある山里に尋ね入る事ありしに、遙なる
苔の細道を踏み分けて、心細く住みなしたる庵あり、木の葉にうづもるべき懸樋
の雫ならでは、露、音なふものなし。關伽棚に、菊、紅葉など折り散らしたる、
さすがに、住む人のあればなるべし。かくても、あられけるよと、哀に見る程に、
かなたの庭に大きな柑子の木の枝も、たわよになりたるが、まはりをきびしく
圍ひたりしこそ、少しことさめて、この木ならましかばとおぼるしか。

(解)神無月 神ナカリ月ト云フコトニテ、十月ヲ云フ。

懸樋の雫 他ヨリ水ヲ取ルニ、長キ竹ノ内部ノ節ヲ抜キテ。之ニ水ヲ通ゼシ
ムルモノ、之ヲ窺ト云フ。其ノ窺ヨリ細ク水ノ雫ノ滴リ落ツルコト。

關伽棚 花皿ナドヲ作ル棚ナリ。關伽ハ、梵語ノ水ナリ。又、羅句語ニテモ、
同一ナリ。

かくても以下ノ解。

かくても、とは、前ノ語ヲ受ケ來リテ云ヘル言葉ニテ、斯様ニ寂シキ住居ニテ
モ、ト云ヘル意味ナリ。

アラレケルヨとは、居ルコトヨ、ト云フ意味ナリ。草卷集ニ「トシヲヘテ、ア
レ行ク宿ノ、板ビサシ、カクテモ世ニハ、アラレケルナリ」トアル、即チ其
ノ類ナリ。

カナタノ庭トハ、向フノ方ニアル庭ノコトナリ。

アハレニトハ、何トナク物サビシクテ、心細クナリ行クコト。

枝、タツワニトハ、枝ノ輕ク撓ムト云フ意味ナリ。

マハリヲキビシク圍ヒタリシコトハ、其ノ樹ノ周圍ヲカタク、圍ヒテアリタ
リシコソ、トノ意味ナリ。

少シコトサメテハ、少シバヨリ興ノ醒ムルコトニテ、奥床シキ住居ナリト思

ヒタリシモ、斯クノ如キ果實ノアル樹ノアルヲ見テハ、淺間シク成リ行クト
ノ意味ナリ。

コノ木ナカラマシカバトハ、若モ此ノ木ガ無カリシモノナランニハ、如何ニ好
カルベキカ、トノ意味ナリ。

左ノ文章ニ語アラバ正セ (同)

△イ、恩を受けて、報いざるものは、人にあらざるべくと存候。

ロ、曲者を手捕になせしは、勇猛とこそいふべかりける。

ハ、もし醫藥の効あれば、多分は、助かるべし。

ニ、支那兵百名ばかりは、今度の戦にて虜にせり。

右の誤を正すこと左の如し。

イ、恩を受けて、報いざるものは、人にあらずと存候。

ロ、曲者を手捕にせしは、勇猛とこそいふべけれ。

ハ、もし醫藥の効あらば、多分助かるべし。又、多分助かるならん、とするも敢
て不可なし。

ニ、今度の戦にて、支那兵百名許を虜にせり。

左ノ語ニ假名ヲ付ケテ讀方ヲ示シ且其意義ヲ解釋セヨ (同)

總攬。 因襲。 僞倭。 總體。 卓犖。 籌畫。 行脚。

縦容。 回祿。

○ 總攬。 全體ニ付テ見ルコト。シメク、ルコト。

○ 因襲。 以前ヨリ行ハレ來タリシト云フコトナリ。

○ 僞倭。 俗ニ所謂「セムシ」ト云フコトナリ。

○ 總體。 チ「マルト」ノ意味ナリ。

○ 卓犖。 人ニ勝レ居ルコト。

○ 籌畫。 「ハカリゴト」ノ意義ナリ。

諸國ヲ巡リアルク僧侶ナリ。
從容 泰然トシテスマシ居ルコト。
回祿 支那ニ於ケル火ノ神ノ名ヲ指セルナリ。火事ニ類燒シタルニハ、回祿ニ罹ルト云ヘリ。

左ノ文章ニ訓點ヲ附シ且假名ヲツケテ讀方ヲ示セ (同)

伯樂一過 冀北之野、而馬群遂空。夫冀北馬、多於天下。伯樂雖善知馬、安能空其群邪。解之者曰、吾所謂空、非無馬也。伯樂知馬、遇其良、輒取之、群無留良焉。苟無良、雖謂無馬、不爲虛語矣。

白文訓點及ビ釋義 (大坂稅務管理局三八)

秀吉在關東也、遊於鎌倉、觀源賴朝塑像、進撫其背曰、若我友也。徒手取天下、唯、有吾與若而已。然、若承稱名族、不如吾起人奴也。吾欲遂略地

至明。若以爲如何。

(解釋) 豐臣秀吉、北條氏ヲ討伐シテ、鎌倉ニ來リ遊ビ、源賴朝ノ塑像ヲ見テ、其ノ傍ニ至リ、像ノ背ヲ撫デ、生ケル賴朝ニ向ツテ言ヘルガ如キ態度ヲ以テ、汝ハ、實ニ友人ナリ。徒手ヲ以テ、天下ヲ征服シ、大權ヲ握リタルモノハ、唯、汝ト我トノ二人アルノミナリ。然レドモ、汝ハ、名族ニ生レシヲ以テ、事ノ成シ易カリシト雖モ、我レハ、名モナキ者ノ子ニシテ、初メハ織田信長ノ奴隸タリシガ、ソレヨリ身ヲ起シテ、遂ニ今日ノ如キ地位ニ達シタルモノナリ。是ハ汝ノ我レニ及ブ所ニアラズ。是ニ於テカ、我レハ。尙ホ此ノ上、土地ヲ征略シ、遂ニ明國ニ攻メ入りテ、其ノ國ヲ取ラント思ヘルナリ。汝、我が行動ニ就テハ、之ヲ如何トナスヤ。

往時平安故老有及觀元龜間事善其時宮闕墮廢群兒入
賴垣中搏土爲戲及織田公來始有可觀云。夫應仁以

還、海内分裂、輦轂之下、每爲兵馬馳逐之場、非右府誰能闢除草葉、以再造王室哉。(同)

(解釋)昔時、京都ノ老人ノ談話中ニ、元龜年間ノ事ヲ記載シタルヲ見ルニ、其ノ當時ノ宮城ノ垣ノ如キハ、毀レ破レタルモノニシテ、多クノ兒童等ガ、其ノ破レタル垣ヲ踰エテ、宮城ノ構内ニ入り、其庭内ニ於テ、土ヲ圓メテ搏テ、遊ビ戯ムレシコトアルハ、普通ノ事ノ如クナリシナリ。然ルニ、織田信長ガ、京都ニ入り來リテ、宮城ノ普請ヲナシテヨリハ、實ニ昔日ノ觀ヲ復シ、大ニ壯嚴ヲ極ムルニ至レリ。抑モ京都ハ、後土御門天皇ノ應仁年間、山名宗全、細川勝元、洛中ニ戰ヒタルヲ以テ、市街ヲ焦土ニ化シ、宮城ノ如キモ、亦大ニ廢頽セリ。其ノ後、群雄四方ニ割據シ、戰亂ノ起ルゴトニ、洛中ハ、其戰場トナルコト少ナカラズ。然ルニ織田信長、近畿ヲ平定シ、宮城ヲ再造シ、尊王ヲ唱ヘタリシガ、是ハ、到底信長ニアラザレバ能ハザルトコロナリトノ意味ナリ。

各枯の野へのけしきやみならましかはくこすしからまして思ふにも入かた近くかすかなる光のいごあかぬこちするに空さへ俄にくもりて端ならで月もかくれいみじう暗くなりて風荒しく吹きぬるはげに此頃の空のけしきかなと見るにはしたなくうちしぐれ來ぬれば足ををらに歸る

以上ヲ解釋スベシ

(解釋)冬枯の野へのけしき 冬になりて、草も、木の葉も、みな枯れ果てたる野のあはれなる景色を云ふ。

やみならましかはくこすしからまし 若しも暗やみにてなるものならんには、いかばかりか、残念にてありしならんに、と云ふこと。
からましと思ふにも 左様にてありしならんと思ふにつけても、と云ふこと。

入、か、た、近、く 日の入りのちかづきしことなり。

か、す、か、な、る、光 ほのかに見ゆる光のことなり。

い、と、あ、か、ぬ、こ、ち、す、る、に 此の景色の佳なるを見ては、いつまで経るも、あき

が來たらざる心持のすること。

空、さ、へ、俄、に、曇、り、て 空模様は、急にあしくなりゆきてのこと。

山、端、な、ら、で、月、も、か、く、れ 山の端ならざるに、月もはやくるること。

い、み、じ、う、暗、く、な、り、て 甚だしく暗くなることなり。

風、荒、し、て、吹、き、ぬ、る、は 風のはげしく吹くのは、と云ふこと。

げ、に 實に、と云ふこと。

此の頃の空のけしきか 此の節頭に於ける空の景色なるか、とのこと。

は、し、た、な、く、う、ち、し、ぐ、れ、來、ぬ、れ、ば 思はざる時雨の降り來ることなり。

道、を、そ、ら、に 急ぎ足して、飛ぶが如き形容に用ふるものなり。

白河院淀に御方達の行幸ありけるに五月ばかりのここにやあり
けん女房殿上人の舟あまた有りけるに曉になるほごや向ふ方に
郭公一聲ほのかに鳴きて過ぐ。(同)

以上ヲ解釋スベシ

(解釋)白河院 白河天皇の御事。こゝにては、既に位を讓らせたまひて、上皇
と成らせたまへりしかば、院の文字を用ひしものなり。

淀 山城國、淀川に臨める一小市街なり。水車を以て、夙に其の名を知らる。

方達 世俗に所謂方位のことにて、天一神などに向へるときは、悪しき方なり

とて、之れを忌みて、其の神の方に向はざる様にして、住居を移すなり。

行幸ありみるに 白河院のみゆきのありたりしが、と云ふこと。

五月ばかりの事にやありけん 五月頃のことにてありしやに思はるゝと云ふこ

となり。ばかりとは、ほご又はだけなど云ふに當る。

女房とは、女官のことなり。

殿上人 五位以上の人、皆殿上に登ることを得るものなれば、之れを云ふ。

然れども、三位以上をば、上達部と云ふ。されば、四位及び五位の人となり。

一に雲客といふ。

あまたありけるに、夥しく有りしものなるが、その意なり。

曉 夜の明け方なり。

はのかになきて過ぐ はのかにとは、浴に所謂「ぼんやりとしてをる」ことに

て、邊くしてよく聞えぬなどの形容に用ふるなり。

○白文訓點及ビ○印ノ所講義 (岐阜縣三三)

皇祖、皇宗、繼天、建極、教人、化民、莫一不出於至誠。是以、民皆純一、正直。父子之親篤、而君臣之義明。矣。自六經、傳我、仁義道德之說益明。愈廣。雖世運降替、學科迭興、而至教之要、則莫復加焉。夫本道德、而達智識、始於舜

倫而及於事業、教學之要也。故道之以仁義、教之以忠孝、使天下之民志一定於茲。則其智之所進、其才之所成、發於言辭、顯於行實、施為事業者、莫不

(講義)六經トハ、支那ニ於ケル六ツノ經書ナリ。六ノ經書トハ、易經、書經、詩經、春秋、禮記、樂經是レナリ。是等ノ六經ヨリ出デシ仁義道德ハ、我國ニ傳ハリ、其ノ說ハ、益々明ラカニナルノミナラズ、從テ廣マレリ。世ノ中ハ盛ナルコトモアルベク、又衰フルコトモアルベシト雖モ、學問ノ科目ハ、迭ニ勃興シタリ。而シテ其ノ最上ノ教ノ要トスル處ノモノニ至リテハ、眞理タルガ故ニ復タ加ハルベキ様ノ事モナカリシモノナリ。夫レ道德ヲ以テ、之レガ基礎トシ、智識ヲ達シ、人倫ノ道ヲ根本トナシテ。事ニ及ブモノハ、教ニ於ケル學問ノ最モ肝要トスル所ナリ。

白文句讀及ビ訓點 (天分縣三三)

猿之演劇也、衣冠焉而爲士大夫。裙帶焉而爲婦女。且立、且坐、且周旋、且進退。舉古之忠臣烈婦之狀、一々依倣視之儼然。人或擲一菓子其前、則蹙然。自失故態。頓發側衣冠、曳裙帶、匍匐往食之。雖觀者嗤笑、弗自知也。嗚呼、猿自飾而爲人、見菓而爲猿、唯、一菓而人猿判焉。而今學君子于聲音美貌、而其變節于斗升之利者、是亦斗升而君子小人判焉。與猿何異。

白文訓點及ビ釋義

(大藏書三二)

公嘗欲官一士。問之於土井利勝。利勝曰、彼不常來。臣未知其如何。公弗懌曰、宰我家、務在訪人材、材各豈獨附權勢哉。如汝所言、知耻好義者、將日趨。柔媚知耻好義者、國家之元氣也。元氣消亡、國家衰老、其能久乎。昔、酒井正親、以神谷某不禮己、謂我曰、彼真可用者。因請倍其俸。正親爲公忘私獎勵士氣。汝輩何不類焉。

(釋義) 德川家康ガ、嘗チ一入ノ士ヲ登用センコトヲ欲シテ、之ヲ土井利勝ニ問ヒンニ、利勝之ニ答ヘテ曰ク、彼ノ士ハ、平生、臣ガ家ニ來ラザルモノナルヲ以テ、其ノ性質ノ如キハ勿論、其ノ品行モ亦之ヲ知ラズト。家康之ガ答ヲ懌バズシテ曰ク、汝ハ、我が家ヲ宰配シ、汝ノ職務ハ、世ノ所謂人材アリテ、用フルニ足ルベキモノアルトキハ、總テ之ヲ訪問シ、其ノ人物ノ如何ヲ知ラザルベカラザルニアラズヤ。今、汝ノ言フ所ノ如クナランニハ、耻ヲ知り、義ヲ好ム者モ、將ニ柔弱ニ陥リ、猥リニ權勢ノ爲メニ媚ヲ呈スルニ至ルハ、自カラ明ラカナル所ナルベシ。凡ソ耻ヲ知り、義ヲ好ム者ハ、國家ノ元氣トスル所ノモノナリ。若シ其ノ元氣ニシテ消亡スルアラシカ、國家ハ、常ニ老衰スルヲ以テ、久シク保持スルコトヲ得ザルニ至ルベシ。昔、酒井正親ガ、神谷某ノ自己ニ禮儀ヲ施ササルノ故ヲ以テ、德川家康ニ謂テ曰ク彼ハ真ニ用ユベキモノナリト。之ニ依リテ、神谷ノ俸祿ヲ倍加シタリ。正親ノ如キハ、公事ノ爲メニハ、全ク私

事ヲ忘ル、モノニシテ、之ガ爲メニ士氣ヲ鼓舞獎勵セリ。汝ノ輩ハ、此ノ善且ナルコトヲ等閑ニ附シテ類スルコトヲナサザルヤト。

白文訓點 (長野縣三二)

(文中人名ハ右肩ニ一ノ縦線國名ハ左肩ニ二條ノ縦線ヲ以テ其區別ヲ明ニスベシ)

先帝創業未半而中道崩殂。今天下三分、益州罷弊。此誠危急存亡之秋也。然侍衛之臣、不_レ懈_レ於内、忠志之士、忘_レ身於外者、蓋_レ遺_レ先帝殊遇_レ欲_レ之於陛下_レ也。誠宜_レ開_レ張聖聽_レ以光_レ先帝遺德_レ恢_レ弘志士之氣、不_レ宜_レ妄非_レ引_レ喻失_レ義以塞_レ忠諫之路_レ也。

讀書 (福井縣三二)

山陽人ト爲リ癯瘦ニシテ、體高ク、肩蹙マリ、眼光炯々トシテ、之ヲ望ムニ、凜トシテ犯スベカラザルノ感アリ。性、又、峻峭ニシテ、尋常ノ人ヲ包容スルコト

能ハズ。常ニ、昇平日久シク士氣ノ振ハザルヲ歎ク。故ニ、氣節ヲ以テ、自カラ持シ、亦以テ人ヲ導キ、未ダ嘗テ己ヲ屈シテ、人ニ隨ヒ、浮沈シテ容レラレンコトヲ求メザリキ。

左ノ全文ヲ解釋セヨ。

(解釋) 山陽ノ人物ハ、如何ト云フニ、身體甚ダ瘠セテ、頰骨ハ、極メテ高ク、肩ガ蹙マリ居リテ、兩眼ハ、炯々トシテ光リ輝キ、之ヲ望ミ見ルニ、其ノ風貌ノ甚ダ氣高クシテ、自カラ犯スベカラザル威嚴ヲ備ヘ、凜乎トシテ自カラ尊敬ノ意ヲ表セザルベカラザルニ至ラン。其ノ性質モ亦。容貌風采ハ相以テ、誠ニケツシキ質ニシテ、普通ノ人物ニテハ、到底之ヲ容ル、コト能ハザラン。當時武門政治ハ、昇平無事ノ極ニ達シ、世ハ稍柔懦ニ流レ、士氣ノ振ハサルコト、甚ダシカリシカバ、大ニ之ヲ慨歎セリ。故ニ、自カラ士氣ヲ貴ビ、節操ヲ持シテ、居常之ニノミ心神ヲ用ヒタリシガ、尙ホ進ンデ亦世人ヲモ誘導センコトニ勉メダリシナリ。

斯クノ如キ風アルヲ以テ、未ダ一タビモ、持論ヲ枉ゲテ、人ニ隨ヒ、世トトモニ浮沈シテ容レラレンコトヲ求ムルガゴトキ卑劣陋賤ナル心神ハ、毫モ之レヲ有セザリシナリ。

左ノ語ニ讀方及ビ解釋ヲ與ヘヨ (同)

服膺 フクヨウ 能ク服シ從フト云フコト。

土地豊饒 トチホウシャウ 土地ノ能ク肥エ居ルコトニテ、作物ノ能ク登熟スル地味ヲ云フ

自暴自棄 ジボウジキ 自己ガ、自己ヲ自カラ棄テ、顧ミザルヲ云フ。即チ俗語ノ所謂「ヤケ」ヲ起スト同ジ意義ナリ。

聚斂ノ臣 シュレンノシ 國家ガ、賦課シテ、徵收スル所ノ租稅ヲ竊カニ私有シテ、之ヲ着服スル横着ナル臣ヲ云フ。

秩序 オウジツ 順序ノ正シクシテ、毫モ紊レザルヲ云フ。

鰥寡孤獨 クワンコウワツトク 鰥寡トハ、配偶者ノ一方ガナキモノ。孤獨トハ幼兒ニシテ兩親ノナ

キモノヲ云フ。即チ「ミナシゴ」ノコトナリ。

裁判官チシテ公平廉潔ナラシメ、權威ヲ怖レズ、法律ヲ枉ゲザラシメン爲メ之ヲ終身官トナシ、己ノ匪行アルニ非ザレバ、退職ヲ命ズルコトナシ。此クノ如クナルトキハ、裁判官ハ、只法律ヲ恪守シ特立特行シテ司法ノ大任ヲ盡スコトヲ得ルナリ

右縦線ヲ施セル語ヲ解釋セヨ。

(解釋) 公平廉潔 貧富貴賤ノ區別ナク、如何ナル人ニ對スルモ、毫モ私情ヲ挾ムコトナク、潔白ナル精神ヲ以テ、事ヲ處理スルヲ云フ。

法律ヲ枉ゲ 法律ニ規定セラレタルコトヲ行ハズ、法律ニ背キテ、事ヲ行フヲ云フ。

匪行 正直ナラザル行爲ヲ云フ。

法律ヲ恪守シ 法律ニ規定セラレタル所ノモノヲ最モ嚴格ニ守リ、毫モ私心ナ
キヲ云フ。

特行特立 人ニ服従シ、又ハ、人ニ左右セラレザル意義ヲ有スルコトニシテ、
獨立獨行ト云フト同一ノ義ナリ。

白文訓點 (長野縣三三)

書曰、明德慎罰、惟刑恤哉。禮云、爲上易事、易知則下易。知。若長不勞、百姓不惑、故君有德、臣無一心。上播忠孝之誠、下竭股肱之力。然後太平之基不墜。康哉之詠、斯起。當今被華戎之功、高宇宙、無思不服。無遠不臻。然言尙簡、文志在於明察。刑賞之用、有未盡。夫、刑賞之本、在乎勸善而懲惡。帝王所以與天下爲一畫、一不以貴賤親疎而輕重者也。

白文訓點 (茨城縣三一)

家有父母而辭之遠遊。勉強毎日、清晨遙拜畢、輒復思今日之光陰實爲可愛日、而費諸遊學關、定省曠、思清使父母懷遠望、憂爲天地間一罪人矣。然今日所學、業乃重大事件、有勝於定省者。故競寸陰以其業、然後歸奉感。僅是贖其罪矣。反覆思之而後、速就其業。至於夜間、又把終日所學之業、一々點檢考、其重大。果有勝於定省、溫清者、否神已安。而後就寢。是此則遊學中第一緊要之事矣。若一日沒了、這念則不孝之罪、竟不得免焉。夫勇悍趨捷、重耻輕死、我國俗所自有。我先生又養之以恩、結之以信。所以撫摩鍊治之。經數百千年、闔國之民、親其上、死其長、如手足之扞頭目、以能震懼四隣、雖魏唐之強大、不能加焉者、恃此俗也。及至通唐氏、乃舍此、學彼劉、摸爲文、缺強、爲弱、平時、奔競、有急遁逃。幾乎舉朝皆婦人矣。而先王遺民、勇而輕死者、皆爲將門所收。以此奪王權、營私利、無所爲而不成。承久建武之事、輒皆爲然。故、先王所以自衛、後王所

以自累均此兵也。願用捨如何耳。

四筆寫科

不立異以爲高不逆情以干譽。 (千葉地方裁判所三八)

(右楷行草三體ニテ、一行六字詰一葉ニ書スベシ)。

本科目ニ限リ、各自番號ノ傍ニ生年月日ヲ記入スベシ。

不患人之不知己。 (山形縣三六)

君子倉無求飽居無求安敏於事而慎於言就有道而正焉可謂好學也

已。 (福井地方裁判所三六)

右楷行草三體

地廣而不治者國危

(仙臺地方裁判所三八)

兵強而凌敵者身亡

右楷草二體各美濃紙一枚ヲ用フ。

右府志在混同海宇不欲遽冒虛名爾視之彼假關東管領以誇隣國者其器量固有間焉抑朝廷名器不足輕重天下豪傑至於如此挾焉以令天下天下未必聳動也而右府爲之扶植經記慤慤不置是其高義雖涓浚齊桓而駕者又可也。(天坂稅務管理局三八)

右楷書

器與貴是人之所欲也不以其道得何之不處也。(安濃津地方裁判所三七)

右楷行草三體

元豐六年十月十二日、夜解衣睡月色入戶欣然起行急無興爲樂者遂至承天寺尋張懷民亦未寢相與步於中庭下如積水明水中藻行交橫蓋竹柏影也夜然月何處無竹柏但叮閉人如吾兩人者白。(天藏寺三三)

右楷書

馬拔嘗謂賓客曰、丈夫爲志衆當堅老當益益壯國處田牧至牛馬羊數千頭穀數萬斛既而嘆曰凡殖貨財產貴其能施賍也否則守錢虜耳盡散以玻昆弟故急。(長野縣三二)

右楷行二體

既言大冷精金應無變色此是明覽大師維毒家常鐵釘敵白非底同底五士脫作截腰作斷去無盡散如何下嘴得去咄嚙體遍野。(長野地方裁判所三二)

右楷行草三體

守節要堅實。(神岡縣三一)

右楷行 三體

早知窮達有命限十年不讀書。(山梨縣三九)
右楷行草三體

Handwritten calculations and notes:

- 120
- 10 12 8
- 5 15
- 2 4 5 20 40
- 2 12 10 8
- 2 18 5 4
- 10 12 10 8
- 10 12 10 8
- 12 10 8
- 60 30 120
- 120 10 80

五 數 學 科

(1) 甲府、新宿間汽車賃ハ一圓二十一錢ナリ新宿八王子間ハ一哩一錢五厘、八王子甲府間ハ一哩一錢六厘ノ割ナリ而シテ八王子甲府間ハ新宿八王子間ヨリ三十三哩多シト云フ新宿甲府間ノ哩數ヲ問フ。(山梨縣三九)

答 七十七哩

(解式) $1210 - (16 \times 15) + (15 + 16) \div 2 + 28 = 77$

(2) 或ル仕事ヲナスニ甲ハ之ヲ十日間、乙ハ十二日間、丙ハ八日間ニ仕上ゲ得ルト云フ、三人協力セバ幾日ニ仕上ゲ得ルヤ。(同)

答 三日六時間弱

(解式) $\frac{1}{10} + \frac{1}{12} + \frac{1}{8} = 8.6...$
 今或ルーツノ仕事ヲ以テ、之ヲ一ト假定スルトキハ、甲ハ一日ニ其ノ十分ノ一、乙ハ十二分ノ一、丙ハ八分ノ一ヲナスコト、ナルベシ。故ニ此ノ三人ガ協力シテ一日ニ爲シ得ベキ處ノカヲ以テ、一ヲ除スルトキハ、其ノ日數ヲ知ルコトヲ得ルナリ。

(3) 水量一立方尺ハ一斗五升四合二勺ニシテ其重量ハ七貫四十四匁ナリ今二斗五升七合ノ水アリ之ニ幾量ノ石炭酸ヲ加フレバ五十倍ノ石炭酸水ヲ得ベキヤ

答 二百四十八匁

(解式) $7.44 \times \frac{25.7}{15.42} + 50$

水一斗五升四合二勺ノ重量ハ、問題中ニ於テ明カナリ。又、水二斗五升七合ノ重量ハ、容易ニ求メ得ベシ。然シテ其ノ五十分ノ一ハ二斗五升七合ノ水ニ加ヘ

テ五十倍ノ石炭酸水ヲ得ベキ石炭酸ノ重量ナリ。

(4) 三十七年中甲府地方ノ最低ハ攝氏零度以下十二度五分ニシテ最高ハ華氏九十五度ナリ高底ノ差ヲ攝氏及ビ華氏ニテ示セ。

(同)

攝氏 四十七度

華氏 八十四度三六

(解式) $(59 - 32) \times \frac{100}{1.8} + 12. (華氏)$

華氏ハ、氷點三十二度、沸騰點二百十二度、攝氏ハ、氷點零度、沸騰點百度ナルヲ以テ、右ノ式ヲ解スルコトヲ得ベシト思ハル、ナリ。

(5) 山梨縣現在人口ノ九分ノ一ハ過去二十年ノ増加ニ係ルト云フ此ノ増員ハ二十年前ノ人口ノ幾割ニ當ルヤ。

答 一割二分五厘

Handwritten calculations and diagrams at the top of the page, including a fraction $\frac{32:95}{2.9}$ and a diagram of a triangle with various lines and labels.

Handwritten notes and calculations at the bottom left of the page, including a fraction $\frac{9}{10}$ and other scribbles.

$\frac{100}{100} \frac{92}{481}$
 $\frac{10760}{12}$
 (7×8)
 120
 12
 4

(五八) 科 學 數 4

(9) 甲乙二人ノ吏員或ル事項ヲ調査スルニ甲ノミニテハ二十日乙
 ノミニテハ十五日ヲ要スベシ今兩人協力シ其内乙ハ一日休暇
 ナナストキハ何日何時間ニ完了スベキヤ。一日執務時間八時
 間トナシ時以下ハ切捨ツベシ。
 答 九日七分ノ一

$\frac{1800}{1800} \frac{1}{1800}$
 $\frac{1800}{1800} \frac{1}{1800}$
 $\frac{1800}{1800} \frac{1}{1800}$

$\frac{7}{100} \frac{11}{60}$
 108 =
 案 答 區 問 數 試 (四八)

(6) 白米相場一圓ニ付キ六升ノモノ四斗ニ升入四百八十俵ノ代價
 幾許。(千葉地方裁判所三八)
 答 三千三百六十圓
 (解式) $(42 \times 180) \div 6$
 (7) 一ヶ月二十七圓ノ家賃ニテ九月七日ヨリ家ヲ借り受ケ日割ニ
 テ仕拂フトキハ此ノ月分ノ借賃何程ナルヤ。(同)
 答 二十一圓六十錢
 (解式) $27 \times \frac{30-6}{30}$
 (8) 或ル裁判所ノ事件ノ數ヲ問フニ民事刑事合セテ千八百件ニシ

(解式)
 $\frac{100}{100} \frac{11}{60}$
 $\frac{100}{100} \frac{11}{60}$
 $\frac{100}{100} \frac{11}{60}$

$\frac{100}{100} \frac{11}{60}$
 $\frac{100}{100} \frac{11}{60}$
 $\frac{100}{100} \frac{11}{60}$

$$\begin{array}{r} 750 \\ 587.5 \\ \hline 162.5 \end{array}$$

100 4.28c

(10) 道路延長若干ヲ修膳スルニ七百五十圓ニテハ五十間、六百八十七圓五十錢ニテハ百五十間豫定ノ延長ニ不足スト修膳セントスル延長何間ナルカ

答 千二百五十間

(解式) $(750 - 587.5) \div (150 - 50) = (750 - 587.5) \div 100 = 7.5$

(11) 或ル會社ニテ義捐金ヲ募ルニ俸給割ニシテ總額金二十四圓ヲ集メ得タリ其ノ人員百二十圓ノモノ一人、三十五圓五人、二十圓四人、十五圓八人、十圓十三人ナリト云フ各一人ノ負擔額ヲ問フ。

百二十圓ノ人 四圓四十一錢六厘
 三十五圓ノ人 一圓二十八錢八厘
 答 二十圓ノ人 七十三錢六厘
 十五圓ノ人 五十五錢三厘
 十圓ノ人 三十六錢六厘

(12) 次ノ分數ヲ最簡ニセヨ

$$\frac{43}{4} \times \frac{2}{3} \times \frac{1}{2} = \frac{43}{12}$$

$$\frac{1}{\frac{5}{2} - \frac{1}{3} - \frac{1}{8}} \div \left(\frac{8}{3} - \frac{1}{6} \right)$$

答 $\frac{1}{4}$

(13) 十里ノ道ヲ五人ガ四馬ニテ行クニ各人乘馬里數ヲ等シクセントスルニハ其ノ乘馬里數幾何宛ナリヤ。

答 八里

(解式) $\frac{10}{5} \times 4 = 8$

(14) 寫字生書ヲ寫スニ七時間ヲ費セバ半ニ達セザルコト十五枚、九時間ヲ費セバ半ヨリ超ユルコト二十五枚ナリ記録ノ枚數ヲ問フ。(福井地於裁判所三八)

答 三百十枚

(解式) $\left(\frac{15+25}{2} \times 7 + 15\right) \times 2$

問題ノ意味ニ依ルトキハ、此ノ寫字生ハ二時間ニ15枚ヲ寫セリ。故ニ、今七時間ニ寫シ得ベキ枚數ノ幾何ナルヤヲ求メ、之ニ15ヲ加フルトキハ、記録ノ半數ノ幾何ナルヤヲ知ルコトヲ得ベシ。故ニ、之ヲ二倍スルトキハ、記録ノ全紙數ヲ知ルコトヲ得ルナリ。

(15) 或ル賣買事件ニ甲ハ百五十圓、乙ハ九十圓、丙ハ七十圓ノ各債權ヲ有ス之ニ賣得金ヲ配當スルニ平等ノ割ヲ以テスルトキハ債權額一圓ニ付キ七十五錢トナル然ルニ甲ハ優權者タル故全部ヲ引キ去リ其ノ殘リヲ乙丙ニ平等ニ配當セリ各ソノ額ヲ問フ。(同)

甲ハ百五十圓

答 乙ハ四十六圓四十錢六厘餘

丙ハ三十六圓九錢三厘

(解式) $(150 + 90 + 70) \times \frac{100}{70}$ 甲乙丙三人ノ配當金ノ和 $\parallel 282.5282.5 - 150. = 82.$

乙丙ノ配當金ノ和。

$10 : 9 = 82.5 : x$ 乙ノ配當金ノ和。

16:7=82.5:s 丙ノ配當金ノ和。

(16) 兄弟二人各五百圓ヲ以テ商業ヲ營ミ兄ハ每年平均三百八十七圓宛ヲ利シ弟ハ平均二百五十八圓宛ヲ損シト云フ九年後兄ノ財産弟ニ超ユルコト幾何。(仙臺地方裁判所三七)

答 五千八百五圓

(解式) $(5000 + 387 \times 9) - (5000 - 258 \times 9)$

(17) 七人ノ工夫十八日ヲ要スル仕事アリ六人ニテ幾日ヲ要スルカ。

(同) 答 二十一日

(解式) $7:6=18:s$

此ノ題意ニ依レバ、七人ニテ十八日ヲ要スルヲ以テ、之ヲ六人ニテ行フトキハ、其レヨリモ多クノ日數ヲ要スルハ勿論ナリ。即チ人員ノ減ズルニ從ヒテ、日數

ヲ増スヲ以テ、如上ノ反比例式トナル。

(18) 三人ニ付キ一圓五十錢ト五圓ニ付キ二圓トノ割ニテ各同一數ノ人員ヲ雇入レ工事ヲ終ヘ四百五十圓ヲ拂ヘリ總人數ヲ求ム。

(安濃津地方裁判所三七)

答 百人

(解式) $\left(\frac{15}{3} + \frac{20}{5} \right) \times 450 = 100$

此ノ題意ニ依ルトキハ、雇ヒ入レタル人員ハ、正ニ相等シキモノニシテ、前者ノ人足一人ノ給金ハ三分ノ一圓五十錢ナリ。又後者ノ人足ノ給金ハ、五分ノ二圓ナル。故ニ、總員ヲ平均スルトキハ、一人ノ給金ハ、三分ノ一圓五十錢ト五分ノ二圓トヲ合シタルモノヲ二圓ニテ除シタルモノトス。而シテ其ノ人員ノ増減ハ、給金ノ増減ニ比例スルモノナレバ、以上ノ如キ比例式トナル。

(19) 十二行二十八字詰二百五十枚三十三日ヲ要スルトセバ十四行

三十二字詰百枚ヲ寫スニ幾日ヲ要スルカ。(同)

答 十六日

(解式) $(28 \times 12 \times 250) : (32 \times 14 \times 100) = 30 : x$

行數ニ字數ヲ乘ジ、之ニ枚數ヲ乘ズレバ其ノ總字數ヲ知ルコトヲ得ルヲ以テ、其ノ字數ノ多少ニ依リテ、日數ノ多少ヲ求ムルモノナレバ、如上ノ式トナル。

(20) 人アリ百六十四里ノ道ヲ十三日ニシテ達セリ然ルニ其終リ一日ハ八里ヲ歩ミタリト云フ今此ノ人三十日ニ幾里ヲ行クカ。

(大坂稅務管理局三八)

答 三百九十里

(解式) $(164 - 8) + (13 - 1) \times 80$

此ノ題意ニ依レバ、此ノ旅客ハ、最終ノ一日ヲ除ケル他ノ十二日間ニ百六十四里ヨリ八里ヲ減ジタル道程ヲ歩メルコト、ナリシナリ。故ニ、此ノ旅客一日ノ

行程ハ、百六十四里ヨリ八里ヲ減ジタルモノヲ十二日ニテ除スベシ。十二日ハ、十三日ヨリ最終ノ一日(八里歩ミタル日)ヲ控除シタルモノナリ。故ニ其ノ三十倍ハ三十日間ニ於ケル行程ナリ。

(21) 上海ヨリ香港マデ四百五十里アリ今毎日八十五里三分ノ一ヲ走ル船アリテ之ヲ往復センニハ幾日ヲ費スカ。(同)

答 十日六十四分ノ三十五

(解式) $85 \frac{1}{3} : 450 = 2 : x$

此ノ題意ニ依レバ、上海香港間ニ於ケル往復里程ハ、四百五十里ヲ二倍シタル九百里ナリ。而シテ其ノ里程ノ増加スルニ從ヒ、費ス所ノ日數モ、亦自カラ増加スルモノナルガ故ニ、如上ノ正比例ヲ得ルナリ。

(22) 水桶ヲ滿タズ二十五分ニシテ二斗六升ヲ滿タシ其ノ後一時二

十分ニシテ全ク満タスト云フ全量如何。(同)

答 二石 ^{二斗八升} _{八升}

(解式) $15 : (80 + 15) = 36 : x$

此ノ題意ニ依レバ、十五分間ニ三斗六升ヲ満タシ得ルモノナレバ、其ノ全量ヲ満タズニ、十五分間ト、一時二十分間(八十分)トノ和九十五分間ヲ要スルコトナルベシ。之ニ依リテ、如式ノ正比例ノ式ヲ得ベシ。

(23) 二人ニテ地ヲ借り羊畜ヲヘリ甲ハ羊十五頭ヲ四周間、乙ハ二十五頭ヲ三周間養ヒ地代四十五圓ヲ拂ヘリ各出金ヲ求ム。(同)

答 甲 二十圓

乙 二十五圓

(解式) $(15 \times 4 + 25 \times 3) : (15 \times 4) = 45 : x \dots \dots \text{甲}$

$45 - x \dots \dots \text{乙}$

右ハ、甲乙兩人ガ、土地ヲ使用スル其ノ和ト、甲一人ノ土地ヲ使用スル割合ハ、十五頭ニ四周間ヲ乗ジタルモノト、二十五頭ハ三周間ヲ乗ジタルモノトノ和ニ付テハ十五頭ニ四周間ヲ乗ジタルモノヲ以テシ、且ツ其ノ使用スル所ノ多少ニヨリテ、地代ハ増減スルモノナリ。之ニ依リテ以テ、如上ノ比例式ヲ得ルモノナリ。之ニ依リテ、甲ノ支拂フベキ地代ノ幾許ナルカヲ知り、其ノ金額ヲ四百五十圓ヨリ控除シ、以テ乙ノ支拂フベキ地代ヲ知ルコトヲ得ベシ。

(24) 父三十歳ニシテ子ガ七歳ナラバ子ガ父ノ年ノ半ニ至ルハ今後幾年ヲ要スルヤ。(名古屋稅務管理局三八)

答 十六年

(解式) $30 - 7 \times 2$

此ノ題意ヲ按ズレバ、今若干年ヲ經タランニハ、父ノ年齢ハ、子ノ年齢ノ二倍トナルニ至ルベシト云ヘバ、若干年ニ三十歳ヲ加ヘタルモノハ若干年ニ子ノ年

船七歳ヲ加ヘタルモノヲ二倍シタルモノニ當ルベシ。サレバ、今此ノ兩方ヨリ若干年ヲ控除スルトキハ、三十歳ハ、若干年ニ七歳ヲ加ヘ、之ヲ二倍シタルモノト相等シカルベシ。之ニ依リテ、若干年ハ、三十歳ヨリ七歳ヲ減ジ、之ヲ二倍シタル年ナルコトヲ知ルニ足ルベシ。依テ如上ノ式ヲ得ルナリ。

(25) 筆生五人ニテ一日十時間ヲ費シ四十日ニ終了スベキ謄寫物アリ今更ニ筆生五人ヲ増シ一日八時間ツ、働クトキハ何日ヲ要スルヤ。(浦和地方裁判所三二)

答 二十五日

(解式) $(10 \times 5) : (8(5+5)) = 25 : x$

此ノ題意ハ、甚ダ簡短ナリ。即チ謄寫物ヲ終了スル遲速ハ、人員ト時間ノ多少ニ反比例ヲナスモノナルヲ以テ、如上ノ式ヲ得ベシ。

(26) 甲乙二人ニテ金百二十圓ヲ分配セントス、其ノ割合ハ乙ハ甲

ノ三分ノ二ヲ得ベシ各何程ヲ得ベキヤ。(同)

答 甲 七十二圓
乙 四十八圓

(解式) $1 + \frac{2}{3} = \frac{1}{3}$

$\frac{1}{3} : 120 = 1 : x \dots\dots 72 \dots\dots$ 甲

$\frac{1}{3} : 120 = \frac{2}{3} : x \dots\dots 48 \dots\dots$ 乙

此ノ題意ヲ案ズルモ、乙ハ、甲ノ三分ノ二ヲ得ベキ割合ナルヲ以テ、假リニ甲ノ所得ヲ一ト定ムレバ、乙ハ、其ノ三分ノ二ヲ得ル割合トナルベシ。之ニ依リテ、上ノ式ヲ得ルナリ。其ノ他解説ヲ要スルマデモナカルベシ。

(27) 甲乙兩市ノ距離三百五十哩ナリ今午前十時甲市ヲ發シタル汽車午後十二時乙市ニ達シタリ此ノ汽車一時間ノ速力何哩ナリ

ヤ。(同)

答 二十五哩

(解式) $360 \div ((12-10) + 12)$

午前十時ヨリ午後十二時マデハ、十四時間アリ、此ノ間ニ於テ、三百五十哩ヲ走リタルモノナルヲ以テ、如上ノ式ヲ得ルナリ。

(28)

一工事アリ甲乙共力セバ二十日ニシテ成就ス今二人トモ二五日間従事シ其後工事ヲ乙一人ニテ二十六日ニシテ成就セリ然ラバ全工事ヲ甲一人ニテハ幾日ヲ要スルカ。(宮崎縣三五)

答 四十日十二分ノ三

(解式) $(20-5) : 20 = 26 : x$

$x = 34 \frac{2}{3} \dots \dots \dots$ 乙一人ガ成シ得ル日數

$\frac{1}{20} \frac{3}{140} \frac{11}{520}$

$1 \times \frac{11}{520} = 47 \frac{3}{41} \dots \dots$ 甲一人ガ成シ得ル日數

此ノ解説ハ、式ニ依リテ自カラ明了ナルベシ。

(29) 或ル人三錢ノ郵便切手若干枚ヲ所有シ之ヲ縦横等數ニ列スル

ニ尙切手二十七錢不足ス因テ一邊ノ數ニ枚ツ、ヲ減ジテ又縦横等數ニ排列セシニ四十五錢ダケ餘レリト云フ幾枚持チシヤ。

(同)

答 四十枚

(解式) $\frac{(15+9+4)+2}{2} = 7$

$7 \times 7 - 9 = 40$

此ノ題意ニ依リテ案ズルトキハ、最初ノ正方形ハ、後ノ正方形ヨリ大ナルコト、二十四枚ナリ。今之ニ四枚ヲ加ヘテ、二除スルトキハ、一邊ノ數ノ幾許ナルヤ

ヲ知ルコトヲ得ベシ。故ニ其ノ自乗ヨリ九ヲ減ズルトキハ、求ムル所ノ枚數ノ幾許ナリヤヲ知ルヲ得ベシ。

(30) 某村ニ於テ備荒儲蓄米四百八十三石ヲ某村民ヨリ徴收セントスルニ當リ負擔額ノ比ヲ五、四、三ノ如ク三等ニ區別シタルニ一等額ヲ出スベキモノ六百三十八人、二等額ヲ出スベキモノ四百八十五人、三等額ヲ出スベキノ五百九十人ナリ各一人ノ負擔額ヲ求ム。(同)

一等額 三斗五升
二等額 二斗八升
三等額 二斗一升

(解式) $638 \times 5 + 453 \times 4 + 590 \times 3 = 6900.$

$$\begin{aligned} 483 \times \frac{3190}{6900} &= 0.35 \dots \dots \text{一等額負擔者一人ノ高} \\ 483 \times \frac{1940}{6900} &= 0.28 \dots \dots \text{二等額負擔者一人ノ高} \\ 483 \times \frac{1770}{6900} &= 0.21 \dots \dots \text{三等額負擔者一人ノ高} \end{aligned}$$

以上ノ解式ニ依ルトキハ、自カラ明瞭ナルベシ。

31) 世界中ニテ最モ多ク鐵道ヲ利用アルハ英國人ナリ英國ニテ一年間汽車乗客ノ數ハ概算八八五五三八七五〇ニシテ人口百ニ對スル乗客ノ數二三五〇ナリト云フ英國ノ人口總數如何。

(新海縣三二)

(解式) $2350 : 885538750 = 100 : x$

式ニ依リテ、自カラ明瞭ナルベケンバ、解説ヲ略ス。

答 三千七百六十八萬二千五百人

(32) 如何ナル數ノ七倍ニ六ヲ加フルナラバ十一ノ五倍ヲ得ベキカ

(同)

答 七

(解式) $(11 \times 5 - 16) \div 7$

此ノ題意ニ依ルトキハ、十一ノ五倍ヨリ六ヲ控除スレバ、求ムル所ノ其數ノ七倍ニ相等シキモノトナルベシ。故ニ、十一ヲ五倍シタルモノヨリ六ヲ減ジ、之ヲ七ニテ除スルトキハ、求ムルトコロノ某數ヲ得ベシ。

(33) 甲乙丙三商リア甲ハ五百圓ツ、三ヶ月間乙ハ四百圓ツ、五ヶ月間丙ハ三百圓ツ、八ヶ月間出資シテ利益二百九十五圓ヲ得タリ今之ヲ其ノ月數ト出金トニ應ジテ分配セントス各分配金

如何。(同)

甲 七十五圓

答 乙 百圓

丙 百二十圓

(解式) $500 \times 3 + 400 \times 5 + 300 \times 8 = 5900$

$5900 \div (500 \times 3) = 295 : a \dots \dots$ 甲

$5900 \div (400 \times 5) = 295 : s \dots \dots$ 乙

$5900 \div (300 \times 8) = 295 : a \dots \dots$ 丙

此ノ出資金ヲ見ルニ、甲ハ、百圓ツ、十五ヶ月間、乙ハ、百圓ツ、二十ヶ月間、丙ハ、百圓ツ、二十四ヶ月間出資セルニ等シキモノトナルベケンバ、如上ニ列記セル三比例式ヲ得ルナリ。

(34) 五千七百六十ナル數ニ或ル整數ヲ加フルトキハ其和八百〇一

ニテ割り切レル斯クノ如キ整数ハ澤山アル其中ニテ最モ小ナルモノヲ索メヨ。(同)

答 九十八

(解式) $5760 + 101 = 5771$ 割餘 8.

$$101 - 3 = 98$$

右ノ式ニ依ルトキハ、五千七百六十八ハ、百一ノ五十七倍ヨリモ三個多シ。又五十八倍ヨリハ九十八個少ナシ。而シテ此ノ五千七百六十二或ル數ヲ加ヘテ、之レヲ百〇一ニテ割り切ルノ最小ノ數ハ、百〇一ノ五十八倍ナリ。之ニ依リテ五千七七一六十二九十八ヲ加ヘタルモノナレバ、九十八ハ、其ノ求ムル所ノ數ナリ。

(35) 清酒十八石二斗入ノ樽二十個アリ今之ヲ三斗五升入ノ樽詰ニ爲サントス其樽數如何 (大藏省三二)

答 首四個

(解式) $1820 \times 20 = 36400$

(36) 或人原野二百六十五萬四千二百三十二坪ヲ所有セリ内十二町三反四畝十六步ヲ他人ニ賣却シ他ハ開墾ニ着手シ其四分ノ一ヲ成功セリ未成功原野ノ反別如何 (同)

答 六百五十四町二反九畝二十七步

(解式) 12町 3反 4畝 16步 ヲ悉ク歩ニ改ムルトキハ 37036步

$$1 - \frac{1}{4} - \frac{3}{4} \dots \dots \dots \text{步未成功原野}$$

$$(2664232 - 37036) \times \frac{3}{4}$$

右ノ式ニ依リテ、賣却殘餘ノ原野ヲ一ト假定スルトキハ、其ノ四分ノ一ヲ減シタル殘數四分ノ三ハ、未成功原野ナリ。故ニ總反別二百六十五萬四千二百三十

二步ヨリ竝却反別三萬七千三十六步ヲ減ジ、之ニ四分ノ三ヲ乘ズルトキハ、百九十六萬二千八百九十七步ヲ得ベシ。之ヲ反別ニ改ムレバ、答ノ如クナルナリ。

(37) 雇人二十五人ヲ以テ毎日八時間從事セシムレバ千二百枚謄寫シ得ルト云フ今十八人ヲ以テ毎日十時間從事セシムレバ幾枚ヲ寫スヤ、(同)

答千八十枚

(解式) $(25 \times 8) : (18 \times 10) = 1200 : x$

人員ト時間ヲ増減スルトキハ、枚數モ亦増減スルニ依リテ、如上ノ複比例式ヲ得ルナリ。

(38) 男子十二人女子二十人、小兒八人ヲ以テ一工事ヲ成就シ賃金千四百八十圓ヲ得タリ但シ女子ノ賃金ハ男子ノ二分ノ一、小兒

ハ男子ノ三分ノ一ナリト云フ男子女子及ビ小兒各一人ノ賃金

如何

男子 六十錢
女子 三十錢
小兒 二十錢

(解式) $(12 + 20 \times \frac{1}{2} + 8 \times \frac{1}{3}) : 1 :: 1480 : x$

$x = 90$男子ノ分

$(12 + 2) \times \frac{1}{2} + 8 \times \frac{1}{3} :: \frac{1}{2} :: 1480 : x$

$x = 30$女子ノ分

$(12 + 26 \times \frac{1}{2} + 8 \times \frac{1}{3}) :: \frac{1}{3} :: 1480 : x$

$x = 20$小兒ノ分

(39) 長子ハ親ノ年ノ五分ノ一ニシテ次子ノ年ハ七分ノ一ナリト而

シテ長子ノ年ト次子ノ年ノ差ハ八歳ナリト云フ次子ノ年ヲ問フ。
(福井縣三二)

答 二十年

(解式) $\left(\frac{2}{5} - \frac{2}{7}\right) :: \frac{8}{7} :: 8 :: x$

兄ノ年ト、弟ノ年ノ差八年ハ父ノ年ノ二分ニ當ルモノナリ。之ニ依リテ、父ノ年ノ七分ノ二ハ、幾年トナルカノ關係ニ依リテ、如上ノ比例式トナルナリ。

(40) 四斗二升人白米二十俵ハ酒七樽ノ價ニ相當ス米ノ價一升十錢ナルトキハ酒一樽ノ價若干ナリヤ (同)

答 十二圓

(解式) $42 \times 20 \times 10 \div 7.$

(41) 四時間二三十五里ヲ走ル蒸氣船アリ或ル港ヲ發シ六十四里ニ

十七町ヲ航セシトキ午後三時十五分ナリシト云フ從テ出發セシハ何時何分ナリヤ。(同)

答 七時五十一分

(解式) $35:64 \frac{27}{36} = 4:x$

$x = 7.4 = 7\frac{2}{5}$

$12 - \left(7\frac{2}{5} - 3\frac{1}{4}\right) = 7\frac{17}{20}$

四時間ヲ以テ、三十五里ヲ航走シ得ルモノナルヲ以テ、六十四里二十七町ヲ航走スルニハ、幾時間ヲ要スルカヲ考フルトキハ、如上ノ比例式ニ依リテ、出發シタル時ハ、午後三時十五分ヨリ幾時間ノ前ニアリシカヲ知ルコトヲ得ベシ。即チ前ノ式ニ依リテ、之ヲ知ルコトヲ得ン。

42) 甲者ノ債權八百五十圓乙者ノ債權千七百七十圓兩者ノ債權四百

八十圓ニシテ負債者ノ財産公賣金千七百七十圓アリ而シテ執行費用二十八圓ヲ要セリトセバ各債權者ノ配當金如何。

甲 五百九十二圓二十八錢

答 乙 八百十五圓二十五錢六厘

丙 三百三十四圓四十六錢四厘

(解式) $850 + 1170 + 480 = 2500$

$2500:850 = (1770 - 28):x \dots \dots$ 甲

$2500:1170 = (1770 - 28):y \dots \dots$ 乙

$2500:480 = (1770 - 28):z \dots \dots$ 丙

此ノ三人ノ債權額ハ二千五百圓ナリ。又公賣金額ヨリ執行費用ヲ引去リタルモノハ、甲乙丙ノ三人ガ、分配スベキ金高ナリ。而シテ其ノ分配高ハ、債權ノ多少ニ依リテ、増減スベキモノナルヲ以テ、如上ノ比例式トナル。

(43) 荷馬車及ビ馬具ノ代價合計金百六十九圓ナリ而シテ荷車ノ代價ハ馬具ノ代價ノ四倍ニシテ馬ノ代價ハ荷車代價ノ二倍ナリト云フ馬、荷車及ビ馬具ノ各代價如何。(長野地方裁判所)

馬具 十三圓

答 荷車 五十二圓

馬 百四圓

(解式) $1 + 4 + 4 \times 2 = 13 \dots \dots$ 馬具

$13:1 = 169:x = 13 \dots \dots$ 馬具

$13 \times 4 = 52 \dots \dots$ 荷車

$13 \times 8 = 104 \dots \dots$ 馬

右題意ニ依リテ、馬具ノ代價ヲ一トスレバ、荷車ノ代價ハ、四トナリ、馬ノ代價ハ、八トナルベシ。故ニ、其ノ總代價ハ十三ナリ。之ニ由リテ以テ如上ノ式

ヲ得ベシ。故ニ、初メニ馬具ノ代價ヲ得、ソレヨリ他ノ二者ヲ得ルコト、右ニ
掲ゲタルガ如シ。

(44) 石炭五噸ノ價三十圓ナリト云フ三噸ノ價如何

答 十八圓

(解式) $5:3 = 30:x$

(45) 或人一日ニ六時間ト五分ノ三宛働クトキハ十二日ト二分ノ一
ニテ一事業ヲナスト云フ此ノ人毎日八時間ト三分ノ一働クト
キハ幾日ニシテ該事業終ルヤ。(同)

答 九日十分ノ九

(解式) $8\frac{1}{3} : 6\frac{3}{5} = 12\frac{1}{2} : x$

此ノ題意ニ依ルトキハ、毎日働ク所ノ時間ヲ減ズレバ、事業ノ成ル日數ハ、自

然ニ増加スルモノナレバ、如上ノ反比例トナル。

(46) 毎月一定ノ收入ヲ有スル人六年間毎年七百圓ツ、費シタルガ
爲メニ若干ノ負債ヲ爲セリ以テ毎年費用ヲ五百圓ニ節減シ四
ケ年ヲ經テ漸ク此ノ負債ヲ償却セリト云フ一ケ年ノ收入幾何
ナルカ。(岐阜縣三二)

答 六百二十圓

(解式) $(700 \times 6 + 500 \times 4) \div 10$

此ノ題意ヲ案ズレバ、此ノ人ハ、七百圓ノ六倍ト五百圓ノ四倍トヲ以テ、十年
間ヲ經過セルモノナリ。故ニ其ノ六倍ト四倍トヲ合セテ十倍トナシ、之ニテ除
スルトキハ、一年間ニ於ケル收入ノ幾許ナリヤヲ知ルコトヲ得ベシ。

(47) 商人アリ百七十六圓ノ品ヲ賣リテ四十四圓ヲ利スルト云フ此

ノ割合ニテ百二十圓ヲ利センニハ幾許ノ品ヲ賣ルベキヤ。(同)

答 四百八十圓

(解式) $44:120 = 176:x$

(48) 備荒儲蓄ヲ支出スルニ第一回ハ其五分ノ一ヲ第二回ハ其殘額ノ三分ノ一ヲ第三回ハ又其ノ殘額ノ二十分ノ三ヲ支出セシニ猶ホ殘額六萬八千圓アリシト云フ全金額及ビ第三回ノ支出金額幾何ナリヤ。(同)

全金額 十五萬圓

答 第三回支出額 一萬二千圓

(解式) $1 - \frac{1}{5} = \frac{4}{5}$ 第一回支出殘額
 $\frac{4}{5} \times \left(1 - \frac{1}{3}\right) = \frac{4}{5} \times \frac{2}{3} = \frac{8}{15}$ 第二回支出殘額

$\frac{8}{15} \times \left(1 - \frac{3}{20}\right) = \frac{8}{15} \times \frac{17}{20} = \frac{34}{75}$ 第三回支出殘額

$68000 \div \frac{34}{75} = 15000.$

$15000 \times \frac{8}{15} \left(1 - \frac{3}{20}\right) = 12000.$

(49) 甲乙二個ノ山アリ其山ノ各高ヲ合算セバ一里八町四十三間ニシテ甲ハ乙ヨリ五町三十三間高シト云フ今甲乙二個ノ山ノ高サノ區別ト各何程ナリヤ。(高松地方裁判所三三二)

甲 二十五町八間

乙 十九町三十五間

(解式) $(182 - 533) \div 2$

$\frac{2683 - 333}{4} \div 2 = 1176$ 乙

$1176 + 333 = 1508$ 甲

(50) $\{5653 - 79 \times 9 \times (22 - 15)\} + \{3 \times (112 - 97)\}$ (岩手縣三二)

答 $15\frac{1}{45}$

(51) $\frac{2}{3} + \frac{3}{5} + \frac{5}{12}$ (同)

答 $1\frac{41}{61}$

(52) $\frac{3}{8} \div \frac{1}{2}$ (同)

答 $1\frac{1}{2}$

(53) 金百八圓ヲ甲乙丙三人ニ分ツニ甲ハ乙ノ二倍ニシテ乙丙ノ所得ノ和ハ甲ノ半分ニ等シト云フ各々所得如何 (同)

答 甲 七十二圓

乙 三十六圓

(解式) $108 - (108 \div 3) = 甲$

$108 \div 3 = 乙$

此ノ問題ノ意味ヲ案ズルニ、甲ハ、乙ノ二倍ニシテ、乙丙ノ所得ノ和ハ、甲ノ半分ニ等シト云ヘルモノナレバ、丙ハ、其ノ所得ナキコト、之ニ由リテ自カラ明ラカナリ。然ルトキハ、甲ハ、乙ノ二倍ナルヲ以テ、百八圓ノ三分ノ一ハ、乙ノ所得ニシテ、其ノ殘餘ハ、甲ノ所得トナルモノナリ。

(54) 上中下三種ノ煙草アリ上一斤ノ價九十錢、中一斤ノ價七十錢、下一斤ノ價五十錢ナリト云フ。今下三斤中五斤トニ上若干斤ヲ混用シテ一斤八十錢ニ賣ラントス上何斤ヲ用ヒテ可ナリヤ

(同)

答 上十四斤

(解式)

$$\begin{aligned} & \left. \begin{array}{l} \text{下} \\ \text{中} \\ \text{上} \end{array} \right\} \begin{array}{l} 50 \dots 30 \times 3 = 90 \\ 70 \dots 10 \times 5 = 50 \\ 90 \dots 4 \cdot 10 \times a \end{array} \\ & \frac{90+50}{10} = 14 \end{aligned}$$

上中下ノ三種ヲ混合シテ八十錢ノ煙草ヲ作ルニ、五十錢ノ煙草三斤ヲ用フルトキハ、九十錢ノ益アルベク、七十錢ノモノ五斤ヲ用フレバ、五十錢ノ益アルベク、都合一圓四十錢ノ利益トナルベシ。然ルニ九十錢ノモノヲ用フルトキハ、十錢ヲ損失スルコト、ナルベシ。之ヲ十四斤混合スルトキハ、一圓四十錢ノ損アルベキナリ。而シテ此ノ損益ヲ合スルトキハ、恰モ八十錢ニ賣リテ、損益トモニナルベシ。

(55) 人アリ一里ノ道ヲ歩行スルニ一時間ト二十分トヲ費シテ尙ホ其ノ外一里ヲ歩行スルゴト二十五分ヅツ休憩スルニアラザレ

バ前進スルコト能ハズト云フ此ノ人八里ヲ去ル場所ニ行カントスルトキハ幾時間ノ後其目的地ニ達スルコトヲ得ルヤ

答 十二時二十五分間

(解式) 一時間ハ、六十分ナルヲ以テ、之ニ二十分ヲ加フルトキハ、八十分ナルベシ。又之ニ十五分ヲ加ヘテ、八里ヲ乗ジ、之ヨリ十五分ヲ減ジ、更ニ六十分ヲ以テ除セバ、其ノ答ヲ得ベシ。

(56) 八十九町九反歩ノ耕地アリ今一反歩ニ付キ平均米九斗九升宛ノ收穫アリトスルトキハ右耕地ヨリ收穫スベキ米ノ總高如何

答 八百九十二石九斗

(解式) 最モ明瞭ナレバ、之ヲ解説スルノ要ナルベシ。

(56) 甲ハ一年四ヶ月間ニ乙ガ十ヶ月間ニ受クルダケノ俸給ヲ受ク

ルト云フ年俸一千二百圓ナルトキ甲ノ年俸ハ幾許ナリヤ (同)

答 七百五十圓

(解式) $16:10 = 120:a$

(57) 米搗十二人が毎日九時間働キテ五日間ニ四斗俵百二十俵ヲ搗

クナレバ素人四人が毎日六時間働キテ米五石二斗ヲ搗クニハ
幾日ヲ要スルカ但シ素人三人ハ本職二人ニ匹敵スルトシテ計

算セヨ (大分縣三二)

答 三日十六時ト五六

(解式) $(3 \times 120 \times 9) \div (120 \times 9 \times 5) = 0.88 \dots$ 米搗一人ガ一時間ニ搗ク升數

$0.88 \times \frac{2}{3} = 0.586 \dots$ 素人一人ガ一時間ニ搗ク升數

$52 \div 0.586 \times 6 \times 4 = 3.69 \dots$ 素人四人ガ毎日六時間働キテ米

五石二斗ヲ搗クニ要スル所ノ日數

以上ノ解式ニ依ルトキハ、一目瞭然別ニ解説ヲ要セザルベシ。

(58) 徴發ニ會ヒ甲家ニテハ兵士五人ヲ四日間乙家ニテハ十人ヲ六

日間丙家ニテハ七人ヲ五日間宿泊セシメタリシニ其宿泊料六

十九圓五十錢ヲ交付セラレタリ各家ノ得分如何 (同)

甲家 十二圓八錢

答 乙家 三十六圓二十六錢二十三分ノ二

丙家 二十一圓十錢三十三分ノ五

(解式) $5 \times 4 = 20$

$10 \times 6 = 60$

$7 \times 5 = 25$

115:20 = 6950:300 甲家ノ所得
115:60 = 6950:300 乙家ノ所得
115:35 = 6950:300 丙家ノ所得

今各家兵士ヲ宿泊セシメタル日數ヲ見ルニ甲家ハ、兵士一人ヲ二十日、乙家ハ六十日間、丙家ハ三十五日間宿泊セシメタルニ當ルナリ。而シテ此ノ三家ニテハ百十五日間宿泊セシメタルニ等シキコトハ、前ノ式ニヨリテ自カラ明カナリ。之ニ依リテ如上ノ式ヲ得ベシ。

(59) 刻煙草一斤三十二錢五厘ノモノト一斤四十六錢五厘ノモノトヲ混合シテ一斤二十八錢ノ刻煙草ヲ十四斤作ラントス問フ刻煙草各幾斤ヲ要スルヤ (同)

答 三十二錢五厘ノ物八斤半
四十六錢五厘ノ物五斤半

(解式)
$$\begin{array}{r} 38 \overline{) 62.0} \\ \underline{46.5} \\ 14.5 \\ \underline{14} \\ 0.0 \end{array} (+)$$

右ノ式ニ依リテ、兩種ノ割合ノ幾許ナルカラ求ムルニ、三十二錢五厘ノ物八斤半、四十六錢五厘ノ物五斤半ナリ。而シテ其ノ和ハ十四ナリ。故ニ三十二錢五厘ノ物ハ八斤半、四十六錢五厘ノ物ハ五斤半ヲ用フベキコトヲ知ルニ足ル。

(60) 或人隱居スルニ關シ財産ノ半分ヲ男子一人ニ與ヘ隱居料トシテ三分ノ一ヲ取り除キ其餘ヲ女子四人ニ等分セリ而シテ男子ハ女子一人ヨリハ二千八百六十圓多ク貰ヒタリト云フ財産ノ總額幾何ナリヤ

答 六千二百四十圓

(解式)
$$\left\{ \frac{1}{2} \left(\frac{1}{2} + \frac{1}{3} \right) \right\} + 4 = \frac{1}{24}$$

$$\frac{1}{2} \quad \frac{1}{24} \quad \frac{11}{24}$$

$$\frac{1}{2} \quad \frac{11}{24} \quad \frac{11}{24}$$

$$2860 \times \frac{24}{11} = 8$$

今此ノ總金高ヲ假リニ一ト看做シ、隱居料及ビ男子ノ所得ヲ差引キ、之ヲ四分
スルトキハ、女子一人ノコトヲ知ルヲ得ベキナリ。次ニ、男子ノ分ヨリ女子一
人ノ分ヲ引クトキハ、其ノ得ル所ノ數ハ、即チ二千八百六十圓ニ相當スベシ。
之ニ依リテ其ノ總數ヲ知ルコトヲ得ルナリ。

(61) 職工アリ毎日六十四錢ニテ就業シ夜業ヲ爲シタル日ハ賃錢十
二錢ヲ増給セラル、ノ約ナリ然ルニ二十五日間働キテ賃錢十
八圓四錢ヲ得タリト云フ問フ夜業ヲナサザリシ日ハ幾日ナリ
シヤ (宮崎縣三三)

答 八日

(解式) $64 \times 25 + 1600 \dots \dots \dots$ 甲

$$1804 - 1600 = 204 \dots \dots \dots$$

$$204 \div 12 = 17 \dots \dots \dots$$

$$25 + 17 = 8 \dots \dots \dots$$

右ノ解式ヲ説クニ、甲ハ二十五日間ニ於ケル給料。乙ハ、夜業ニヨリテ得タル
所ノ給金ナリ。又丙ハ、夜業ヲナシタル日數ニシテ、丁ハ、夜業ヲナサザリシ
所ノ日數ナリ。

(62) 或人金若干圓ヲ有シ其ノ五分ノ二ヲ費シ後又六十四圓ヲ費シ
シヲ以テ最初所有セシ金高ノ三分ノ一ヲ殘スノミナリト云フ
然ラバ此ノ人最初幾許金ヲ所有セシヤ。 (同)

答 二百四十圓

(解式) $1 - \left(\frac{2}{5} + \frac{1}{3} \right) = \frac{4}{15}$

$$1 : \frac{4}{15} = 64 : x$$

今假リニ總金額ヲ一ト定メ、其ノ五分ノ二ト、殘額三分ノ一トヲ引ケバ其ノ殘
リ十五分ノ四ハ、六十四圓ニ相當ス之ニヨリテ次ノ式ヲ得ルモノナレバ、其ノ
總額ヲ知ルコトヲ得ルナリ。

$$(63) \left(3\frac{4}{5} + 5\frac{1}{9} - \frac{1}{45}\right) \times 4,25 = 3\frac{1}{4}$$

$$\frac{1^5}{11} + 2,125 - \left(2\frac{9}{16} - \frac{1}{8} - \frac{1}{22}\right)$$

(64) 米百俵ノ價金百六十圓ナルトキ酒三升ノ價一圓八錢ナリト云
フ若シ此ノ比例ヲ推セバ米百俵ノ價四十圓下落セシトキハ金
一圓八錢ニテ酒幾許ヲ購ヒ得ベキヤ (問)

答 三升二合八勺餘

$$(解式) 460 : 120 = 1.08 : x$$

107.2000 : 120 = x

$$x = 0.956$$

$$0.986 : 1.05 = 3 : x$$

以上ノ式ニ於ケル第一ノモノニ依リテ、米相場ノ四十圓下落シタルトキ、酒三
升ノ價ヲ計算シ、ソレヨリ下落シタルトキ金一圓八錢ニテ購ヒ得ベキ酒ノ量ヲ
計算スルコトヲ得ルモノナリ。

六 作文科

○日用書翰文

○長野縣文官普通試験を受くるに

際し友人に告ぐるの書 (長野縣三二)

爾後御無音致し候兄益々御多祥賀し奉り候次に小生儀無事消光罷在り候間他事ながら御休神下され度候借唐突の至に御座候へども小生今般長野縣文官試験執行に付き本日取敢へず願書差出し置候就ては目下該科目に付き頻りに研究中に候尤も俄仕込の學術は到底其の効果あるべきこと之なくとは存せられ候へども調べ得るだけは取調べ度心得につき閉居致し居り候何れ不日參堂申述べ候得共取敢へず御報知申上候敬具

○試験及第を祝する文 (同)

貴書拜讀仕候今回某試験に及第相成り候由本日貴翰御惠投に預り有り難く存じ奉り候水はれば今回の愛験者は五百餘名も之あり採用人員は僅に十數人に過ぎざることにて甚だ失禮に候へども私に懸念致し居り候處優等を以て及第相成り候趣平素御勉學の然らしむる處とは申すもの、試験前には随分御勉勵の御事と拜察申上候尙益御奮勵あらんこと希望之至に堪へず候先は右御祝詞まで勿々

○仕官の目的を友人に報告する文 (福井縣三二)

拜呈爾後益御清適賀し奉り候陳ば小生儀今般土木技術官拜命仕候處右は生來の宿望を遂げたる次第に付き此上は一意専心之に従事致すべく候尤も小生は少年時代より技術官たらんことを欲し専ら此方向に前進せんことを苦慮罷在り候得共何時も其機

會を逸し居り候然るに小生の友人の推薦によりて今や末班を汚すに至りたるは誠に
欣喜に堪へず候別に深き目的と申すもの之なく候得共豫て土木工事に従事せんこと
の目的を以て聊か斯道を研究いたし候に付き今日漸く其志望を遂げたる次第に御座
候何れ拜接萬縷開陳仕るべく候へども取敢ず御報道申上候頓首。

○在京の友人に留學子弟の監督を

託する文 (長野縣三〇)

拜呈時下御渾家益御安泰賀し奉り候陳ば小生愚息某儀今回貴地何學校へ就學の事に
決定仕り候に付き本日當地出發致し候就ては兎に角貴家へ相伺ひ候上にて萬事御指
揮に従ふべき旨申聞け置候次第に付き參館候節は何卒御指導成し下され度尙今後は
御面倒如何にも恐縮の至に御座候へども嚴重御監督下され度何分にも當今學生の風
紀大に廢類致し新聞紙上に於ては時々忌むべきの報道に接し候間寧ろ嚴酷に失する

とも寛悠ならざる様只管御依頼申上候尤も不日小生も御地へ參り候筈に付き其節は
而眉萬縷申述べべく候得共略儀書面を以て懇願仕候勿々。

○水害地の實況を報告する文 (群馬縣三〇)

拜具爾來御疎遠に打過候段多罪謝し奉り候借て新聞紙上に於ても定めて御承知の事
と存せられ候へども某地水害の狀況を視察致し候處實に意外の慘狀に御座候間左に
其概況申上度候何月何日より連日の降雨は雷に歇まざるのみならず益々大雨篠を衝
くが如く約七八日間も續き候故に某川の水は一丈三尺餘を増し各所に於て堤防を決
潰したれば濁流は田畑を荒すのみならず某村の如きは恰も大洋中に漂流するが如き
狀況を呈し人家の漂流人畜の死傷も亦少なからざる次第に候殊に某村は一般に土地
は低窪に候へば侵害の程度も甚だしく到底此數年後に至る復舊は覺束なかるべきか
と存せられ候併し全体より見るときは最早漸く減水し始めたるも其慘狀は目も當て

られざるが如く實に悲哀に堪へざる次第に之あり候段近來見聞せざる所も御座候先は右狀況報告まで斯の如くに候不具。

○友人に文官試験の状況を報告する文 (宮城縣三四)

益御清適賀し奉り候陳ば御承知の通り小生今回某縣に於て文官普通試験に應じ候處同問題は實に意表の外に出づるものゝみにして數學の如き作文の如き何れも小生の大に苦慮仕候所に御座候何分今回の受験者は二百人の上に出でたるに採用人員は僅に十餘人に候へば落第は豫て覺悟の事は申しながら今更非才淺學を悔ゆるも益なく尙益奮勵致すべきかと存せられ却て興奮劑を興へられたる次第かと存じ居り候別紙問題御一覽に供し候先は右まで早々

○出征軍人の家族を慰問する書翰 (安濃津地方裁判所三七)

貴家益々御清穆大賀奉り候陳ば御主人には出征以來各地に轉戦せられ其都度勳功を

建てられ候由國家の爲め慶賀之至に堪へず候御存じの通り今回の國難は世界陸軍の強勁を以て自から誇り居り此倭露國なれば戦闘の激烈なるは屢々新聞紙上に於て承知仕居り候得ば御主人の御勞苦は實に萬外の事と存せられ候小生も一應拜趨御慰問申上ぐべき筈に御座候處兎角俗事に追はれ候得ば何れ不日參堂致すべく候若し相當の御用も候はゞ御遠慮なく仰せ越され下され度先は御慰問まで斯くの如く御座候願首九拜。

○仕官を求むる文 (福井地方裁判所三八)

謹啓突然の至に御座候得共仄かに傳承仕候へば今般貴官の長となられ候某處に於いて山林原野の實測施行に着手せられんとする由果して事實に候得ば不肖採用の榮を得度と存じ候不肖儀少壯の時より測量術を修得し某縣及び某縣等の地籍調査の際は専ら實測に従事致し候次第にて固より深く研修致したる儀には之なく候得共多年實

測に従事致候間多少の経験も候に付き若し御採用の議も之あり候得ば不肖御推薦の榮を得度希望に御座候仍て失禮を顧みず別紙履歴書一通御左右に呈し置候間御詮議成し下され度此段歎願奉り候敬具。

○記事論説

○修學ノ説

（福井地方裁判所三八）

凡ソ學問ヲ修ムルノ要ハ、他日此ノ活社會ニ立チテ、生存競争場裏ニ驅馳セントスルノ準備ニ外ナラズ。是レ即チ適當ナル智識ヲ得ル所ノ一ノ方法手段ニ外ナラズ。然ラバ、他日雄飛セントスル所ノ目的ニ向テ、之ニ相當スル學術ヲ修ムルハ、最モ急務ナリト雖モ、而モ普通學ハ、先ヅ一般之ヲ修得ナシ置カザルベカラズ。普通學ニシテ之ヲ修得シ、後更ニ自カラ進ムベキ方向ヲ求メ、之ニ適應スル所ノ學術ヲ講究スルハ、通常學ヲ修ムルノ順序ナリト云フベシ。

夫レ學問ノ道タルヤ、其ノ目的ニヨリテ、大ニ其ノ科目ヲ異ニスルハ論ヲ待タズト雖モ、深ク之ヲ定ムルトキハ、益々興味ノ深キヲ覺ユルノミナラズ、或ハ天地自然ノ理ヲ解シ、或ハ萬物ヲ應用シ、自他ノ利便ヲ圖リ、或ハ人道ノ頼ルベキヲ極メ、獨立不羈ノ氣象ヲ養成シ、以テ自カラ特立特行スルニ難カラシム。嗚呼、學問ノ道ヤ、至大至廣、益々之ヲ究メントスレバ、益々其ノ深キヲ知ル、然レドモ學ヲ修ムルニ熱心ニシテ、他事ヲ顧ミザルトキハ、學ハ、愈々進ムモノナリト雖モ、往々體育ヲ忽諸ニ附スルノ嫌ナキ能ハズ。故ニ、學ヲ修ムルモノハ、必ズヤ、體育ヲ盛ニセザルベカラズ、活潑ナル身体ニハ、活潑ナル精神ノ宿スルモノナレバ、學ヲ修メントスルモノハ、須ラク體育ヲ怠ルベカラザルコト、即チ之レナリ。

○余ノ境遇及ビ前途

（宮城縣三四）

我レ生レテ甫メテ五歳、父病で歿ジ、母亦次で逝ケリ。一人ノ兄アリト雖モ、我レ

リ年ヲ重ヌルコト僅ニ二歳、共ニ伯父ノ家ニ養ハレシガ、伯父ハ亡父ト其ノ性ヲ異ニシ、専ラ力作ニ勉ムベキヲ命ジ、修學ノ如キハ、毫モ顧ミザルノミナラズ、甚ダシキニ至テハ、讀書等ヲナスヲモ禁ゼラレタリ。阿兄ハ、性極メテ柔順ニシテ、唯命是レ從フト雖モ、我レハ人ニ下ルコトヲ欲セズ、屢々伯父ノ命ニ背キテ、往々鞭撻ノ苦ヲ被ムルコトナキニアラズ。然レドモ、生來大膽不敵ノ事ヲ敢テシ、七歳ノトキ、遠縁ノ近藤家ニ移リシガ、性ハ、到底矯ムベカラズ、好ンデ木刀ヲ横タヘ、我ガ意ニ背クモノアラバ、忽チ頭上ニ飛ブ。同友等、我レヲ以テ、俗ニ所謂餓鬼大將トナシテ、尊敬ノ意ヲ表スルニ至レリ。翌年始メテ學ニ就キシガ、元來其ノ好ム所ナルヲ以テ、月夜怠ラズ、業漸ク進ミ、十三歳ニシテ卒業シ、遂ニ中學校ニ入ルニ至レリ。其ノ時ノ欣喜果シテ如何ヤ、今ニシテ之ヲ回想スレバ、實ニ愉快ニ堪ヘザルモノアリ。爾後、専ラ學業ニ勵ミシヲ以テ、中學ヲ卒業シ、將ニ高等學校ニ入ラントセルガ、月ニハ浮雲ヲ宿シ、花ニハ、嵐ノ伴ヘルが如ク、勇心ノ勃々タル

我レモ病魔ニハ勝ツコト能ハズシテ、十八歳ノ春ヨリ病ニ臥シ、暮年ノ後、僅ニ回復スルコトヲ得タリト雖モ、病餘ノ体軀ハ、事ニ從フニ堪ヘズ、空シク二三年ヲ費シ、ガ、二十三ノトキ、慨然トシテ歎ジテ曰ク、苟モ生ヲ男子ニ禀ク。豈ニ無爲ニシテ終ルベケンヤト。即チ郷國ヲ辭シ、笈ヲ負フテ東都ニ出デ、某ヲ訪ヒテ、宿志ヲ語ル。某ハ我ガ遠縁ノ人ニシテ、當時經濟界ニ稍重キヲ措カル。某、乃チ我ガ意ヲ容レ、暫ク其家ニ寄宿ス。凡ソ人ノ此ノ世ニ處スルヤ、其ノ業務ハ、千種萬態、殆ド擧ゲテ數フベカラズト雖モ、之ヲ要スルニ自カラ好ム所ニ從ツテ、前途ノ目的ヲ確立セザルベカラズ。人或ヒハ往々、人ノ勸誘ニ從ツテ、目的ヲ變更シ、昨ノ非トスルトコロ、今ハ、之ヲ是トシテ進ムガ如キ、洵ニ無謀ノ極ト云フベシ。我レ不肖ナリト雖モ、一タビ目的ヲ立テ、其ノ方向ニ進マンカ、死ダモ之ヲ辭スル所ニアラズ。我レ不幸ニシテ、未ダ紀律アル教育ヲ受ケズト雖モ、親縁ノ救助ヲ得テ、聊カ文學ヲ解スルコトヲ得タリ。之ヲ以テ、世ニ立タンコト、誠ニ危ウシト雖モ、

精神一到何事カ成ラザラン。宜シク經濟界ニ身ヲ投ジテ以テ、他日ニ期セントスルハ、我レ終世ノ希望ナリ。

○吾人ノ理想

(安濃津地方裁判所三七)

人、誰カ理想ナカラシヤ。苟モ理想ヲ有セザルハ、人ニアラザルナリ。若シ其ノ理想ニシテ、之ヲ實現セシムルコトヲ得ンカ。實ニ人タルヲ知レリト云フベシ。吾人々類ニ生レテ、事ヲナサズ、碌々此ノ世ヲ終ルガ如キハ、天賦ニ背ケルモノニシテ、決シテ人類ニ生レタル効ヲ顯ハシタルモノト謂フベカラザルナリ。抑モ人ノ此ノ世ニ生ラ稟クル所以ノモノハ、天賦ノ職責ヲ全ウセンガ爲メニ外ナラズ。即チ吾人ハ、善良ナル目的ニ向ツテ、一意専心、之ニ進行センガ爲メノミ。故ニ、吾人ノ執ルベキ所ノモノハ、吾人ノ全能力ヲ擧ゲテ、我ガ、事業ニ傾注シ、苟モ、毫モ倦怠スベカラザルナリ。凡ソ事業ナルモノハ、小成ニ安ンズベキモノニアラズ。永久

ニ向テ之ガ大成ヲ期セザルベカラズ。細事ノ爲メニ拘束ヲ被リ、大局ノ有ル所ヲ看破セザルトキハ。途ニ事ヲ誤リ、事ヲ破リテ、再ビ爲スベカラザルノ苦境ニ陥ランコト、鏡ニ掛ケテ見ルガゴトシ。是レ吾人ノ最モ警戒セザルベカラザル所ノモノナリ。然レドモ、又、猥リニ架空ノ大計ヲ懷キ、空望ヲ實ニセントスルガ如キ、果シテ之ヲ實ニスルコトヲ得バ、甚ダ嘉スベシト雖モ、斯クノ如キハ、萬人ノ難ンジテ行フコト能ハザル所ノモノナリ。故ニ、苟モ、事ヲ起サントスルニハ、宜シク先ヅ自己ノ能力ヲ圖ラザルベカラズ。若シ否ラザランニハ、其ノ極失望落膽、遂ニ悲運ニ傾キ、苦境ニ陥リテ、之ヲ救済スベカラザルニ至ルヤ、世ニ其ノ類例ノ乏シカラザルヲ見ルベキナリ。

夫レ吾人ハ、萬物ノ靈長ニ生レタル活動スベキ人類ナリ。勇躍奮進、以テ其ノ天職ヲ完ウスベキハ、當ニ勉ムベキノ道ナリ。遊惰安逸ヲ貪ルハ、吾人自カラ賊スルノ甚ダシキモノニシテ、身体ノ滅スルト共ニ遂ニ其ノ名モ亦自カラ滅スルモノナリ。

凡ソ人類ハ、倒レテ後止ムベキノ精神ヲ以テ奮進スルトキハ、能ク其ノ目的ヲ達セ
ンコト、明ラカナリ、古語ニ曰ク、艱難爾ヲ玉ニスト。此ノ語タルヤ、簡ニシテ能
ク其ノ意ヲ盡セリ、之ヲ服膺シテ以テ、事ニ従ハ、何事カ成ラザラン、之ヲ以テ
吾人ノ理想トスルニ於テハ、蓋シ誤ナキヤ、必セリト謂フベシ。

○官吏ノ責任ヲ論ズ (岐阜縣三三)

凡ソ官吏ハ、其ノ職務ニ忠實ヲ盡シ、以テ其責任ヲ盡サザルベカラズ。然レドモ、
責任ニハ、唯、一ノ伴フベキモノアルコトヲ忘ルベカラズ、即チ義務是レナリ、抑
モ官吏ハ、國家ノ政務又ハ行政ニ従事スルモノニシテ、其ノ係ル所、實ニ大ナルモ
ノアリ。何ヲ以テ、此ノ義務ヲ有スルヤ。是レ國家トノ關係ヨリ生ズルモノニシテ、
其ノ結果ト云ハザルベカラザルモノナリ。凡ソ一國ニ君主アルハ、猶ホ一家ニ家長
アルガ如シ。若シ一家ニ家長ナクンバ、一家ノ安寧秩序ハ、何ニ由リテ之ヲ得ンカ、

一國ニ君主ナクンバ、一國ノ秩序ハ、何ニ由テ之ヲ求メンヤ。君主ハ、實ニ國家ノ
基礎ニシテ、若シ之ナクンバ、事物ハ、其ノ序ヲ失シ、萬事窮スルヤ、必セリト云
フベシ。

夫レ君臣ノ根元ヲ釋スレバ、野蠻蒙昧ノ世ニアリテ、此ノ社會ヲナサザルノ原始時
代ニ求メザルベカラズ。即チ弱肉強食ノ世ニアリテハ、概ネ強者ハ、弱者ヲ壓倒シ
強者ハ、互ニ強者ト相争ヒ、優勝劣敗ノ天則ハ之ヲ如何トモスベカラズ。其ノ優勝
ノ者ハ、一群ノ長トナリ、子孫相繼承シテ、一定ノ長トナリタルニアラズヤ。然レ
ドモ、我國ノゴトキハ、大ニ之ト相異ナリテ、國体ノ精華ハ、世界萬國ニ向ツテ大
ニ誇ルニ餘リアルモノアリ、神祖開國以還、君臣ノ名分ハ、既ニ自カラ定マリテ、
巍然トシテ泰山ノ如ク、年ヲ重ヌルコト、茲ニ二千五百有餘年、其ノ間、治亂盛衰
ナキニアラズト雖モ、君臣ノ名分ハ依然トシテ些モ動カズ、秩序整然、皇室ノ威徳
ハ、萬古ニ輝キ、皇統一系、連綿トシテ天地ト共ニ長ヘニ窮ル所ナシ。是レ豈ニ我

ガ臣民ヲ至幸至福ニアラズシテ何ゾヤ。

斯クノ如キ、國体ノ裡ニ生レタル人ニシテ、職ヲ官ニ奉ゼンカ、宜シク忠順ナラザルベカラズ。凡ソ國家ハ、官吏ニ對シテ、命令權ヲ有シ、又、強制力ヲモ有セリ。故ニ、官吏ハ、國家ニ對シテ、絶對ニ服從セザルベカラズ。抑モ何ヲ以テカ、服從スルヤ。凡ツ服從スル所以ノモノハ、官吏ノ任命セラルルニ依リテ始マルナリ。蓋シ官吏ヲ任命スルハ、其ノ職務ヲ執行セシムルガ爲メナリト雖モ、任命アレバ必ズシモ職務ノ之ニ伴ハザルベカラザルニアラズ。故ニ、職務ナシト雖モ、官吏タルノ資格ニ於テハ、毫モ妨ゲザルナリ。而シテ既ニ官吏タルノ資格ヲ有スレバ、之ニ伴フ所ノ義務ヲ負ハザルベカラザルハ、當然ノコト、云フベシ。之ニ由リテ、之ヲ觀レバ、官吏タルモノハ、己ノ力ノアラン限り、其ノ職務ニ忠實ナラザルベカラズ。忠實ナルハ其ノ國家ノ利益ヲ増進スルニ勉ムルニアリ。又、其ノ責任如何ヲ顧ミレバ、責任ハ、義務ヨリ胚胎スルモノニシテ、之ニ違背スルトキハ、其ノ責任ヲ免ル

ルコトヲ得ザルナリ。若シ其ノ責任ニ違背センカ、必ズ之ガ責罰ヲ被ラザルベカラズ。懲戒處分、刑罰、賠償等、即チ是レナリ。懲戒處分ハ、其ノ義務ヲ強制シ、官紀ヲ維持センガ爲メニ、特殊ノ權力ト關係トニ基ヅキテ、之ガ處分ヲナスヲ云ヒ、刑罰ヲ加フルハ、官吏ノ官紀ヲ紊亂スルノミナラズ、之ヲ大ニシテハ、國家ノ秩序ヲ紊亂シ、延イテ國家ノ威信ヲ害シ、或ヒハ事ヲ惹起スルコトアルニ際シテ加ヘラル、モノヲ云フ。又賠償ノ責任ハ、官吏其ノ職務權限ヲ踰エテ、個人ニ損害ヲ加フルコトナキヲ保セザルヲ以テ、若シ斯クノ如キ事實アラバ、其ノ職ヲ免ゼラルルノミナラズ、此ノ制裁ヲ受ケザルベカラザルモノニシテ、是等ノ如キハ、官吏其ノ義務ニ違背セルヨリ起ルトコロノ結果ニ外ナラズ。

○官紀振肅ヲ論ズ (宮崎縣三三)

官紀ハ、官ノ威權ヲ保チ、國家ノ秩序ヲ維グニ於テハ、最モ缺クベカラザルモノナ

リ。官紀ニシテ嚴正ナランニハ、國家ハ、之ニ因リテ、良政ヲ布クコトヲ得、從テ之ヲ行フコトヲ得、國民ハ、之ニ由リテ以テ苛政ヲ被ムルコトナシト雖モ、否ラザルトキハ、國家ノ不幸ノミナラズ國民ノ痛苦ハ、實ニ名狀スベカラザルニ至ラン。凡ソ時ノ古今ヲ問ハズ、政體ノ立憲タルト否トニ論ナク、苟モ一國ヲ樹ツル限リハ專ラ良政ヲ施スノ要アルベキハ、論ヲ俟タルザル所ナリ。是ニ於テカ、官紀ノ必要、始メテ生ズルナリ。若シ官紀ノ弛廢スルトキハ、上下杜塞シ、政令ハ、之ガ爲メニ下ニ行ハル、ニ至ラズ、下情亦上達セザルノ不幸ヲ來タシ、其ノ結果タルヤ、官ノ威信ハ地ニ墜チ、政務ハ紊亂シ、世ハ、暗黒ニ陥リテ、又拾收スベカラザルニ至ラシコト鏡ニ懸ケテ視ルガ如シ。官吏ハ、公平無私、最モ廉潔ナル行爲ニ出デザルベカラズ。官吏ニシテ公正廉潔且ツ謹嚴慎重ノ頭腦ト態度トヲ以テスルトキハ、國政日ニ舉リ、庶民大ニ幸福ヲ増進スト雖モ、若シ之ニ反シテ、官吏振肅セザランカ、其ノ結果タルヤ、庶民ノ賄賂ヲ收受シ、互ニ相續托シテ以テ、不正ナル事ヲ行ヒ、

美俗良風ハ、頓ニ廢蕪シテ、遂ニ救フベカラザルニ至ラン。斯クノ如キハ、國家民人ノ默視スル所ニアラザルナリ。然ラバ官紀振肅ハ、如何ト云フニ、政治上ノ問題ニシテ法律上ノ問題ニアラズ、然レドモ、官紀ヲ振肅スルニ當リテハ、社會萬般ノ狀況ニ照シ、或ハ習俗ニ、或ハ理論ニ、或ハ人情ニ、或ハ經濟ニ、或ハ風俗ニ、或ハ國法等ニ鑑ミテ以テ之ヲ振肅セザルベカラザルナリ。故ニ官紀ニシテ振肅センカ、官民トモニ其ノ幸福ヲ増進スベク、紊ルレバ則チ官民トモニ倒ル、ニ至ルヤ、論ヲ俟タザルナリ。

○自助論 (新潟縣三二)

自助トハ、如何。一言以テ之ヲ掩ヘバ則チ、他人ノ力ニ頼ルコトナク、自カラ其ノ力ヲ以テ、事ヲ貫徹セントスル所ノ意思ノ動作ヲ云フ。故ニ、苟モ人トシテ此ノ世ニ處スル以上ハ、必ズヤ、此ノ自助ノ力ヲ有セザルベカラズ。若シ此ノ行動ヲナス

コト能ハズンバ、所謂自主獨立ノ精神ヲ缺クモノニシテ、之ヲ因循固陋、到底爲ス
ナキモノト云ハザルベカラザルナリ。抑モ人ノ此ノ世ニ處スルヤ、自主獨立ノ精神
ナカルベカラズト雖モ、特ニ之ヲ有スルモノ、惜イ哉、其ノ人ニ乏シキヲ憂ヘザル
ベカラズ、故ニ、自助ノ精神ニ乏シキモノハ、一ノ企劃スル所ナク、一ノ行フ所ナ
ク、唯、他人ノ願使ニ甘ンジテ、空シク天稟ノ本性ヲ没却シ、以テ其ノ一生ヲ終ル
モノト云ハザルベカラズ。然ラバ、自助ノ精神ハ、之ヲ養ヒ得ベキヤ、固ヨリ修養
セラレザルニアラズト雖モ、之ニ伴フ所ノモノナカルベカラズ。即チ耐忍ノ一事、
是レナリ。抑モ耐忍ハ、人ノ容易ク之ヲ口ニスルコトヲ得ベシトイヘドモ、之ヲ實
行スルハ、頗ル困難ナリトス。然レドモ、行ヒ得ベカラザルニアラズ。行フテ止マ
ザルモノ、是レ即チ耐忍ナリ、若シ耐忍ニシテ、能ハズンバ、到底自助ノ精神ヲ貫
クベカラザルヤ、敢テ論ズルマデモナカラン。之ヲ歴史ニ見ズヤ、印度、安南及ビ
埃及ノ如キハ、古ハ世界ノ文明ヲ以テ、大ニ尊重セラレシガ、終ニ今日ノ如キ状態

ヲ呈スルニ至レリ。是レ國民全體自助ノ精神ニ乏シキノ致ス所タラズンバアラズ。
故ニ、自助ノ精神ニ乏シキモノハ、個人ノ上ヨリ論ズルトキハ、其ノ人ノ不幸ト云
フベキノミナリト雖モ、之ヲ國家ノ上ヨリ觀ルトキハ、實ニ忽諸ニ付スベカラザル
モノト云ハザルヲ得ズ。嗚呼自助ノ功ヤ、實ニ偉大ナリト云フベシ。

○觀櫻ノ記

(大坂地方裁判所三二)

梅花既ニ稍ニ留マラズ、春効外ニ滿チ、晚鶯亦既ニ跡ヲ留メズ、今ヤ方ニ櫻花爛漫
ノ好季に際會セリ。予、學友某々等ト共ニ某地ニ櫻ヲ賞ス。時ハ春陽駘蕩ノ好時節
ニ風ス。同窓數名、味爽、輕裝シテ某停車場ニ會ス。時ニ午前八時、發車ノ振鈴ハ、
四方ニ響ケリ。直チニ乗車シテ某地ニ向フ。沿道ハ、綠麥菜黃、間々紫雲英ノ蔓レ
ルアリテ、其ノ色彩ハ、殆ド名狀スベカラズ。農夫ハ、鋤ヲ肩ニシ、煙管ヲ口ニシ、
悠々トシテ歩メルハ、自カラ太平ノ象ヲ寫シテ、氣甚ダ閑長ナリ。十時某地ニ着ス。

直ニ山ニ登ルニ、滿山ノ櫻花ハ、白雲ノ環ケルガ如ク、一望際涯ナク、間々綠松ノ其ノ間ニ雜レルアリテ、自カラ風致ノ凡ナラザルヲ覺ユ。山ニ沿ヒテ進メバ、水聲淙々、林藪ヲ繞リテ聞ユ。歩ヲ進メテ、雜木林ヲ過グレバ、遽ニ一橋ニ至ル。橋下ノ清泉ハ、岩ニ觸レテ、少シク激シ、小瀑ヲナスモノ、如シ。橋ヲ過ギテ山ニ登レバ、眼下ヲ見ル處、悉ク櫻花ナラザルハナク、滿目爲メニ白雲裡ニ在ルノ觀ヲ呈ス。是ニ於テカ、携フル所ノ行厨ヲ開キ、溪水ヲ掬シ來リテ、以テ茶ニ代フ。其ノ快ヤ、到底人ノ解スベカラザルモノアラシ。稍々觀望ヲ久シフシテ、日ノ西ニ沒セントスルヲ知ラズ。依テ歸途ニ就ク。精神尙ホ恍惚トシテ恰モ醉ヘルガ如シ。家ニ歸リ、燈下ニ對シテ、其ノ概況ヲ花ニ記ス。

○螢狩記 (長野地方裁判所三二)

癸紅既ニ沒シ盡シ、嫩綠將ニ堆カラントス。季ハ、既ニ初夏、氣ハ、大ニ清明。獨

リ凡ニ凭リテ、讀書ニ耽ル。時ニ門ヲ叩クモノアリ。之ニ答フレバ則チ來レルハ、親友某ナリ。予ニ謂テ曰ク、氷川神社ノ邊、見沼ノ螢ハ、今ヤ、好時節ニ際セリト聞ク、今宵、上野ヨリ汽車ヲ藉リテ至ランハ如何ト。予、大ニ之ヲ賛ス。時ニ太陽ハ富士ノ山嶺ニ沒セントス。急遽旅裝ヲ調ヘテ、上野停車場ニ至リ、發車ヲ待ツコト敷分、午後六時ヲ以テ發ス。暮色蒼然トシテ遠村ヲ包ミ、雲霧ノ中ヲ走ルコト、約一時間、終ニ大宮停車場ニ着シ、車ヲ公園ニ馳セ、萬松樓ニ入リテ、舟ヲ命ズ。是ニ於テカ、友人ト手ヲ携ヘテ、田圃ノ間ノ細徑ヲ傳ヒ、見沼川邊ニ出ヅレバ、日既ニ沒シテ、夜色沈々、既ニ頭上ヲ飛ベルハ、螢ナリ。乃チ舟ニ賃シテ川ヲ降レバ、兩岸ノ葦蘆ハ、青々トシテ茂リ、其ノ間ニ玉ヲ碎ケガ如ク、流星ノ空ニ飛ブガ如ク、或ヒハ亂柳ニ觸レ、或ヒハ玉露ノ畔岸ニ灑グガ如ク、一高一低、一往一來、螢火ハ、益々亂飛騰スルモノ、其ノ數幾千萬ナルヲ知ラズ。團扇ヲ以テ撲チ落スモノ、手ヲ以テ捕獲スルモノ、忽チ籠中ニ捕ヘラレテ、依然トシテ燐光ヲ放テル、其ノ狀態ノ

寧ろ哀レムベキモノナクンバアラズ。夫レ吾人々類ハ、自由ヲ欲ス。苟モ、法禁ヲ犯シ、法ノ命ズル所ヲ行ハザルニアラザレバ、自體ノ束縛ヲ受クルコトナシ。其ノ束縛ヲ受クル所以ノモノハ、悉ク法定ノ然ラシムル所ニ出ヅ。是レ應報ニ由レルモノナレバ、又如何トモスベカラザルナリ。然レドモ、彼レ螢タルヤ、何ノ罪ナクシテ、猥リニ籠中ニ捕ハレ、吾人ノ觀ルニ任スモ、尙ホ且ツ光ヲ放ツテ、吾人ノ觀樂ニ供ス。其ノ情ヤ、甚ダ哀レムベキニアラズヤ。思フテ是ニ至ラバ、寧ろ螢ヲ捕フルノ勇氣ナシ。再ビ籠ヲ開キテ、悉ク飛ブニ任ス。一夕ノ觀樂ヲ盡サント欲シテ却テ悲哀ノ偏ムベキヲ覽ル。是ニ於テカ、舟ヲ捨テ、萬松櫻ニ歸レバ、遠寺ノ鐘聲、暗ヲ破リテ遙ニ聞ユ。恰モ人生ノ無情ヲ告グルニ似タリ。是ヨリ歸途ニ就ク。

○某縣ノ農工共進會ヲ見テ所感ヲ記ス (茨城縣三一)

某縣ニ於テ、農工共進會開設ノ舉アリ。予友人ト共ニ行テ之ヲ觀ル。其ノ集マル所

ノモノ、甚ダ多シ。就中、生糸ノ如キ、繭ノ如キ、皆出色ノ物ニ屬スト雖モ、農耕ニ成リシモノハ、何レモ遜色アルヲ免レズ。且ツ工業品ノ如キ、間々傑出セルモノナキニアラズトイヘドモ、其ノ全體ヨリ觀ルトキハ、洵ニ寥々トシテ晨星ノ如シ。是レ畢竟スルニ、改良發明ニ苦心セザルノ結果ト云ハザルベカラザルナリ。是ハ、多クハ對岸ノ火災視セルノ結果ニアラズトセンヤ。抑モ我が邦ハ、古來農耕ニ重キヲ措クト雖モ、數百年來ノ舊慣ヲ墨守シ、改ムベキヲ改メズシテ、今日ニ至レリトイヘドモ、若シ今日ノ儘ニシテ、改良進步ヲ圖ラザレバ、雷ニ收穫ヲ減ズルノミナラズ、延イテ土壤ヲ悪クシ、良質ノ物ヲ得ベカラザルニ至ラン。又工業ノ如キモ、近時稍上進セリト雖モ、尙ホ幼稚ヲ免レズ。是レ畢竟學理ヲ應用スルノ足ラザルノ致ス所タラズンバアラザルナリ。今ヤ、是等ノ品ヲ一堂ニ集メ、互ニ其ノ長ヲ取り、短ヲ補ヒテ、益々改良進步ヲ圖ランハ、終ニ海外ノ物ト相拮抗シテ、市場ニ勝ヲ制スルニ至ランコト、期シテ待ツベキナリ、予、偶々之ヲ感ズ。以テ此ノ記ヲ作ル。

○讀書有感

（新潟地方裁判所三二）

秋夜更深クルニ及ンデ、寒燈ヲ剔リテ、獨リ凡ニ倚レリ。人定マリテ、虫聲高シ書ヲ緝キテ之ヲ讀ム。或ヒハ恍惚トシテ自カラ覺ラザルモノ、如ク、或ヒハ倦怠シテ、自カラ堪ヘ難キ所アリ。彼ノ護王明神ニ祭ラレシ人ノ、未ダ神トナラザルトキニ讀ミ至ル。初メハ、牙喰ヒ鳴ラン。毛髮逆立、殆ド卷ヲ掩ハントスルニ至レリ。斯クノ如クニシテ之ヲ讀過スルニ、聳立セル山岳ノ側、谷深ク、目モ將ニ眩セントスルガ如ク、甚ダ危ウクシテ、足モ自カラ蹈ミ難カラントスルニ至ル。然ルニ其ノ精忠ハ、遂ニ貫徹シテ袷衣ノ藜藿ヲシテ天位ヲ得セシトルコトナク、國家ヲ泰山ノ安キニ措クニ至リタルハ、曙光ヲ望ンデ、心神ノ快活ヲ感ズルニ異ナラズ。若シ此ノ神微セバ、如何ニ成リシナランカト思ヘバ、落涙數行自カラ卷ヲ掩ヘリ。時ニ秋風、曉ヲ吹キテ、窓外ノ枯葉ヲ落ス響ノ聞ユルハ、洵ニ凄然タラズンバアラズ。

○公用文

○甲地區裁判所出張所ヲ乙地ニ移轉セン

コトノ請願書

（浦和地方裁判所三二）

現今某地ニ設置セラレ候何區裁判所出張所ハ某郡ノ東北隅ニ僻在シ、人煙ノ稀少ナルニ道路ノ險惡ナル、其ノ交通機關ノ不備ニシテ、某地ノ如キハ、實ニ區裁判所設立地トシテハ、不便此ノ上ナルベクト存セラレ候。殊ニ、霖雨ニ際會セバ、其ノ附近ヲ流ル、某川ノ如キハ、忽チ汎濫シ、是ニ交通ヲ杜絶スルコト數日ニ添ルハ、從來屢々見ル所ノ不便ニ御座候。然ルニ、今ヤ某郡附近ハ、漸次發達シ、殊ニ、乙地ノ如キハ、今回鐵道停車場ヲ設置セラレ候ニ付キ、旅客ノ來往、貨物ノ集散ノ如キ、漸次多キヲ加ヘ、之ヲ停車場未設以前ニ比スレバ、雷ニ霄壤ノ差アルノミナラ

ズ、爾後益發達シテ膨脹セントスルノ兆候ヲ呈シ、將來ハ此ノ附近ニ於ケル一大要地ニ相成ルベキハ、殆ド疑ヲ容レズ。從テ人事々故ノゴトキモ、漸ク多キヲ加ヘ來リタレバ、紛争モ從テ多キヲ致シタル次第ニ候。然ルニ訴訟事件ノ如キ、停車場未設以前ニ數倍シ、之ニ關シテハ、某地ニ至ラザルベカラザルノ不便ヲ生ジ、人民ノ之ガ爲メニ苦痛ヲ感ズルモノ、實ニ少ナカラズ候。殊ニ乙地ハ、實ニ徒事ノ便アルノミナラズ、四通八達ノ要地ニシテ人煙モ甲地ヨリ數倍セルヲ以テ、該區裁判所ヲ乙地ニ移轉セラレンコト切願之至ニ堪ヘズ候。某等乙地人民ノ總代トシテ是ニ本請願書ヲ提出仕候ニ付キ伏而希クハ移轉ノ御談議アラント奉懇願候也敬白

○大坂控訴院地方裁判所ノ新築落成ヲ司

法省ニ報告スル文 (大坂地方裁判所三二)

大坂控訴院、大坂地方裁判所ハ明治何年何月新築起工ニ着手シ爾來專ラ工事進行中

ニ御座候處本日ヲ以テ悉皆落成致候此段不取敢及御報告候也

○分村請願書ヲ郡長ヨリ知事ニ進達スル

際ニ於ケル副申書 (長野縣三二)

本年何月何日、部内甲村ハ、乙村ト分離シテ獨立セントスル儀ニ付同村長及ビ村會議員并ニ人民總代等連署ノ上別紙之通リ願書差出候ニ付キ之ガ關係者ヲ本郡役所ニ召喚致シ詳細聞取り候ニ付直ニ該村ニ出張ノ上精密ナル實地調査ヲ遂ゲタルニ現行法規ノ下ニ於テハ、著シキ不便有之候ノミナラズ、將來ノ事ヲ慮リ候ヘバ此ノ際分離致シ候方却テ兩村ノ爲メニ利益ヲ受クベク、且ツ各々自治ノ財政ニ付テハ、更ニ懸念スル所無之ト確信致サレ候仍テ別紙調査書ヲ添附シ該願書進達候間願意御聽許相成度此段上申候也

○裁判所ノ移轉ヲ長官ニ具申スル文 (新潟地方裁判所三二)

當何裁判所去ル明治何年何月以來新築工事中ニ有之候處本月何日落成一切整頓候ニ付キ本日ヨリ三日間廳舎移轉可仕候此段及具申候也

○前年中某縣管内商工業發達ノ原因並ニ現況

ヲ詳具シ當局大臣ニ申報スル文 (静岡縣三一)

本縣管内ニ於ケル前年度中ノ商工業發達ノ原因並ニ現況左ノ通りニ有之候間此段及申報候也

明治 年 月 日

某 縣 知 事

農商務大臣何某殿

商工業發達ノ原因

商業發達ノ原因ヲ釋スルニ昨年三月三十一日ニ於ケル明治何年度中ニ係ル統計ニ

依レバ、斯々ノ次第ニ有之候處本年同月同日ニ於ケル統計ハ何レモ皆殆下其ノ倍額ニ上リ就中何業ノ如キハ明ラカニ三倍ヲ超過スルノ盛況ヲ呈シ候是レ畢竟鐵道ノ開通ニ伴フト都市ニ於ケル當地製品ノ堅牢ニシテ能ク需用者ノ意ニ投ジ陸總之ガ製品ヲ搬出スルノ結果ニ外ナラズト見認メラレ候尙ホ爾今益々増加ノ傾向ヲ呈シ候間此ノ議ニ乘ジ大ニ當業者ヲ鞭撻シ愈々盛運ニ向ハシメント注意致シ居リ候

工業發達ノ原因ヲ釋スルニ前陳ノ如キ何々品ノ製作等著シク其ノ數ヲ増シタルヲ以テ之ガ需用ニ應ゼンガ爲メ多數個所ノ工場ハ勃然トシテ諸所ニ起リ昨年三月三十一日現在ノ職工ハ何人、資本總額ハ約何萬圓ニ有之候處本年同月同日ノ統計ニ依レバ其ノ數ハ三倍ノ多キニ達シタルガ如キ盛況ニ有之候

商工業ノ現況ニ付テハ大ニ將來ニ期待スル所ニ御座候殊ニ本年ハ農作物ハ何レモ適順ノ氣候ヲ得テ豐作ノ見込ハ既ニ確立シ物價ハ稍低落ニ傾キ候ニ付キ今後甚ダ

シキ變動ノ經濟界ニ起ルコト無之候得バ實ニ有望ノ議ト存セラレ候

○法律科

○憲法

憲法上ニ法律ヲ以テ定ムベキ事項ハ之ヲ命令ニ委任スルコトヲ得ルカ。(新潟縣三三)

憲法上ニ於テ、法律ヲ以テ、定ムベキ事項ハ、法律ヲ以テスルトキハ、更ニ之ヲ命令ニ委任スルコトヲ得ルモノナリ。然レドモ法律ニ依ルコトナクシテ、直接之ヲ命令ニ委任スルコトヲ得ザルモノトス。若シ之ニ反シテ、憲法上法律ヲ以テ定ムベキ事項ナルニ拘ハラズ、直接ニ命令ニ委任スルコトヲ得ルモノト、セバ、主法ノ範圍及ビ命令ノ範圍ヲ攪亂シ、將ニ、憲法ニ於テ、之ヲ分チタル所ノ精神ニ背戻スルノ結果ニ陥ルベシ。我ガ憲法ハ、法律ニ因ルニアラズシテ、直接ニ命令

ニ委任スルコトハ、之ヲ得ズトセリ。然レドモ、一ノ例外ヲ設ケラレタルナリ。即チ緊急勅令是レナリ。是ハ、法律ニ代ルベキ性質ヲ有スルモノナリト雖モ、若シ次期ノ帝國議會ニ於テ、事後承諾ナクシテ廢案ニ歸スルトキハ、始メテ其ノ効力ヲ消滅ス。

豫算ノ性質及ビ効力ヲ論ズベシ。(同)

(一) 豫算ノ性質。

豫算トハ、國家ノ一會計年度間ニ於ケル收入、支出ヲバ、豫メ算出シタルモノナリ。之ヲ詳言セバ、明年度ニ於ケル國庫ノ收支ヲ幾許ナリト豫想シタル見積額ナリ。人或ハ、言フ、豫算ハ法律ナリト。是レ帝國憲法ニ、豫算ハ、議會ノ協賛ヲ經ベシト規定セラレタルヨリ起リシ誤謬ナリト論斷セザルベカラズ。蓋シ、議會ノ協賛ヲ經ベシト規定セラレタルハ、之ヲ要スルニ政府ノ行政ヲ監督セシムルノ精神ニ出デタルニ因リテナリ。依テ直接ニ人民ニ對シテ、之ガ命令ヲナスモノニ

アラズ。行政上ニ於ケル必要ナル費用ヲ支出シ、行政官ヲシテ之ヲ遵守セシムルモノナリ。故ニ、法律ニアラザルコトハ、自カラ明ラカナルベシ。我ガ憲法第六十四條ニ曰ク、國家ノ歳出、歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協賛ヲ經ベシト。之ニ依リテ、之ヲ觀レバ、法律ヲ以テ舉定スベシト規定セザルニアラズヤ。是則チカニ法律ニ依ルニアラザルコトヲ知ルニ足ラン。

(二) 豫算ノ効力

此ノ豫算ノ効力ナルモノハ、那邊ニアリヤト云フニ、歳入ト歳出トニ依リテ、之ガ區別ヲナサザルベカラズ。故ニ、今左ニ其ノ項目ヲ別ツテ、之ヲ論ゼン。

(イ) 歳入ニ對スル豫算ノ効力

此ノ豫算ト、事業其ノ者ニ於ケル豫見ニ外ナラザルナリ。既ニ其ノ豫見タル限リハ、其ノ性質ハ、強制的ノモノニアラザルコト、自カラ明ラカナリ。故ニ、租稅ヲ賦課シテ、之ガ徵收ヲナスガ如キハ、強制的ノ命令ニ基ヅクモノ

ニシテ、必ズヤ、法律ヲ以テスルモノナリ。夫レ歳入ノ豫算ハ、事業ノ見積
リノ標準ニ過ギザルモノナルヲ以テ、假令其ノ實收額ノ豫算ニ超過スルコト
アリト雖モ、又、豫算額ニ達セザルモノアリト雖モ、之ガ爲メニ、其ノ當局
者ノ責任問題ヲ云々スルガ如キコトナシ。

(ロ)歳出ニ對スル豫算

是ハ、歳入ニ對スル豫算ト相異ナリテ、其ノ性質タルヤ、行政上ノ命令ニ屬
スルモノニシテ、行政官ニ於テハ、此ノ命令ノ下ニ、或ル費途、即チ目的ノ
爲メニ、或ル金額ヲ支出スルコトヲ認許セラレタルモノナリ。之ヲ歳入ノ豫
算ニ比ブレバ、既ニ其ノ性質ニ於テ、相異ナレルヲ知ルノミナラズ、豫算ノ
効力ハ、歳出ノ監督ヲ以テ、之ヲ點トナシタルコト亦自カラ明瞭ナラン。

緊急勅令ハ勅令ヲ以テ廢スルコトヲ得ルヤ。(新編縣三二)

緊急勅令ハ、法律ト異ナラザルモノナリ。然レドモ、其ノ形式ニ於テハ、純然タ

ル命令ニシテ、法律ニアラザルコトハ、自カラ明ラカナリ。故ニ、緊急勅令ヲ以
テ、法律ヲ廢止スルコトヲ得ズルハ勿論、假令通常ノ勅令ヲ以テスルモ、亦之ヲ
廢スルコトヲ得ザルモノナリ。是レ緊急勅令ハ、法律ニ代ハルベキ性質ヲ有スル
モノナルヲ以テ、緊急勅令ヲ以テ、緊急勅令法律ヲ廢スルコト能ハザルナリ。

條約ト法律ト抵觸セル場合ニ於テ法律ヲ變更スルガ爲メニ議會
ノ協賛ヲ求ムル必要アリヤ。(同)

帝國憲法第三十七條ニハ、凡テ法律ハ、帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要スト規定セラ
レタリ。故ニ、法律ノ變更ヲナサヌルニハ、議會ノ協賛ヲ經ザルベカラザルヤ
既ニ明ラカナリ。然レバ、條約ト法律ト相抵觸シタル所ノ結果、之ガ法律ヲ變更
セザルベカラザル場合ニ於テモ、亦議會ノ協賛ヲ經ルコト勿論ナリ。蓋シ、議會
ノ協賛ヲ經ルコトハ、帝國憲法上ニ規定セラレタル所ノ一大要件ナレバナリ。

法律命令ノ區別及ビ命令ノ種類ヲ説明スベシ。(岩手縣三一)

(一) 法律、命令ノ區別

此ノ區別ハ、形式上ニ出デタルモノニシテ、實質上ニ於ケルモノニアラズ。之ガ實質上ヨリ論究スルトキハ、法律ト云ヒ、命令ト云ヒ、トモニ、國家ガ行フトコロノ意思ヲ表明スルニ止マルモノニシテ、國民ハ、總テ之ニ服從セザルベカラザルノ義務アルモノトス。然ルニ、獨逸學派ノ說ニ依ルトキハ、法律ハ、國民ノ意思ト、相合一シタルモノナリト云ヒ、「ルーン」一派ノ說ニテハ、法律ハ、國民ノ意思ヲ表明シタルモノナリト雖モ、命令ハ君主ノ意思ニ出デタルモノナリト云ヘリ。然レバ、此ノ兩說ハ孰レヲ是トシ、孰レヲ非トスルヤト云フニ、遺憾ナガラ兩說トモニ非ナリト斷ゼザルベカラズ。我が國ノ制度ニ依レバ、法律、命令共ニ主權者ノ命ズル所ノモノナルヲ以テ、其ノ區別ハ、之ヲ形式ニ依リテセザルベカラザルナリ。即チ法律ハ、帝國議會ノ協賛ヲ經タル天皇ノ命令ナリ。又、命令ハ、帝國議會ノ協賛ヲ經ズシテ發布スル所ノ天皇ノ命令

ナリト解スベシ。唯、帝國議會ノ協賛ヲ經ルト經ザルトノ別アルノミ。

(二) 命令ノ種類

命令ニハ三種アリ、左ニ項ヲ別ツテ、之ヲ論ズベシ。

(甲) 大權命令

此ノ命令ハ、憲法上ニ於ケル大權ノ事項ヲ以テ、之ガ實質トスル所ノ命令ヲ謂フ。大權ノ事項トハ、憲法上ノ規定トシテ、天皇ノ親誠ニ專屬スル所ノ事項ナリ。

(乙) 緊急命令

帝國憲法第八條ニ依ルトキハ、天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ、又ハ、其ノ災厄ヲ避クルガ爲メニ、緊急ノ必要ニ由リ、帝國議會開會ノ場合ニ於テハ、法律ニ代ルベキ勅令ヲ發スルコトヲ規定セラレ、尙ホ、此ノ勅令ハ、次ノ會期ニ於テ、帝國議會ニ提出スベキモノニシテ、若シ議會ニ於テ、之ヲ承諾セザル

トキハ、政府ハ、將來ニ向ツテ、其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スベシト規定セラレタリ。之ニ由リテ、之ヲ觀ルトキハ、假令議會ニ於テ、承諾セザルニモセヨ、一時法律ニ代ルベキ効力ヲ有スルモノタルハ勿論ナリ。

(三) 行政命令

此ノ命令ハ、大權ヲ以テ、定ムベキ事項及ビ法律ヲ以テ、定ムベキ事項以外ノ事項ニ付キテ、帝國議會ノ協贊ヲ經ルコトナクシテ、發スルコロノ命令ナリ。此ノ命令ニハ、執行命令ト補充命令トノ二種アリ。

(甲) 執行命令 天皇ガ、法律ノ執行上ニ於テ、必要ナル爲メニ發スル命令ニシテ命令、即チ勅令ナリ。又ハ法律上ニ於テ、必要ナル爲メニ發セシムル所ノ命令ニシテ、閣令、省令、府縣令、警察令、郡令ノゴトキモノ、即チ是レナリ。

(乙) 補充命令 此ノ命令ハ、公共ノ安寧秩序ヲ維持シ及ビ臣民ノ幸福ノ増

進スルガタメニ發スル命令即チ勅令。又ハ發セシムル命令、即チ閣令、省令、府縣令、警察令、郡令ノ如キモノ是レナリ。

憲法上ノ大權トハ何ゾヤ。(同)

憲法上ニ於ケル大權トハ、天皇ガ、統治機關ノ權限ニ委任スルコトナク、專ラ親裁スル所ノ政務ノ範圍ナリ。而シテ其ノ親裁スル所ノ事項トハ、如何ナルモノヲ云フヤ、是ハ兵馬、宣戰、講和、大赦、特赦、官制、官吏任命等ノゴトキヲ云フ。是等ノ大權ハ、明文ヲ以テ、憲法ニ列記セラル、所ノモノニシテ、天皇ガ親裁スベキ政務ノ事項ハ、統治機關ノ干涉ヲ俟ツコトナクシテ、之ヲ行フコトヲ得ルモノトス。

○ 刑 法

刑法ト刑事訴訟法ノ關係。(長野三三)

刑法トハ、罪ト刑トヲ定メタル法律ヲ云ヒ、刑事訴訟法トハ刑法ヲ適用スル所ノ方法ヲ定メタルモノニシテ、破法者ニ、正常ノ手續ヲ以テ、刑罰ヲ適用シ、之ヲ實行スルヲ以テ、其ノ目的トナス所ノモノナリ。而シテ其ノ手續ヲ分ツテ五段トス。即チ左ノ如シ。

- 一、捜査。
- 二、起訴。
- 三、豫審。
- 四、公判。
- 五、執行。

以上掲グルトコロノ捜査トハ、犯罪者及ビ罪證ヲ捜査スルヲ云ヒ、起訴トハ、相當ノ處分ヲナスコトヲ請求スルヲ云ヒ、豫審トハ、罪證ノ有無ヲ審査スルヲ云ヒ、公判トハ、事業ヲ審案シテ法律ヲ適用スルヲ云ヒ、執行トハ、既ニナサレタル所

裁判ヲ實行スルモノヲ云フ。罪ヲ犯スノ意思ナキ所爲ト、罪ト爲ルベキ事實ヲ知ラズシテ犯シタル所爲トヲ例ヲ擧ゲテ解説セヨ。(岐阜縣三三)

(一) 罪ヲ犯スノ意思ナキ所爲トハ、例ヘバ、父ノ仇ヲ報インガ爲メニ、人ヲ謀殺シタル者アリトセンカ、其ノ人ヲ殺シタルノ意思ハ、即チ犯意ナリ。殺害シタルハ、犯意ヲ貫徹シタルモノナリ。即チ此ノ犯意ナキ所爲ヲ云フ。即チ犯意ナキ所爲ニシテ、法律ハ、之ヲ不問ニ附スルモノトス。是レ之ヲ罰スルノ要ナキモノナレバナリ。今其ノ然ル所以ノモノヲ左ニ列記セシ。

- (イ) 犯意ナキ所爲ニ付テハ、人ノ故ラニ之ニ習フコト能ハザルベキモノナレバナリ。
- (ロ) 犯意ナキ所爲ハ、有意犯ノ如ク、社會ニ危険ヲ與フルノ患ナシ。
- (ハ) 犯罪人ノ意思ニ於テ、改過遷善セシムルノ必要ナケレバナリ。然レドモ之

ニハ例外アリ。過失殺傷及ヒ失火ノ如キ、即チ是レナリ。何故ニ、此ノ例外アリヤト云フニ、其ノ過失タルヤ、稍大ニシテ、社會ニ大害ヲ與フルモノナルガ故ニ、之ヲ責罰シテ不注意ヲ責メ、以テ今後ニ於ケル注意心ヲ喚起セシメンガ爲メニ外ナラズ。

(ニ)罪ト爲ルベキ事實ヲ知ラズシテ犯シタル所爲トハ、例ヘバ有夫ノ婦タルコトヲ知ラズシテ、姦通シタル場合ノ如キ、私通スルノ意思アリテ、姦通シタルモノナリト雖モ、有夫ノ婦ト姦通スルノ意思即チ犯意ナキモノナレバ、之ヲ罰スルコトヲ得ザルモノナルガ如キ、即チ其ノ一例ナリ。

左ノ語ヲ説明スベシ。(山梨縣三九)

(イ)未遂犯。

(ロ)不能犯。

(ハ)中止犯。

(イ)未遂犯。

犯罪ノ實行ニ着手シ、遂ゲントシテ未ダ遂ゲザルモノヲ云フ。刑法第百十二條

ニ依レバ、所謂犯人意外ノ障礙ニ依リ、未ダ遂ゲザルトキトハ、即チ未遂犯ヲ指スモノナリ。未遂犯ニハ、必ズ左ノ三個ノ條件ヲ具備スルコトヲ要ス。

- 一、犯罪ノ實行ニ着手シタル事。
- 二、犯人其ノ實行ヲ止メント欲セバ、止メ得ベキ場合ナル事。
- 三、自カラ其ノ實行ヲ止メタルニアラズシテ、意外ノ障礙ニ依リテ。遂ゲザリシ事。

以上ノ要件ヲ具備スルニアラザレバ、如何ニ不道德ナル行爲ト雖モ、之ヲ未遂犯ト云フコトヲ得ザルナリ。

(ロ)中止犯。

中止犯ハ、之ヲ左ノ四個ニ分ツコトヲ得ベシ。

- 一、犯罪タルベキ行爲ニ着手シタリト雖モ、自己ガ、任意ニ之ヲ止メタル者。
- 例ヘバ人ヲ殺サントシテ、白刃ヲ揮ヒ、之ヲ頭上ニ加ヘントシタルニ、自カ

ヲ願ミル所アリテ、中止シタル場合ノ如キ是レナリ。

二、犯罪タルベキ行為ノ實行ニ着手シタリト雖モ、自カラ任意之ヲ止メタル者。例ヘバ人ヲ殺サントシテ、己ニ其ノ隻脚ヲ切斷シタリ。然レドモ願ミル所アリテ、之ヲ中止シタル場合ノ如キ、是レナリ。

三、犯罪タルベキ行為ヲ實行シ終リタリト雖モ、被害者ニ於テ、或ル行為アルニアラザレバ、當然効果ノ生ズベカラザル時ニ於テ、自己ガ、任意ニ新ナル行為ヲ以テ、嘗テ或ル行為ヲ施サハルガ如クニナシタル者。例ヘバ甲者ガ、乙者ヲ毒殺セントナシ、毒藥ヲ食物ノ中ニ混入シテ、之ヲ乙者ノ前ニ置キ、以テ之ヲ食センコトヲ勸メタリト雖モ、其ノ未ダ食セザルニ當リテ、願慮スル所アリテ、之ヲ投棄シタル場合ノ如キ、即チ是レナリ。

四、犯罪タルベキ行為ヲ實行シ終リタリト雖モ、更ニ別個ノ手段ヲ用ヒテ、自己ガ任意ニ當然生ズベキ效果ヲ防止シタル者。例ヘバ毒殺セントシテ、既ニ

毒藥ヲ服セシメタリ。然レドモ自カラ願慮スル所アリテ、更ニ解毒劑ヲ服用セシメ、以テ其ノ生命ヲ保全スルコトヲ得セシメタル場合ノ如キ、即チ是レナリ。

(ハ)不能犯

不能犯ハ、之ヲ四個ニ區別スルコトヲ得ベシ。即チ左ノ如シ。

一、例ヘバ人ヲ殺サントシテ、其ノ人ナリト確信シテ、偶儒ニ發砲シタル時又ハ、其ノ人ノ既ニ死亡セルヲ知ラスシテ、其ノ屍體ヲ斬リタル場合ノゴトキハ、一ハ、犯罪ノ目的物ノ存在セズ、一ハ、目的物ノ存在スルモ、殺人罪構成ノ資格ヲ缺クモノナレバ、二者ハ、トモニ不能犯ナリ。之ヲ學理上ヨリ論ズルトキハ、目的物ヨリ來ル所ノ絶體的ノ不能犯ト云フ。

二、前例ノ場合ニ於テ、人ノ一室内ニ在ルヲ信シテ、之ニ向テ發砲ヲナシタルニ、他ノ室ニ居レルモノナルヲ以テ、目的ヲ達セザル場合ノ如キ、是レ亦前

例ニ於ケルト同ジ。

三、人ヲ毒殺セントシテ、毒藥ナラザルモノヲバ、毒藥ト信ジテ服セシメタル場合ノ如キ、之ヲ方法ヨリ來ル絶體的ノ不能犯ト稱ス。

四、人ヲ毒殺スルニ足ルベシト信ジタル毒藥ノ分量ハ僅少ニシテ、其ノ効果ナカリシ場合ノ如キ、之ヲ方法ヨリ來ル關係的ノ不能犯ト稱ス。

謀殺犯ト故殺トノ區別。(同)

此ノ區別ヲ解説スルニ當リ、殺人罪ノ一般ノ性質ヲ論定スルノ必要アルモノナレバ、左ニ其ノ事ヨリ解説セントス。

(一)殺人罪ノ一般ノ性質

殺人罪トハ、權利ナクシテ人ヲ殺害スルモノヲ云フ。故ニ、此ノ罪ヲ構成スルニハ、左ノ條件ヲ具備セザルベカラザルナリ。

(イ)生存セル人類タルコトヲ要ス

凡ソ殺人罪ナルモノハ、人ノ生命ヲ奪フモノナルヲ以テ、其ノ物體ト、必ズヤ、生存ズル所ノ人類ナラザルベカラズ。故ニ、苟モ生存セル人類タル限リハ、其ノ人ノ強弱ノ如キ、將タ健康體ナリヤ、否ヤハ、因ヨリ問フ所ニアラザルナリ。之ニ依リテ、死屍ニ對シテ殺人罪ヲ犯スコトヲ得ザルハ勿論ナリト雖モ、疾病其ノ他ノ爲メニ、死ニ瀕シ、到底生存ノ見込ナキモノトイヘドモ、生存セル所ノ人類タルニ相違ナキモノナルヲ以テ、殺人罪ノ目的ニ供スルコトヲ得ベシ。故ニ、假令生存セルモノト雖モ、人類ニアラザル以上ハ、殺人罪ノ物體タルコトヲ得ザルハ勿論ナリ。

(ロ)權利ノ實行ニ出デタルモノナラザルコトヲ要ス

人類ヲ殺害スル雖モ、其ノ行爲タルヤ、權利ノ實行ニ出デシモノナランニハ、之ヲ殺人ノ行爲アリトスルヲ得ザルモノナリ。彼ノ職務ヲ以テ、死刑ノ執行ヲ掌ル者、正當防衛ノ爲メニ、人ヲ殺害シタル者ノ如キハ、皆其ノ權利ヲ實

行セルモノナレバ、殺人ノ行爲トナスコトヲ得ズ。

(ハ)殺人ノ行爲ハ、死亡トノ間ニハ、直接ナル原因、結果ノ關係アルコトヲ要ス。

凡ソ殺人ノ行爲ニハ、其ノ行爲ト死亡トノ間ニ於テ、必ズ直接ナル原因ト結果トノ關係アルコトヲ要ス。若シ之ニ反シテ、直接ナル原因ト結果トノ關係ナキトキハ、殺人罪ヲ構成スルコトヲ得ズ。例ヘバ人ニ傷害セラレタル者、其ノ傷ノ爲メニ、病ヲ得テ死亡シタルトキノゴトキ、原因ト結果トニ於テハ、モトヨリ其ノ關係アリト雖モ、其ノ加ヘラレタル傷害ニ原因スルコトナク、他ノ事故爲メニ死セル場合ノ如キ、直接ニ原因ト結果トノ關係ヲ缺クモノナレバ、之ヲ以テ、殺人罪ニ擬スルコトヲ得ザルナリ。

(二)謀殺

謀殺トハ、豫メ謀リテ、人ヲ殺シタルモノヲ云フ。豫メ謀ルトハ、種々ニ思慮

ヲ費シテ、其ノ方法、手段ヲ考案スルヲ云フ。故ニ、謀殺罪ニアリテハ、殺人ノ決意ト、實行トノ間ニハ、多少ノ時間アルコト、因ヨリ論ナシ。若シ否ラザレバ豫メ謀ルトハ言ヒ難シ。

(三)故殺

唯、一時ノ感激ニ制セラレテ、沈思熟慮スルノ違ナクシテ、咄嗟ノ間ニ起テ、人ヲ殺シタルモノヲ云フ。故ニ、其ノ決意ヨリシテ實行ニ至ルマデ、感激ノ發動ノ斷絶セザリシコトヲ要スルハ勿論ナリ。若シ感激ニシテ消散セザルコトアランカ、其ノ手段ニ於テハ、假令多少ヲ謀リタリトスルモ、之ヲ故殺罪ニ擬スニ何ノ妨ゲカ之アラシヤ。

○刑事訴訟法

保釋ト責付トノ別並ニ保釋責付ヲ取消スベキ場合。(福井地方裁判所三七)

(一) 保釋

勾留中ニ於ケル被告人ノ自由ニ對スル所ノ制限ヲ勾留以外ノ方法ニ依リテ、其ノ目的ヲ達シ得ル場合ニ於テ、身體ノ強制ニ代フルニ、精神上ノ強制ヲ以テスルモノニシテ、之ヲ許サル、場合ニ於テ、必要ナル條件之アリ。左ノ如シ。

(イ) 拘留狀ヲ受ケタル被告人ナルコト。

(ロ) 被告人又ハ法律上代理人ノ請求アルコト。

(ハ) 保證ヲ立ツルコト。

(ニ) 何時ニテモ被告人ハ呼出シニ應ジ、出頭スベキ旨ノ證書ヲ差出スコト。

(ホ) 檢事ノ意見ヲ聞クコト。

(二) 責付

責付ハ、我邦古來ノ制ニシテ、五人組預ケ、又ハ、村預ケ等ノ古制ニ胚胎シタルモノニシテ、裁判所ガ、職權ヲ以テ之ヲ爲スモノナリ。故ニ、被告人ノ請求

ヲ却テザルナリ。即チ之ヲ爲スベキ必要ナル條件ハ、左ノ如シ。

(イ) 檢事ノ意見ヲ聽クコト。

(ロ) 親屬又ハ故舊ヨリ、何時ニテモ呼出シニ應ジ、被告人ヲ出頭セシムベキ旨ノ證書ヲ差出サシムルコト。

(三) 保釋ヲ取消スベキ場合

(イ) 豫審判事、保釋金ヲ沒收シタルトキ。

(ロ) 保釋ノ言渡ヲ取消スコトヲ必要ナリトスルトキ。

(ハ) 被告事件ガ、重罪ナリト思料シ、其ノ裁判所ノ重罪公判ニ付スル所ノ言渡ヲ爲シタルトキ。

公訴ノ時効ヲ設ケタル理由。 安濃津地方裁判所三七)

或ル期間ヲ經過スルトキハ、公訴權ハ、何故ニ消滅スルカ之ヲ純理ヨリ考フルトキハ、斯クノ如キノ理アルベカラザルナリ。其ノ然ル所以ノモノハ、他ナシ。

或ル犯罪トナルベキ行為ヲ行ヒタルモノハ、假令幾年ヲ經過スルモ、嘗テ、或ル犯罪行為ヲナシタルコトナキニ至ルト云フコトヲ得ザレバナリ。例ヘバ甲者ガ、二十年前ニ於テ、乙者ヲ殺害シタルコトアル以上ハ、今日ニ於テモ、殺傷シタルコトノ消滅スル道理アルコトナキハ勿論ナリ。故ニ、既ニ發生シタル公訴權ノ假令年月ヲ經過スト雖モ、之ガ爲メニ消滅スベキ、理ナキヤ既ニ明ラカナルニアラズヤ。

以上ノ如クナルヲ以テ、公訴權ノ消滅スルト云フコトハ、理ニ於テ有ラザルモノナレドモ、時効ニ依リテ消滅スルモノト定メラレタルハ、左ノ理由アルニ依ル。

(一)犯罪後ニ於テ、幾多ノ年月ヲ經過スルトキハ、罪アル又ハ罪ナキヲ證明スベキ證據、徵憑ノ湮滅シ、之ガ爲メニ、判決ノ正當ヲ失スルニ恐アルヲ以テノ故ナリ。

(二)幾多ノ年月ヲ經過スルトキハ、社會公衆ガ、其ノ罪ヲ遺忘スルモノニシテ、

且ツ犯罪者自身モ亦不良ノ事ヲ行ヒタリトノ感想ハ、臆裏ノ外ニ逸出スルモノナレバ、假令之ヲ罰スト雖モ、刑ノ目的上ニ於テハ、無要且ツ無効ナルモノナレバナリ。

(三)幾多ノ年月ヲ經過スト雖モ、之ニ對スル他ノ公訴ノ起ラザルヲ以テ、之ヲ見ルトキハ、犯罪人ハ、自カラ其ノ過ヲ悔イ、以テ善良ノ民トナレリシモノト推定スルニ足ラン。之ニ依リテ、更ニ刑ヲ科スルノ要ナキヲ以テナリ。

如何ナル人が如何ナル場合ニ於テ證言ヲ拒ムコトヲ得ルカ。

(横濱地方裁判所三三)

證言ヲ拒ムコトヲ得ルハ、左ニ記載シタル場合ナリトス。

(一)官吏、公吏又ハ官吏、公吏タリシ者其ノ職務上默秘スベキ義務アル事情ニ關スルトキ。

(二)醫師、藥商、穩婆、辯護士、辯護人、公證人、神職、僧侶等其ノ身分、職業

ノ爲メニ委託ヲ受ケタルニ依リテ、知リタル事項ニシテ、黙秘スベキモノニ關スルトキ。

(三)若シ以上ノ人々ニシテ、證言ヲ拒マントスルトキハ、之ガ拒絶ノ原因タル事實ヲ開示シ、且ツ之ヲ説明スベキ義務アルモノトス。

私訴ハ、判決確定ノ成リタル場合ノ外時効ヲ同ジウスル理由。

(同)

凡ソ民事上ノ時効ハ、刑事上ノ時効ヨリモ長期ナルニ拘ハラズ、犯罪ニ基ク所ノ私訴ノ時効ヲバ、公訴ノ時効ト同一ナラシメタル所以ノモノハ、洵ニ奇怪ナルガ如シト雖モ、深ク之ヲ究ムルトキハ、決シテ其ノ否ラザルヲ知ルニ足ラン。夫レ公訴權ノ時効ニ罹リタルトキハ、社會ハ、既ニ其ノ犯罪事實ヲ遺忘シタルモノニシテ、國家ハ、其ノ犯罪ヲ罰スルヲ得ザルコトヲナシタリ。然ルニ被害者ニ於テ、尙ホ之ガ犯罪ヲ原因トナシテ以テ私訴ヲ起スコトヲ得ルモノトスレバ、是レ公訴

ハ何ニ由リテ設ケラレタルヤ、之ヲ設ケラレタル精神ニ反スルノ奇觀ヲ呈スルニ至ルベシ。又、私訴ニ付キテ、有罪ノ確定判決アリタル場合ニ限り、民法ノ時効ニ從ハシムル所以ノモノハ、被告人ガ、既ニ、刑ノ言渡ヲ受ケテ、其ノ裁判ノ確定セルモノナルトキハ、公訴權ハ、茲ニ始メテ消滅スト雖モ、被告人ハ、犯罪人タルコトヲ確認セラレタルモノナルヲ以テ、被害者ハ、其ノ犯罪ヲ原因トナシ、以テ之ガ賠償ヲ求ムルモ、時効ノ旨趣ト毫モ抵觸スルモノナケレバナリ。

告訴ト告發ノ差異。(同)

(一)告訴

告訴ハ、被害者ヨリ犯罪アルコトヲ官ニ申告スルモノナリ。犯罪ニ原因シテ害ヲ被リタル以上ハ、其ノ被害者ノ幼者ナルト、否トニ論ナク、將タ婦人タルト否トヲ問ハズ、之ガ告訴ヲ爲シ得ルモノナリ。其ノ告訴ヲナスハ、犯罪ノ地若クハ被告人所在ノ地ノ檢察官又ハ司法警察官ニ向ツテ爲スベキモノトス。蓋シ犯

罪ノ地、又ハ、被告人所在ノ地ハ、豫審及ビ公判ノ管轄ニ屬スルモノナレバナ
リ。

(二)告發

告發トハ、犯罪ノ受働体ニアラザルモノ即チ其ノ被害者ニアラザルモノヨリ、
犯罪アルコトヲ官ニ申告スルヲ云フ。之ニ公ノ告發及ビ私ノ告發ノ二種アリ、
公ノ告發トハ、官吏若クハ公吏ガ、其ノ職務上ヨリスルモノ、私ノ告發トハ、
一私人ヨリスルモノ、即チ是レナリ。

(三)告訴、告發ノ差異

(イ)告訴ハ、被害者ヨリ犯罪アルコトヲ申告スルモノナレドモ、告發ハ、被害
者ニアラザル者ヨリ、之ヲ官ニ申告スルモノトス。

(ロ)告訴人ハ、被害者タルヲ以テ、民事原告人トナルコトヲ得トイヘドモ、告
發ハ、之ニ反ス。

(ハ)被告事件ニシテ、告訴ニ係ルモノナルトキハ、檢事ヨリ有罪ノ見込ナキヲ
以テ、起訴ノ處分ヲナサル場合ニ於ケルガ如キニハ、其旨ヲ告訴人ニ通知
スト雖モ、告發ニ係ルモノナルトキハ、之ト相反セリ。

(ニ)告訴ヲ爲スハ、犯罪ノ地又ハ被告人所在ノ地ノ檢事又ハ司法警察官ニ向テ
之ヲ爲スコトヲ得ルモノナレドモ、公ノ告發ハ、必ズ其ノ職務ヲ行フ處ノ地
ノ檢事ニ之ヲ爲サルベカラズ。又告訴ノ場合ニ於テハ、告訴人ノ所在地ニ
之ヲ爲スコトヲ得ズト雖モ、私ノ告發ノ場合ニ於テハ、告發人ノ所在地檢事
又ハ司法警察官ニ之ヲ爲スコトヲ得ルモノナリ。

(ホ)告訴ハ、法律上代理人ニヨリテ之ヲ爲スコトヲ得ルト雖モ、告發ハ、代理
人ノ資格ヲ以テシテハ、之ヲ爲スコトヲ得ズ。

訴ヲ受ケズシテ裁判ヲ爲シ得ル場合アリヤ。(同)
凡ソ裁判所ノ行爲ハ、刑事ノ原告官タル檢事ノ起訴ニヨリテ、之ガ事件ヲ裁判ス

ルモノナリ。然レドモ、之ニ對シテ例外アリ。即チ現行犯ニ係ル豫審ノ場合ニ於ケルガ如キ、是レナリ。此ノ場合ニ於テハ、訴ヲ受ケズシテ裁判ヲ爲スコトヲ得ベキモノトス。換言セバ、豫審判事ハ、檢事ヨリモ先キニ重罪又ハ地方裁判所ノ管轄ニ屬スル所ノ輕罪ナリト思料スル現行犯アルコトヲ知りタル場合ニ於テ、其ノ事件ノ極メテ急速ヲ要スルモノナルトキハ、檢事ノ起訴ヲ俟ツニ及バズ、檢事ニ其ノ旨ヲ通知シテ直チニ豫審ニ着手スルコトヲ得ルモノナリ。尙ホ其ノ他豫審處分ヲモ爲スコトヲ得ルモノトス。

公訴私訴ノ區別及ビ消滅原因。

(一) 公訴

公訴ハ、刑ノ適用ヲ要求スル訴ヲ云フ。故ニ、犯罪アリテ始メテ、公訴ノ發生スルモノナリ。否ラザレバ、刑ヲ適用スベキ事物ナキガ故ニ、公訴ハ、發生スルノ理ナキモノトス。而シテ公訴ノ目的トスル所ハ、刑ノ適用ヲ要求スルニア

リ。然ルニ犯罪ノ證明ヲ以テ、公訴ノ目的トスル所ノ學者アリ。其ノ說ニ依レバ、公訴ノ第一ノ目的トスル所ノモノハ、罪ノ證明ニシテ、刑ヲ適用スルハ、第二ノ目的ナリト云フニアリ。然レドモ、此ノ說タルヤ、誤レリト云フベシ。抑モ、公訴ナルモノハ、法律ヲ破リタル者ニ刑罰ヲ當行センガ爲メニ行フモノニシテ、犯罪ノ證明ハ、刑罰ヲ適用スル上ニ於テ、必要ナルニハ相違ナシト雖モ、唯、犯罪ヲ證明スルノミニテハ、之ニ制裁ヲ加ヘ得タルモノナリト云フコトヲ得ザルモノナリ。若シ右ノ論者ノ云フガ如ク、證明ハ、刑罰ノ適用上ニ於テ、必要缺クベカラザルガ故ニ、之ヲ以テ公訴ノ目的ニ出デタリトナサバ、家宅搜查ノ如キ、將タ、身体検査ノ如キ、又、犯人逮捕ノ如キ、或ハ未決拘留ノ如キ、孰レモ皆公訴ノ目的ナリ論定セザルベカラザルニ至ラン。豈ニ斯クノ如キ理アラシヤ。蓋シ論者ハ、目的ト手續トヲ混同シタルヨリ起リシモノナルベシ。

公訴ハ、檢事ノ之ヲ行フモノニシテ、公訴權ハ、國家ニ屬スルモノナレドモ、國家ハ、無形ノ人ナルヲ以テ、國家ハ、自カラ之ヲ行フコトヲ得ズ。故ニ、國家ハ、公訴ヲ實行セシムルニ、之ヲ檢事ニ委在シタルモノナリ。夫レ公訴ハ、檢事之ヲ行フモノナリト雖モ、敢テ檢事ノ有ニアラズ、從テ之ヲ左右スルノ權ナキモノナリ。何トナレバ、刑罰權ハ、國家ニ屬スルモノニシテ、之ヲ實行スル公訴權ノ獨リ檢事ニ屬スベキノ理ナキヲ以テノ故ナリ。之ニ由リテ、左ノ結果ヲ生ズルニ至ルベシ。

(イ)檢事ハ、起訴ノ前後ヲ問ハズ、其ノ犯罪事件ニ付テハ、和解ヲナスノ權ヲ有スルコトナシ。

(ロ)檢事ハ國家ヨリ公訴權ヲ委任セラレタルモノナレバ、之ヲ他ニ讓ルベキ權ヲ有セズ。

(ハ)檢事ハ、既ニ爲シタル公訴又ハ上訴ヲ停止シ又ハ之ヲ拋棄スルノ權ヲ有セ

ズ。

(ニ)檢事ハ、上訴權ヲ拋棄スルノ權ヲ有セズ。故ニ、假令檢事ノ要求ノコトキ判決ヲ得ルニモセヨ、後ニ、其ノ判決ノ不當ナルコトヲ認めタル限りハ、上訴ヲナスモ敢テ妨グズ。是レ檢事ハ上訴權ヲ拋棄スルコトヲ得ザルモノナレバナリ。

(三)私訴

私訴トハ、公訴ノ原因タル事實ニ因リ、受ケタル所ノ損害ノ回復ヲ要求スルトニコノ訴ヲ云フ。而シテ其ノ發生ノ時期如何ト云フニ、私訴權ハ、私益ヲ害スル犯罪ヨリ起レルモノニシテ、之ガ爲メニ私訴權ハ發生スルナリ。凡ソ犯罪ニハ、公益ヲノミ害スルモノ、例ヘバ私人ニ何等ノ損害ヲモ加ヘザル單純ナル未遂故罪ノ如キ、又ハ、單純ナル國事犯罪ノ如キ、即チ是レナリ。又、公益及ビ利益ヲ併セ害スル所ノ犯罪、例ヘバ強盜ノ如キ、將夕竊盜ノ如キモノ、即チ是

レナリ、而シテ公益ト私益トヲ害スル犯罪ハ、即チ私訴發生ノ原因トナレルモノトス。是レ或ル特定ノ一人ニ於テ、之が損害ヲ受ケタルモノナレバナリ。然レドモ、公益ノミヲ害スル所ノ犯罪ヨリ私訴權ノ發生スルコトハ、之アラザルナリ。是レ損害ヲ受ケタル所ノ特定ノ私人、之ナキモノナレバナリ。之ヲ要スルニ、私訴權ナルモノハ、其ノ源ハ、之ヲ犯罪ニ發スルモノナリト雖モ、就レノ犯罪モ、私訴權發生ノ原因ナリト解スベカラザルナリ。又、公益及ビ私益ヲ併セテ害スル所ノ犯罪ナリト雖モ、私訴權ハ、必ズシモ之ニ伴フ所ノモノナリト解スベカラズ。サレバ、私訴權ナルモノハ、私權ヲ毀損セル所ノ事實ト共ニ發生スルモノト解セザルベカラザルナリ。

凡ソ私訴權ノ發生スルニハ、三要件ノ具備セザルベカラズ。即チ左ノ如シ。

(イ) 公訴ノ原因タル事實アルコト。

(ロ) 此ノ事實ヨリシテ、現ニ損害ヲ受ケタルモノナルコト。

(ハ) 此ノ損害ハ、間接ノモノナラズシテ、直接ノモノナルコト。

又、私訴ノ目的トスル所ハ、侵害セラレタル私權利ノ回復ヲ要求スルヲ以テ、之ガ目的トスルモノニシテ、二個ノ方法アリ。一ハ、損害賠償、一ハ贓物ノ返還、即チ是レナリ。

(三) 公訴、私訴ノ區別

(イ) 公訴ハ、刑ヲ適用スルコトヲ目的トスレドモ、私訴ハ、私權ノ回復ヲ以テ、其ノ目的トス。

(ロ) 公訴權ハ、社會ニ屬スルモノナレドモ、私訴權ハ、被害者ニ屬ス。故ニ公訴權ハ、檢事之ヲ行フト雖モ、私訴權ハ、被害者之ヲ實行スルモノナリ。

(ハ) 公訴ハ、被告人ノ死去ニ依リテ、消滅スルモノナレドモ、私訴ハ、消滅セザルナリ。

(ニ) 公訴ハ、刑事裁判所ニ之ヲ起スベキモノナレドモ、私訴ハ、或ハ、公訴ニ

附帶シテ、刑事裁判所ニ之ヲ起シ、或ハ、別ニ民事裁判所ニ之ヲ起スコトヲ得ルモノトス。

(ホ) 公訴ハ、被告人精神錯亂ニ依レルカ、又ハ、疾病等ノ爲メニ、之ガ實行ヲ中止スルコトアリト雖モ、私訴ハ、公訴ニ附帶スルトキノ外、中止セラル、コトナキモノナリ。

④ (四) 公訴消滅ノ原因

此ノ原因ハ左ノ如シ。

- (イ) 被告人ノ死去。
- (ロ) 告訴ヲ待テ受理スベキ事件ニ付テハ告訴ノ拋棄。
- (ハ) 確定判決。
- (ニ) 犯罪ノ後、頒布シタル法律ニ依リ其ノ刑ノ廢止。
- (ホ) 大赦。

(一) 時効。

(五) 私訴消滅ノ原因。

此ノ原因ハ左ノ如シ。

- (イ) 拋棄又ハ和解。
- (ロ) 確定判決。
- (ハ) 時効。

故障ノ期間及ビ其ノ起算點。(四)

此ノ期間ハ、刑事訴訟法第二百二十八條ニ定ムル所ニシテ、三日間トス。之カ起算點ニニアリ、左ノ如シ。

- (一) 罰金以下ノ刑ヲ言渡シタル判決及ビ私訴ノ判決ノ場合ニシテ、即チ缺席判決ノ送達ヲ以テ始マルモノトス。
- (二) 禁錮ノ刑ヲ言渡シタル判決ノ場合ニシテ、即チ被告人自カラ其ノ送達ヲ受ケ、

又ハ、判決ノ執行ニ因リ、刑ノ言渡シアリタルコトヲ知リタル日ヲ以テ、始マ
ルモノナリ。

公判ニ於テハ如何ナル場合ニ無罪ヲ言渡シ、如何ナル場合ニ免
訴ヲ言渡スベキヤ。(同)

公判ニ於テ、無罪ヲ言渡スベキ場合ニニアリ左ノ如シ。

- (一) 犯罪ノ證憑十分ナラザルトキ。
- (二) 被告事件、罪トナラザルトキ。
- 公判ニ於テ、免訴ヲ言渡スベキ場合ニ四アリ、即チ左ノ如シ。
- (一) 公訴ノ時効ニ罹リタルトキ。
- (二) 確定判決ヲ經タルトキ。
- (三) 大赦アリタルトキ。
- (四) 法律ニ於テ、其ノ罪ヲ全免スルトキ。

同一事件ニ付キ同時ニ又ハ日時ヲ異ニシテ甲乙二個ノ裁判所ニ
起訴アリタルトキ其ノ管轄ハ何レノ裁判所ニ屬スルヤ。

(長野地方裁判所三二)

刑事訴訟法第二十七條ニ依レバ、數個ノ裁判所ノ管轄ナル場合ニ於テハ其ノ中ニ
テ、最初豫審又ハ公判ニ於テ、着手シタル裁判所ヲ以テ其ノ管轄ナリトストアリ。
之ニ由リテ、之ヲ觀ルトキハ、本問ノ如キ場合ニ於テハ、最初豫審又ハ公判ニ着
手シタル裁判所ガ、其ノ管轄裁判所タルヤ、既ニ明ラカナル所ナリ。

公判始末書ニ記載スベキ事項ヲ列擧ス可シ。(同)

- (一) 公ニ辯論シタルコト、又ハ、公開ヲ禁ジタルコト及ビ其ノ事由。
- (二) 被告人ノ訊問及ビ供述。
- (三) 證人、鑑定人ノ供述及ビ宣誓ヲ爲シタルコト。若シ宣誓ヲ爲サザルトキハ、
其ノ事由。